

森川海の総合診断 個別指標の提案

指標 1：森林面積のうちの天然林の割合	215
指標 2：海岸以外の生態系でみられる生物の出現状況の変化	216
指標 3：漁獲生物の分類群別組成の変化（※）	216
指標 4：海岸生態系の生物の出現状況（※ 個別リストの選定について追記）	217
指標 5：土地利用強度（LUI: Land Use Intensity）の変化	217
指標 6：里山・鎮守の森の残存数の変化	218
指標 7：河道の侵食・運搬・堆積作用の変化	219
指標 8：干潟・藻場・サンゴ群落面積の変化（※ サンゴ群落を追加）	219
指標 9：人工海岸の割合（※）	220
指標 10：有害物質の測定値（※ ただし、流域全体に範囲を拡大）	221
指標 11：貧酸素水の確認頻度	221
指標 12：流域の流出係数	222
指標 13：水面積あたりの流入負荷量	222
指標 14：透明度の変化（※）	223
指標 15：赤潮の発生頻度（※）	224
指標 16：負荷と滞留のバランス（※）	224
指標 17：潮位振幅の変化（※）	226
指標 18：底質環境（※）	226
指標 19：無酸素水の出現状況（※）	226
指標 20：底生魚介類の漁獲量（※）	227
指標 21：沿岸域総合管理計画の策定の有無	227
指標 22：若年女性人口の増減	228
指標 23：若年層の正規雇用労働者の割合	228
指標 24：地域特産品の製造・加工における地域内関連産業の規模	228
指標 25：観光拠点におけるイベント数と訪問者・参加者数	229
指標 26：人口の社会増減の変化	229
指標 27：防災訓練の実施・参加者数	229
指標 28：ゴミの最終処分量	230
指標 29：交通拠点の数	230
指標 30：住民に対する情報発信数	230
指標 31：4人以上もしくは三世帯世帯の比率	231
指標 32：地域交流拠点の利用者数	231
指標 33：伝統行事への参加者数	231
指標 34：沿岸域（森川海）の特性やその保全、持続的利用を教える独自教材の数	232

1. 自然環境
 - 1.1. 生態系の安定性
 - 1.1.1. 生物組成

指標 1：森林面積のうちの天然林の割合

検査の趣旨

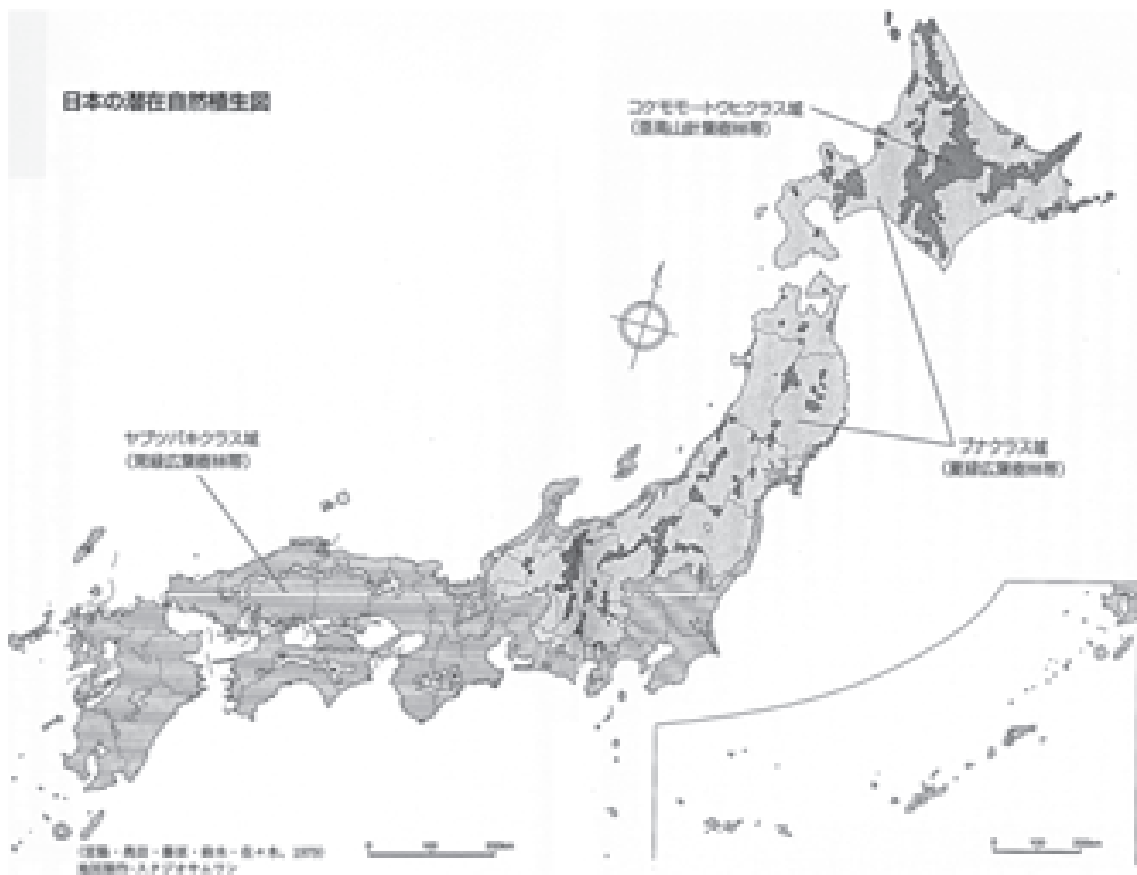
森林生態系を構成する樹種の多様性をチェックする。ただし、その他の潜在的な自然植生に基づいた森林を基本とする。

検査方法

望ましい潜在的な自然植生を形作る樹種は、地域・高度によって異なり、固定的な多様性のチェックリストを作成することは難しい。そこで、簡易的に、天然林の存在量で代替することとする。森林面積および、人工林の面積は市町の統計として把握することができるので、

$$\text{天然林の割合} = (\text{森林面積} - \text{人工林面積}) / \text{森林面積}$$

として、算出する。



宮脇昭 (2006)：木を植えよ、新潮新書、112-113 頁より

指標 2：海岸以外の生態系でみられる生物の出現状況の変化

検査の趣旨

沿岸域生態系の内、森林（植生）や海岸（磯、干潟、藻場、サンゴ礁）を除く、全体的な生物の生息状況、生物組成をチェックする。

検査方法

調査対象は、多岐にわたり、徹底的な調査が難しい項目である。生物の上位性および、データの整備状況などを参考に、猛禽類（ワシ・タカ類）、陸生鳥類（ヒヨドリ、ウグイス、シジュウカラ等）、ガン・カモ類、シギ・チドリ類、都市の鳥（スズメ・カラス等）の出現状況、組成割合を調査する。

日本野鳥の会による調査、モニタリングサイト 1000 による調査などを参考として、最近 10 年間の出現状況の変化に着目する。例えば、猛禽類や陸生鳥類の減少は森林への直接・間接の開発の影響や森林生態系の劣化、ガン・カモ類の減少は水辺環境の変化、シギ・チドリ類の減少は干潟などの水辺の環境変化と共に、餌生物の減少などとの関連が示唆される。また、近年、都市に住み着く鳥類の増加、行動の変化が観察されており、身近に観察できる陸上生物の代表種として着目する。

指標 3：漁獲生物の分類群別組成の変化（※）

検査の趣旨

魚類を中心とした食物連鎖の高次の生物組成をチェックする。

検査方法

漁獲量は長期にわたる生物情報で、海湾に生息する生物構成の指標として利用可能であり、農林水産統計年報で容易に把握できる。

使用データ：漁業地区別魚種別漁獲量

（漁業地区別あるいは魚種別のデータがない場合がある）

農林水産統計に基づき、各海湾の沿岸に位置する漁業地区別の最近 20 年間の魚種別漁獲量データを検査対象とする。20 年間の分類群別漁獲量を算出し、最優占分類群の漁獲割合及び漁獲量に着目する。漁獲割合、漁獲量ともに 20 年間の平均値と最近 3 年間の平均値を算出し、その比を検査値とする。分類群は浮魚、底魚、底生動物（貝類除く）、貝類、海藻類とする。漁獲対象種の分類は下表を基本とする。

浮 魚	イワシ類、アジ類、サバ類、ブリ類などの回遊性の魚類で遠洋・沖合漁業で漁獲されるマグロ類やカジキ類は除外している。
底 魚	上記、浮魚を除く魚類で同様に遠洋・沖合漁業で漁獲されるマグロ類やカジキ類は除外している。ヒラメ類やタイ類など。
底生動物(貝類除く)	エビ類、カニ類、タコ類、イカ類、ウニ類やその他の水産動物。
貝 類	アワビ類、サザエ類、ハマグリ類、アサリ類。
海 藻 類	ワカメ類、テングサ類などの採藻による漁獲。

指標 4：海岸生態系の生物の出現状況（※ 個別リストの選定について追記）

検査の趣旨

海岸生物などを中心に比較的低次の食物連鎖構造を担う生物組成をチェックする。

検査方法

沿岸海域を構成する4つの場（磯場、砂浜、干潟、藻場）をできるだけ含むようにして海岸を散策し、出現した生物種を記録する。その際に観察した生物やその生息環境について写真撮影等で記録しておくとなお良い。

生物は水温が高い夏季に活発に活動する。岩の間に生息する生物や穴の中に棲む生物は地表に出てきて活動するため、夏季に調査をすると生物も見つけやすい。従って、基本的には6月から9月ごろにかけて調査をすることが望ましい。しかし、アラメやカジメなどの海藻類は、秋季から冬季にかけて繁茂するため、海藻をチェックする磯場では必要に応じて、秋季または冬季にも調査を行うことが望ましい。

代表種と選定した海岸生物のうち、以上の現地調査によってどの程度の種類を確認できたかを検査値とする。代表種は海湾ごとに設定しており、全国の閉鎖性海湾88海湾のうち84海湾での設定種が提示されている。これ以外の海湾で検査を実施する場合は海湾の地理的位置、大きさなどが近い海湾の代表種を参考に標準的にみられる種（典型種）、生態系の食物網の上位に位置する種（上位種）、その土地特有の種（希少種）の他、海においては、生活史の観点から回遊種、定在種などにも着目して選定頂きたい。

基礎データとして、環境省が実施するモニタリングサイト1000などの資料が有効である（<http://www.biodic.go.jp/moni1000/findings/index.html>）。

1.1.2. 生息空間

指標 5：土地利用強度（LUI: Land Use Intensity）の変化

検査の趣旨

自然的な生態系の循環を残す土地（天然林や自然海岸だけでなく水田や里山などを含む）の割合の改変率により、生物生息空間の変化をチェックする。

検査方法

元来の土地利用強度（LUI）は、原始的自然を残す土地面積（O）と、その土地が農地に変った面積（OC）、放牧地に変った面積（OP）、都市に変った面積（OU）を用いて

$$LUI = \log \{(OC + OP + OU) / O\}$$

として、定義されている（Hurt et al. 2011）。この指標を、既にある程度開発が進んだ土地に適用するために、自然的な水循環からの変化を測る指標として、行政データとして把握しやすい下水道の整備率を用いて、自然的な生態系の循環を残す土地（O'：下水道が整備されていない土地＝市域一下水道整備面積）と、ここ 10 年で下水道が整備された面積（OU'）を用いて

$$LUI' = \log \{OU' / O'\}$$

で算出する。ただし、状況によっては、OU'には、地方部で導入が盛んな個別浄化槽などの整備割合なども加味する必要があること、下水道整備率と実効的な下水道への接続率が異なる場合があることなどに注意しなければならない。

指標 6：里山・鎮守の森の残存数の変化

検査の趣旨

人々が関わり残してきた森林生態系の残存をチェックする。

検査方法

人手をかけて落葉広葉樹を中心とした森林である里山は、15年から20年に1度燃料となる木炭や薪をとるために伐採し、2-3年に1度田んぼの肥料や牛小屋の下に敷くために下草がかられることで雑木林として土地ごとに季節ごとに多様な生態系として存続してきた。一方、鎮守の森は土地本来の森であり、高木、亜高木、低木、下草の自然のシステム（棲み分け）がしっかりしており、基本的に人手が入らないことで存続する森である。両者とも、現在の開発が進む日本において、意図的に残されてきた自然であり、今後とも防災の面からも環境保全の面からも、さらには景観や、精神的な安らぎを与える場として、多くの生態系サービスを供給する場として保全していくべきものである。

こうした場の正確な測量や把握は難しく、第1次近似として、里山、鎮守の森の数として把握する。森林公園や都市公園なども、同様の森として参考的に計数することも推奨される。公的記録（公園、社などの所在）や聞き取り、地図（航空写真）等による確認などで10年前の数と現在の数の比較、変化割合を指標とする。



宮脇昭（2006）：木を植えよ、新潮新書、29 頁より

指標 7：河道の侵食・運搬・堆積作用の変化

検査の趣旨

河道の地形的変化と機能の変化をチェックする。

検査方法

河道は、表面水を運搬し配分する機能を持ち（利水）、出水時の洪水を流し（治水）、河川生態系の基盤となる（環境）多様な機能を持つ。人間生活にとっても、生態系にとっても欠かせない地形であり、森川海の連関を考える際に重要な構成要素である。

しかし、河道の付け替えや、隆起面積の変化などが起こることは少なく、その機能の変化を定量化することは難しい。ここでは、自然河道が治水のためにコンクリートブロックなどで護岸された後、多機能型自然工法の適用により自然河川もしくは反自然河川に再生されていることに着目し、第 1 次近似として、河道の改修率を持って河道の機能変化を抽出する。

$$\text{河道の改修率} = \left(\frac{\text{10 年で人工化された河道延長} - \text{10 年で自然・半自然河道に再生された河道延長}}{\text{河道延長}} \right)$$

指標 8：干潟・藻場・サンゴ群落面積の変化（※ サンゴ群落を追加）

検査の趣旨

生物が多く生息する浅海域の代表として干潟や藻場の変化をチェックする。

検査方法

環境省では、自然環境保全基礎調査において日本全国の藻場・干潟面積の集計を実施している。自然環境保全基礎調査は全国的な観点から我が国における自然環境の現況及び改変状況を把握し、自然環境保全の施策を推進するための基礎資料を整備するために、環境

省が昭和 48 年度より自然環境保全法第 4 条の規定に基づきおおむね 5 年ごとに実施している調査である。

この調査では干潟に関しては最も古いデータが 1945 年という古いデータであり、過去のデータは高度成長に伴う激しい開発以前の海湾が本来「あるべき姿」を検討する際の有効なデータとなる。ただし、1945 年のデータでは検査できる海湾にかなり限りがあることから、最低でも干潟、藻場ともに 1978 年時点のデータと現状（最新データとして 1993 年）との面積の変化を検査値としている。上記以外の資料より高度成長期以前と以降の干潟・藻場の面積データを持っている場合はそのデータを用いた検査をお勧めしたい。

指標 9：人工海岸の割合（※）

検査の趣旨

埋立てや護岸整備等の人間活動による生物の生息空間の変化をチェックする。

検査方法

環境省では、自然環境保全基礎調査において日本全国の海岸線の延長をその形態別に集計を行っている。自然環境保全基礎調査は全国的な観点から我が国における自然環境の現況及び改変状況を把握し、自然環境保全の施策を推進するための基礎資料を整備するために、環境省が昭和 48 年度より自然環境保全法第 4 条の規定に基づきおおむね 5 年ごとに実施している調査である。

調査対象となった海岸線は、「全国海岸域現況調査」（建設省、昭和 50 年度）の「海岸区分計測図」に表示されている海岸線で、短径 100 m 以上の島を含む全国の海岸線を対象としたものである（ただし、いわゆる北方領土を含まない）。該当する都道府県は全国で 39 都道府県であった。

環境省においては海岸線形態を自然海岸、半自然海岸、人工海岸および河口部の 4 つに整理しておりそれぞれの海岸線の定義は以下のとおりである。なお、近年日本全国で行われている“沿岸の自然再生”によって造成された人工干潟や人工藻場などは人工海岸に含めないように注意する必要がある。

1) 自然海岸	海岸（汀線）が人工によって改変されなくて自然の状態を保持している海岸（海岸（汀線）に人工構築物のない海岸）。
2) 半自然海岸	道路、護岸、テトラポット等の人工構築物で海岸（汀線）の一部に人工が加えられているが、潮間帯においては自然の状態を保持している海岸（海岸（汀線）に人工構築物がない場合でも海域に離岸堤等の構築物がある場合は、半自然海岸とする。）
3) 人工海岸	港湾・埋立・浚渫・干拓等により人工的につくられた海岸等、潮間帯に人工構築物がある海岸。
4) 河口部	河川法の規定（河川法適用外の河川にも準用）による「河川区域」の最下流端を陸海の境とする。

ここでは、上記のデータを用いて、各海湾の沿岸に存在する市町村での人工海岸の占める割合を算定し、検査値とする。なお、市町村別のデータでは必ずしも各海湾の沿岸に限

った人工海岸の割合を算定できない場合があり、さらに精度の高いデータを手に入れる場合はそのデータでの検査をお勧めしたい。

1.1.3. 生息環境

指標 10：有害物質の測定値（※ ただし、流域全体に範囲を拡大）

検査の趣旨

斃死や奇形など生物にとって致命的な悪影響を与える重金属やダイオキシン類の影響をチェックする。

検査方法

有害物質に関しては、人体への直接的な影響も問題となるため、公共用水域水質測定調査（健康項目）、化学物質環境安全性総点検調査（水質・底質、生物モニタリング）を中心に各地方自治体主体の調査結果が比較的速やかに公表されている。特にダイオキシン、環境ホルモン等について、各自治体が積極的に情報公開しているだけでなく、各自治体等からも情報を得ることができる。

ここでは、公共用水域水質測定（健康項目）の 20 年間の測定結果を検査対象とする。各健康項目の測定結果の最大値と環境基準値との比を算出し、検査値とする。なお、公共用水域水質測定が行われていない海湾・流域では、有害物質の影響とみられる奇形生物の発見例がないことや有害物質の発生源として疑われる鉱山、流入河川及び工場等がないことよって良好（A）と診断してもよい。

指標 11：貧酸素水の確認頻度

検査の趣旨

生物の呼吸に絶対的な悪影響を与える貧酸素水の発生状況をチェックする。ここでの貧酸素水塊の定義は底生生物の生息状況に変化を起こす臨界濃度（水産用水基準（2000 年版）（平成 12 年 12 月、（社）日本水産資源保護協会）参照）として、4.3mg/L 未満とする。

検査方法

公共用水域水質測定結果では水深方向に上層・中層・下層という分類で調査を実施しているが、全ての調査点で全ての層の観測結果があるわけではない。ここでは貧酸素化しやすい下層のデータのみを検査対象とする。最新の下層の全溶存酸素量データ数のうち貧酸素水となっているデータ数の比を算出し、検査値とする。

公共用水域水質測定結果のデータは、下層におけるデータの不足が否めない。また、同データは水質汚濁の監視を目的に調査を実施されており、水質汚濁が懸念される沿岸部に調査点が偏って配置されている。そのため湾中央部のデータも不足している。現在日本の内湾で大きな問題となっているため、海の再生プロジェクトが実施されている東京湾、大

阪湾、伊勢湾、広島湾では、貧酸素水塊の一斉調査が実施されている。中央環境審議会は、第 8 次の水質総量規制のあり方についての答申の中で、底層の貧酸素水塊の発生を問題として指摘しており、今後の調査の充実が期待される。

その他、内湾の底層の溶存酸素量を把握している調査として浅海定線調査がある。浅海定線調査は、各自治体の水産部局において実施されている漁況海況予報事業の一部であり、沿岸域の定点観測を実施しているものである。調査項目は水温・塩分等であるが、一部溶存酸素量の調査も行われている。鉛直方向の観測層数が多いことが特徴であり、各自治体により実施頻度は異なるが、概ね月に 1 ～ 2 回実施されている。浅海定線データは水温・塩分については 5 ～ 6 層程度の観測が行われているが、その他の項目については、実施主体によって大きく異なる。浅海定線データを用いる場合は最下層のデータを対象として検査を行う。浅海定線データは湾中央部の調査点が多く含まれており、公共用水域の測点配置と比べると、均一に配置されていると言える。しかしながら、浅海定線は公共用水域水質測定結果に比べてデータの公共性が低いため、データ収集が困難であり利用しづらい現状がある。

1.2. 物質循環の円滑

1.2.1. 流入負荷

指標 12：流域の流出係数

検査の趣旨

降雨によって流域にもたらされた水が地表を流下する割合をチェックする。

検査方法

降雨によって流域にもたらされた水は、地中への浸透、樹木・農作物への吸収、蒸発散等により減少するため、河川流量を全て足し合わしても降雨量と一致しない。地表水として流下する淡水量の全降雨量に対する比を流域の流出係数と呼ぶ。これが 1 に近いほど、不透水性で短期間での流出特性をもつ流域であり、森林や田畑など、自然循環の大きな流域では小さな値となる（例えば、都市域で 0.9、自然山地で 0.3）。

第一次近似として、

$$\text{流出係数} = \text{河川流量の総和} \div (\text{流域面積} \times \text{降雨量})$$

として計算することができる。

指標 13：水面積あたりの流入負荷量

検査の趣旨

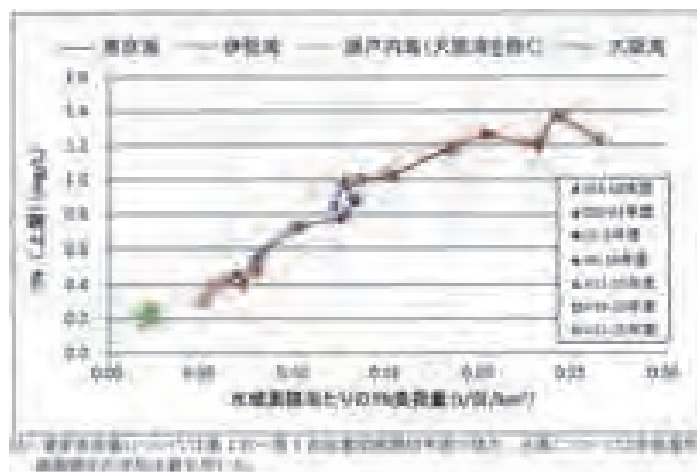
流入負荷量について、それを受け止める水域（湾）との関係としてチェックする。

検査方法

流入負荷量は水質総量規制行政の中で地方公共団体によりモニタリングされており、下水道などの整備等により年々減少傾向にある。流入負荷量そのものも指標として有効であるが、近年の流入負荷の減少に対して、水質の改善が線形に進んでいない。これは、内部精算や湾外からの流入など様々な要因が関係していると考えられている。

東京湾、大阪湾、伊勢湾、瀬戸内海などにおける水域面積当たりの汚濁負荷量と水質濃度の関係を見ると、COD、窒素及びりんのうち、水域面積当たりの汚濁負荷量が大きい海域ほど、水質濃度は高くなっている。また、水域面積当たりの汚濁負荷量の削減量が大きい海域ほど、水質濃度の低下傾向が明確に見られる（中環審、2015）。

流入負荷量のデータが整備されていない場合は、河川流量と負荷濃度を実測し掛け合わせて推算する方式と、土地利用に原単位（面積当たりの負荷流出量）を足し合わせて推算する方式を用いることができる。



水圏面積当たりの負荷量と湾内水質（全窒素）

中環審（2015）：第8次水質総量規制のあり方より

1.2.2. 基礎生産

指標 14：透明度の変化（※）

検査の趣旨

高密度にプランクトンが存在する、懸濁物粒子が大量に流れ込むなど基礎生産の滞りが考えられる場合を最も簡単に表すデータとして、透明度の変化をチェックする。

検査方法

公共用水域水質測定結果を用いる。過去20年間と最近3年間の各海湾の透明度データの平均値を算出し、その比及び差を検査値とする。

指標 15：赤潮の発生頻度（※）

検査の趣旨

プランクトンが異常発生することは基礎生産の滞りを示すものであり、それを視覚的に捉えることができる赤潮の発生状況をチェックする。

検査方法

赤潮発生件数のデータはいくつかの自治体の水産部局で整理している、これらの組織から入手可能であると考えられる。またそれ以外でも主な海湾であれば環境省発行の環境白書等に整理されていることがあるので、これらから入手する。

過去 20 年間の毎年の赤潮の有無を検査対象として、赤潮の発生が毎年みられるかどうかで検査を行う。

ただし、平成 16 年度に全国 88 閉鎖性海湾を対象に行った一次検査の実施状況をみると、赤潮に関する情報が取得もしくは公表されていない海湾が多くあることがわかった。赤潮の情報が存在しない海湾では次のデータを用いて赤潮の発生状況を推測し検査することも可能である。特に、pH や表層の溶存酸素量については公共用水域水質測定で実施されており、既存のデータで対応できるものと考えられる。赤潮発生有無の判断は東京湾水質汚濁調査報告書（平成 11 年度）（東京湾岸自治体環境会議、平成 13 年 3 月）から次のように設定した。なお、溶存酸素の基準については上記報告書では「酸素飽和度 150%」としているが、公共用水域調査結果などでは一般的に溶存酸素量（mg/L）での表記が多いため、水温等を想定し溶存酸素量（mg/L）として設定した。基準は赤潮の発生頻度でみる正規の診断内容とほぼ同様の検査結果が出るように設定した。

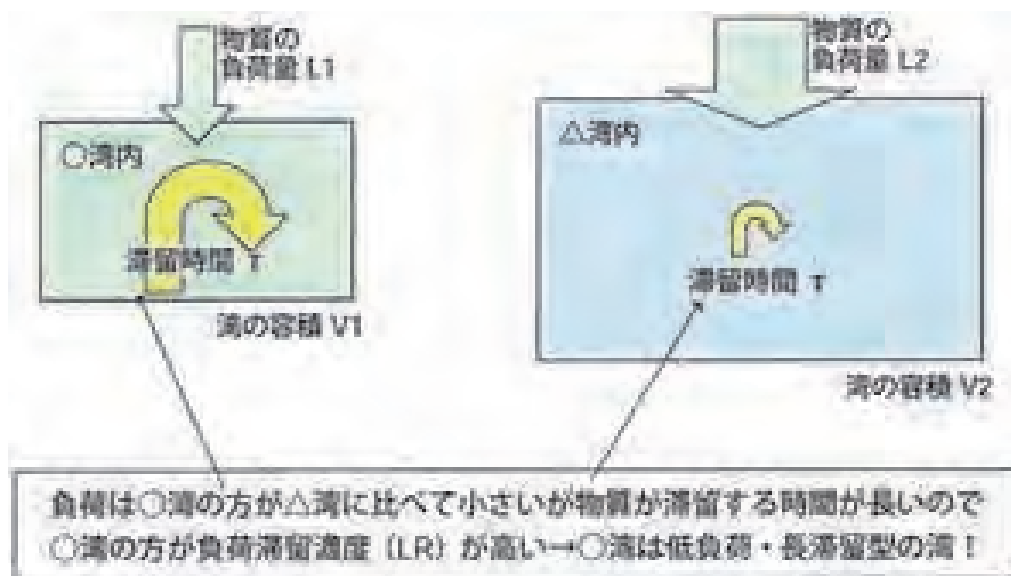
- ・ クロロフィル a ・ ・ ・ ・ 50 μ g/L 以上で赤潮発生と判断
- ・ pH ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 8.5 以上で赤潮発生と判断
- ・ 溶存酸素量 (DO) ・ ・ ・ 10mg/L 以上で赤潮発生と判断

1.2.3. 負荷・海水交換

指標 16：負荷と滞留のバランス（※）

検査の趣旨

“負荷滞留濃度”と定義する数値から負荷・海水交換のバランスをチェックする。イメージは下図のとおりである。



負荷滞留濃度の考え方イメージ

検査方法

負荷滞留濃度は次式で定義する。

$$\text{負荷滞留濃度 (LS)} = L \cdot \tau \cdot f / V$$

L: 物質の負荷量、 $\tau \cdot f$: 淡水の平均滞留時間、V: 海湾の容積

負荷滞留濃度は陸域からの流入負荷による物質の湾内の平均濃度を表し、大きさや海水交換特性が異なる海湾での負荷と滞留のバランスを相対的に評価できる。このパラメーターは、負荷量 (L) が多いほど、また淡水滞留時間 $\tau \cdot f$ が長いほど大きな値となり、逆に湾の体積 (V) が大きいほど小さな値となる。ただし、対象物質の滞留時間が淡水の滞留時間と異なる場合には、実際の濃度を反映しない。例えば、窒素やリンの滞留時間は、生物ポンプなどの生物過程や化学過程が関わるために、淡水の滞留時間とは異なる。負荷滞留濃度は、複数の海湾を相対的に比較する指標として用いられる。負荷滞留濃度を計算するために必要なデータは、淡水の平均滞留時間、負荷量、海湾の容積である。各データは次のように収集もしくは計算する。

物質の負荷量 (L)

基本情報として収集したデータを用いる。

淡水の平均滞留時間 ($\tau \cdot f$)

淡水の平均滞留時間 ($\tau \cdot f$) は次式で表される。

$$\tau \cdot f = R / Vf$$

R: 淡水放出量 (基本情報で収集した河川流量を用いる) Vf: 淡水存在量

淡水存在量 (Vf) は海湾内外の塩分差から算出する。

$$Vf = (S_0 - S_1) / S_0 \times V$$

S₀: 湾外水の平均塩分、S₁: 湾内水の平均塩分、V: 海湾の体積

海湾の容積 (V)

負荷量と同様に基本情報の収集においてすでに調査されているものを用いる。
算出された負荷滞留濃度を検査値とし、基準値と比較して診断する。

指標 17：潮位振幅の変化 (※)

検査の趣旨

潮汐による海水交換の程度を潮位振幅の変化によってチェックする。

検査方法

潮位データは気象庁の検潮所の記録が一般に入手可能である。特に毎年発行される「潮位表」には実測潮位の統計値が記載されており、これを用いることにより容易に潮位差を知ることができる。気象庁以外では海上保安庁等の検潮所記録も同様に入手可能であり、データもある程度蓄積されている。

過去 30 年間の潮位振幅（各検潮所での朔望平均満潮位（大潮時の満潮位の平均値）と朔望平均干潮位（大潮時の干潮位の平均値）の差）より線形回帰を求める。その傾きに 30 年を掛け合わせ検査値とし、基準値と比較して診断する。

1.2.4. 堆積・分解

指標 18：底質環境 (※)

検査の趣旨

海底の分解の状況を表す「底質の悪化」や「貧酸素水の発生」の状況を表現できる硫化物量をチェックする。

検査方法

底質の硫化物量については各地方自治体の水産試験場などが測定しているデータがホームページなどで公表されているものもあるが、データが取得されている海湾は少ない。最新の硫化物データの最大値を検査値として、基準と比較して診断する。

ただし、平成 16 年度に全国 88 閉鎖性海湾を対象に行った一次検査の実施状況をみると、硫化物に関する情報が取得もしくは公表されていない海湾が多くあることが認識できた。底質の粒径と硫化物の間に強い関係があることから、硫化物の情報がない海湾では、海湾内に泥分が存在する場合に安全側をみて要精検とする。

指標 19：無酸素水の出現状況 (※)

検査の趣旨

分解機能を担う生物の生息環境としてチェックする。無酸素水の定義は溶存酸素濃度

0.0mg/L であるが、分析の定量限界値が 0.5mg/L であるためその値を採用する。

検査方法

生態系の安定性の検査項目である貧酸素水の確認頻度と同様に、公共用水域水質測定結果および各自治体を実施している浅海定線調査を使用する。

最新の底層の溶存酸素濃度の最低値に着目し、その値を基準値と比較して診断する。

1.2.5. 除去

指標 20：底生魚介類の漁獲量（※）

検査の趣旨

外海の資源変動の影響を受けづら底生魚介類の漁獲量が減少していないかをチェックする。

検査方法

農林水産統計年報から把握できる。使用データは最近 20 年間の農林水産統計の魚種別漁獲量である。

底生魚介類の最近 20 年間で最近 3 年間の平均値を比較する。底生魚介類とは底魚、底生生物および貝類とする。これは、浮魚は外海の資源変動に大きく左右され海湾の健康状態をみるためには不相当であると考えられるためである。底魚、底生生物及び貝類の分類は以下のとおりである。

底魚	浮魚を除く魚類で遠洋・沖合漁業で漁獲される魚類は除外している。ヒラメ類やタイ類など。
底生生物	エビ類、カニ類、タコ類、イカ類、ワニ類やその他の水産動物。
貝類	アワビ類、サザエ類、ハマグリ類、アサリ類。

2. 社会・経済環境

2.1. 地域の活力・経済の自立性

2.1.1 行政のガバナンス

指標 21：沿岸域総合管理計画の策定の有無

検査の趣旨

地方公共団体の総合計画、地方創生計画などと整合した沿岸域総合管理計画の策定をチェックする。

検査方法

地方公共団体の総合計画、地方創生計画など上位計画に位置付けられる計画において、沿岸域総合管理の実施や計画策定について言及があるかどうか、沿岸域総合管理計画として認められる計画が策定されているか（例えば、志摩市里海創生基本計画、小浜市海のま

ちづくり計画等)を確認し、その言及の有無、策定の有無を指標とする。

2.1.2. 住民構成

指標 22：若年女性人口の増減

検査の趣旨

人口の自然増は、地域の出生数に依存する。人口再生産力を担う若年女性の人口動態を把握することで、住民構成の今後の変化の内、自然増減についての推定が可能となるため、その変化をチェックする。なお、若年女性人口そのものの変化は、社会増減により影響を受けるので、間接的には、社会増減による住民構成の変化についての情報としてもチェックできる。

検査方法

人口統計から、20～39歳女性の人口を抽出し、10年前と現在の変化についてその差異をとり診断する。今後10年の予測値も使用可能であれば、参考として傾向の変化の解析に利用する。

2.1.3. 雇用創出

指標 23：若年層の正規雇用労働者の割合

検査の趣旨

雇用の創出により魅力ある職場づくり、雇用環境の整備が進めば、様々な年代の正規雇用労働者が増加すると考えられ、若い世代の正規雇用労働者の割合を指標として採用する。本指標は、まち・ひと・しごと総合戦略の4つの基本目標の1つである「地方における安定した雇用を創出する」ことの指標として採用されている

検査方法

全ての世代における正規雇用労働者の割合と、15～34歳（若年層）の正規雇用労働者の割合を比較し、相対的に評価する。

2.1.4. 地域経済

指標 24：地域特産品の製造・加工における地域内関連産業の規模

検査の趣旨

特産品生産を自律的・持続的にするために、その収穫・製造と、その加工に係る地域内産業の規模をチェックする。

検査方法

経済連関表を確認し、特産品の収穫・製造に関連する産業を抽出し、その域内規模を確認する。同様に、その特産品を原料とする高次産業を抽出し、その域内規模を確認し、足し合わせることで関連産業の規模を推定する。

2.1.5. 資源開発（3次）

指標 25：観光拠点におけるイベント数と訪問者・参加者数

検査の趣旨

域外からの観光客を集客するための観光拠点のポテンシャルをチェックする。

検査方法

3次産業の資源として、観光拠点の整備、景観の保全、イベントの招致・開催などが挙げられるが、最終目的である集客を指標とするために、観光協会や役場などが主催、登録するイベントの開催回数と、その訪問者・参加者数を指標とする。民間主導のイベントであっても、参加者数などが確実にカウントできるのであれば、計数に足し合わせることにする。

2.1.6 広域ネットワーク

指標 26：人口の社会増減の変化

検査の趣旨

対象とする地方を取り巻くネットワークとして、情報、物流、観光などが考えられる。そうしたネットワークが確立され、当該地方がその周辺地域のネットワークのハブ（中核都市）となることで、社会的な人口増（流入）が起こることが想定される。広域ネットワーク形成の間接的な指標として、社会増減をチェックする。

検査方法

人口変化の内、自然増減の分を差し引くことで、社会増減が推定できる。

2.2. 安心・安全な生活環境の構築

2.2.1. 防災・安全性

指標 27：防災訓練の実施・参加者数

検査の趣旨

住民における意識の啓発のために防災訓練の実施を参加者数によりチェックする。

検査方法

防災設備の整備（ハード）と防災システムの確立（ソフト）の両面からの防災・減災に向けた備えが大切である。そうした備えの活用は、住民の意識の高さが鍵となるので、地

方自治体、自治会などが実施する防災訓練の実施数、参加者数を指標とする。

2.2.2. 循環型社会の形成

指標 28：ゴミの最終処分量

検査の趣旨

循環型社会の形成基盤となる3R（リユース、リデュース、リサイクル）の達成基準として、最終処分量の減量が達成されているかチェックする。

検査方法

循環型社会は、3Rの実施により最終処分に持ち込むゴミの減容化を目標としている。域内で発生したゴミについて、域内・域外を問わず、最終処分に持ち込まれるゴミの量の総和を指標とする。

2.2.3. 交通インフラ整備

指標 29：交通拠点の数

検査の趣旨

交通インフラの整備状況の指標として、交通拠点の数をチェックする。

検査方法

交通インフラは、ネットワークとして整備されるので、路線延長も重要な指標であるが、ネットワークの複雑度により計数が難しい。そこで、ネットワークの結節点となる交通拠点の数の総和を指標とする。

交通拠点として、鉄道の駅、高速道路のインターチェンジ、パーキングエリア、道の駅、バス停、海の駅、フェリーターミナル等を計数する。それぞれの利用者数や規模に幅がある場合、複数の交通手段が結節する場合などは、重みを付けて計数する手法も検討する（例えば、利用者数に比例した重みづけで拠点数を計数するのも一つの手法である）。

2.2.4. 情報発信

指標 30：住民に対する情報発信数

検査の趣旨

安心・安全な生活環境の構築のために、地方自治体側から住民に対して発信された情報の発信数をチェックする。

検査方法

対象とする媒体として、公報誌の発行数、ケーブルTV・地域ラジオの番組数、啓発パンフレットの発行数など、住民の大半を対象とした情報発信の数を指標とする。

2.2.5. 住民間の団結力

指標 31：4人以上もしくは三世帯世帯の比率

検査の趣旨

地域コミュニティの基礎となる同居家族の多さをチェックする。

検査方法

住民間の団結力は、家族単位での結びつきの強さと、それに地域コミュニティの結びつきの強さが重なって発揮されていると考えることができる。地域コミュニティの結びつきについては、文化・教育の面からの指標によっても計数される部分があるので、ここでは、家族単位での結びつきの強さを指標とする。一人暮らしの世帯、高齢者の一人暮らしなどの割合が低い地区は、複数家族の割合が高いことに着目し、4人以上の家族の割合と三世帯世帯率を加算して、家族単位での結びつきの強さの指標とする。

2.3. 社会の歴史・文化の継承、教育の促進

2.3.1. 啓発・認知・意識向上

指標 32：地域交流拠点の利用者数

検査の趣旨

公民館や公園のビジターセンター、美術館、博物館などの文化施設を啓発のための施設と位置づけ、その利用率をチェックする。

検査方法

公的地域交流拠点など入場者数、利用者数の統計がある施設の内、公民館、公園などのビジターセンター、美術館、博物館、図書館などの文化施設について、総数を指標とする。イベント開催などによる啓発、認知、意識向上も大切な取組みであるので、入場者数、利用者数を内数として計数に加算する。

2.3.2. 伝統文化の継承

指標 33：伝統行事への参加者数

検査の趣旨

お祭り、伝統行事、関連の啓発イベントを伝統文化の継承の場として位置づけ、その参加者数をチェックする。

検査方法

地域のお祭り、伝統行事、そうした行事の根拠となる伝統文化の継承のための講演会や啓発イベントへの参加者数を指標とする。

2.3.3. 教育

指標 34：沿岸域（森川海）の特性やその保全、持続的利用を教える独自教材の数

検査の趣旨

沿岸域を担う次世代の育成のために、その地方の沿岸域の特性を知り、その環境保全と持続的利用をバランスよく考える力をつける教育に活用できる教材の数をチェックする。

検査方法

教育現場において、森川海の総合管理を進めるうえで、指導者の育成、指導教材の充実、指導機会（現場）の創出が必要となる。いずれも欠くべからざるものであるが、持続的な教育の実施を考えた場合、カリキュラムや指導資料など継承できる教材の充実は、不可欠であり、多くの関係者の協力が必要となる。

主には小学校・中学校・高校を対象とし、その地方独自の特性を反映した教育教材（テキストなどの指導資料だけでなく、カリキュラムや指導プログラムなどソフトも含む）などの数を指標とする。例えば、森川海に関する先輩への「聞き書き」指導を実施している学校や、プログラム実施において社会との協力体制を確立した学校なども教育教材の確立事例とする。

参考文献

1. 宮脇昭『木を植えよ』新潮選書、2006年11月。
2. Hurtt, G. C. ・ Chini, L. P. ・ Frohking, S. ・ Betts, R. A. ・ Feddema, J. ・ Fischer, G. ・ Fisk, J. P. ・ Hibbard, K. ・ Houghton, R. A. ・ Janetos, A. ・ Jones, C. D. ・ Kindermann, G. ・ Kinoshita, T. ・ Goldewijk, Kees Klein ・ Riahi, K. ・ Shevliakove, E. ・ Smith, S. ・ Stehfest, E. ・ Thomson, A. ・ Thornton, P. ・ Vuuren, D. P. van. ・ Wang, Y. P. “Harmonization of land-use scenarios for the period 1500-2100: 600 years of global gridded annual land-use transitions, wood harvest, and resulting secondary lands.” *Climatic Change* (2011): 117-161.
3. （社）日本水産資源保護協会『水産用水基準（2000年版）』、平成12年12月。
4. 中央環境審議会『第8次水質総量規制のあり方』、2015年。
5. 東京湾岸自治体環境会議『東京湾水質汚濁調査報告書（平成11年度）』、平成13年3月。

法律名	施策項目	項目の細部	備考
海洋基本法	海洋資源の開発及び利用の推進 (第17条)	<p>目的：海洋環境の保全並びに海洋資源の将来にわたる持続的な開発及び利用を可能とすることに配慮しつつ海洋資源の積極的な開発及び利用を推進する</p> <p>水産資源の保存及び管理、水産動植物の生育環境の保全及び改善、漁場の生産力の増進</p> <p>海底又はその下に存在する石油、可燃性天然ガス、マンガン鉱、コバルト鉱等の鉱物資源の開発及び利用の推進並びにその他のための体制の整備、その他の必要な措置を講ずる</p>	<p>生物資源の保存・管理、生育環境の保全・改善</p> <p>非生物資源の開発・利用及びそのための体制整備</p>
	海洋環境の保全等 (第18条)	<p>目的：地球温暖化の防止、地球環境の保全</p> <p>生育環境の保全及び改善等による海洋の生物の多様性の確保</p> <p>海洋に流入する水による汚濁の負荷の低減、海洋への廃棄物の排出の防止</p> <p>船舶の事故等により流出した油等の迅速な防除</p> <p>海洋の自然景観の保全、その他の海洋環境の保全を図るために必要な措置を講ずる</p>	<p>生育環境保全・改善、生物多様性確保、汚濁の負荷の低減、廃棄物排出の防止、流出油の迅速な防除、景観の保全</p>
	排他的経済水域等の開発等の推進 (第19条)	<p>目的：排他的経済水域等の開発、利用、保全等に関する取組の強化</p> <p>海域の特性に応じた排他的経済水域等の開発等の推進</p> <p>排他的経済水域等における我が国の主権的権利を侵害する行為の防止</p> <p>その他の排他的経済水域等の開発等の推進のために必要な措置を講ずる</p>	<p>EEZ 開発の推進、主権的権利に対する侵害の防止</p>
	海上輸送の確保 (第20条)	<p>目的：効率的かつ安定的な海上輸送の確保</p> <p>日本船舶の確保、船員の育成及び確保、国際海上輸送網の観点となる港湾の整備、その他の必要な措置を講ずる</p>	<p>産業（造船）、人材育成・確保、湾岸整備</p>
	海洋の安全の確保 (第21条)	<p>目的：海に囲まれ、かつ、主要な資源の大部分を輸入に依存する我が国の経済社会にとって、不可欠であるため我が国の平和及び安全の確保並びに海の安全及び治安の確保のために必要な措置を講ずる</p> <p>津波、高潮等による災害から国土並びに国民の生命、身体並びに財団を保護するため、災害の未然の防止、災害が発生した場合における被害の拡大の防止及び災害の復旧に関する措置を講ずる</p>	<p>Security（安全保障）、Safety（治安、防災）</p>
	海洋調査の推進 (第22条)	<p>目的：国は、海洋に関する施策を適正に策定し、及び実施する</p> <p>海洋の状況の把握、海洋環境の変化の予測</p> <p>その他の海洋に関する施策の策定及び実施に必要な調査の実施並びに海洋調査に必要な監視、観測、測定等の体制の整備</p>	<p>状況把握、変化予測、調査体制の整備</p>
	海洋科学技術に関する研究開発の推進等 (第23条)	<p>目的：海洋に関する科学技術に関する研究開発の推進及びその成果の普及を図る</p> <p>研究体制の整備、研究開発の推進、研究者及び技術者の育成、国、独立行政法人、都道府県及び地方独立行政法人の試験研究機関、大学、民間等の連携の強化、その他の必要な措置を講ずる</p>	<p>研究開発の推進、成果の普及、各アクターの連携</p>
	海洋産業の振興及び国際競争力の強化 (第24条)	<p>目的：海洋産業の振興及びその国際競争力の強化を図る</p> <p>先端的な研究開発の推進、技術の高度化、人材の育成及び確保、競争条件の整備等による経営基盤の強化及び新たな事業の開拓、その他の必要な措置を講ずる</p>	<p>人材育成・確保、経営基盤の強化、新事業の開拓、技術の高度化</p>
	沿岸域の総合的管理 (第25条)	<p>目的・理由：沿岸の海域の諸問題がその陸域の諸活動に起因し、沿岸の海域について施策を講ずることのみでは、沿岸の海域の資源、自然環境等がもたらす恵沢を将来にわたり享受できるようすることが困難であるため</p> <p>沿岸の海域及び陸域のうち特に海岸が、厳しい自然条件の下にあるとともに、多様な生物が生息し、生育する場であり、かつ、独特の景観を有しているため</p>	<p>一体的に施策を講ずる、自然災害から沿岸の防護、海岸環境の整備・保全、海岸の適正な利用</p>

		<p>自然的社会的条件からみて一体的に施策が講ぜられることが相当と認められる沿岸の海域及び陸域について、その諸活動に対する規制その他の措置が総合的に講ぜられることにより適切に管理されるよう必要な措置を講ずる</p> <p>津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害からの海岸の防護、海岸環境の整備及び保全並びに海岸の適正利用の確保</p> <p>目的・理由：離島が我が国の領海及び非他の経済水域等の保全、海上交通の安全の確保、海洋資源の開発及び利用、海洋環境の保全に重要な役割を担っている</p> <p>海岸等の保全、海上交通の安全の確保並びに海洋資源の開発及び利用のための施設の整備、周辺の海域の自然環境の保全、住民の生活基盤の整備、その他の必要な措置を講ずること</p> <p>目的：海洋に関して、我が国の国際社会における役割を積極的に果たす</p> <p>海洋資源、海洋環境、海洋調査、海洋科学技術、海上における犯罪の取締り、防災、海難共助等に係る国際協力の推進のために必要な措置を講ずること</p> <p>目的：国民が海洋についての理解と関心を深めることができるよう</p> <p>学校教育及び社会教育における海洋に関する教育の推進、海洋法に関する国際連合条約その他の国際約束並びに海洋の持続可能な開発と利用を実現するための国際的な取組みに関する普及啓発、海洋に関するレクリエーションの普及等のために必要な措置を講ずること</p>
<p>森林・林業基本法</p>	<p>森林の有する多面的機能の発揮に関する施策 (第3章)</p>	<p>森林の整備の推進 (第12条)</p> <p>目的：森林の適正な整備を推進する 地域の特性に応じた造林、保育及び伐採の計画的な推進、これらの森林の施業を効率的に行うための林道の整備、優良種苗の確保、その他必要な施策を講ずること 森林所有者等による計画的かつ一体的な森林の施業の実施が特に重要であることにかんがみ、その実施に不可欠な森林の現状の調査その他の地域における活動を確保するための支援を行うこと</p> <p>森林の保全の確保 (第13条)</p> <p>目的：森林の適正な保全を図る 土地の形質の変更その他の森林の保全に著しい支障を及ぼすおそれがある行為に関し、その支障を防止するために必要な規制、災害による土砂の崩壊の防止及びその復旧のための森林土木事業の推進、森林病虫害の駆除及びそのまん延の防止、その他必要な施策を講ずること</p> <p>技術の開発及び普及 (第14条)</p> <p>目的：森林、林業並びに林産物の流通及び加工に関する技術の研究開発及び普及の効果的な推進を図る 森林、林業並びに林産物の流通及び加工に関する技術の研究開発の目標の明確化、国、独立行政法人及び都道府県の試験研究機関、大学、民間等の連携の強化、地域の特性に応じた森林及び林業に関する技術の普及と事業の推進、その他必要な施策を講ずる</p> <p>山村地域における定住の促進 (第15条)</p> <p>目的：森林の適正な整備及び保全を図る 森林所有者等が山村地域に生活することが重要であることにかんがみ、地域特産物の生産及び販売等を通じた産業の振興による就業機会の増大、生活環境の整備、その他の山村地域における定住の促進に必要な施策を講ずること</p> <p>国民等の自発的活動の促進 (第16条)</p> <p>目的：国民の森林及び林業に対する理解と関心を深めるとともに、健康的でゆとりのある生活に資するため 都市と山村との間の交流の促進、公衆の保健又は教育のための森林の利用の促進、その他必要な施策を講ずること</p>

法律名	施策項目	項目の詳細	備考		
環境基本法 (関係箇所)	都市と山村の交流等 (第17条) 国際的な協調及び貢献 (第18条) 望ましい林業構造の確立 (第19条) 人材の育成及び確保 (第20条) 林業労働に関する施策 (第21条) 林業生産組織の活動の促進 (第22条) 林業災害による損失の補てん (第23条) 林産物の供給及び利用の確保に関する施策 (第5章)	目的：国民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体が自発的に行う緑化活動その他の森林の整備及び保全に関する活動等が促進されるように 情報の提供その他必要な施策を講ずること 目的：森林の有する多面的機能の持続的な発揮を国際的協調の下で促進する 森林の整備及び保全に関する規則等の整備に向けた取組のための国際的な連携、開発途上地域に対する技術協力及び資金協力その他の国際協力の推進に努めること 目的：効率的かつ安定的な林業経営を育成し、これらの林業経営が林業生産の相当部分を担う林業構造を確立する 地域の特性に応じ、林業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、機械の導入、その他林業経営基盤の強化の促進に必要な施策を講ずること 目的：効率的かつ安定的な林業経営を担うべき人材の育成及び確保を図る 教育、研究及び普及の事業の充実、その他必要な施策を講ずること 目的：林業労働に従事する者の福祉の向上、育成及び確保を図る 目的：林業労働者の福祉の向上 就業の促進、雇用の安定、労働条件状況の改善、社会保険の拡充、職業訓練の事業の充実、その他必要な施策を講ずる 目的：地域の林業における効率的な林業生産の確保に資するため 森林組合その他の委託を受けて森林の施業又は経営を行う組織等の活動の促進に必要な施策を講ずる 目的：災害によって林業の再生産が阻害されることを防止するとともに、林業経営の安定を図る 災害による損失の合理的な補てん、その他必要な施策を講ずること 目的：木材産業等が林産物の供給において果たす役割の重要性にかんがみ、その健全な発展を図る 事業基盤の強化、林業との連携の推進、流通及び加工の合理化、その他必要な施策を講ずること 目的：林産物の適切な利用の促進に資するため 林産物の利用の意義に関する知識の普及及び情報の提供、林産物の新たな需要の開拓、建物及び工作物における木材の使用の促進、その他必要な施策を講ずること 目的：林産物につき、森林の有する多面的機能の持続的な発展に配慮しつつ適正な輸入を確保する 国際的な連携に努めるとともに、林産物の輸入によってこれと競争関係にある林産物の生産に重大な支障を与え、又は与えるおそれがある場合において、緊急に必要があるときは、関税率の調整、輸入の制限、その他必要な施策を講ずること	森林整備・保全の活動の促進 国際的な規則の整備を取り組む、 開発途上地域に対する協力支援 林業経営の促進 人材育成・確保 林業労働者の福祉向上 林業生産活動を促進 災害による林業の再生産、災害損失に対する合理的な補てん 木材産業の発展 林産物利用の知識普及、需要開拓、木材使用の促進 適正な輸入		
		環境基準 (第16条)	大気、水質、土壌の汚濁、騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定める (水質汚濁に係る環境基準：環境省ウェブサイト [https://www.env.go.jp/kitjun/mizu.html]参照)	生活環境の保全に関する環境基準 (河川の基準値)	
		水循環基本法 (関係箇所)	貯留・涵養機能の維持及び向上 (第14条) 水の適正かつ有効な利用の促進等	目的：流域における水の貯留・涵養機能の維持及び向上を図る 雨水浸透能力又は水源涵養能力を有する森林、河川、農地、都市施設等の整備、その他必要な施策を講ずること 理由：水が国民共有の貴重な財産であり、公共性の高いものであること	合理的に水を利用する取組みの 推進

	<p>(第15条)</p> <p>流域連携の推進等 (第16条)</p> <p>健全な水循環に関する教育の推進等 (第17条)</p> <p>民間団体等の自発的な活動を促進するための措置 (第18条)</p> <p>水循環施策の策定に必要な調査の実施 (第19条)</p> <p>科学技術の振興 (第20条)</p> <p>国際的な連携の確保及び国際協力の推進 (第21条)</p>	<p>水の利用の合理化その他水を適正かつ有効に利用するための取組を促進するとともに、水量の増減、水質の悪化等水循環に対する影響を及ぼす水の利用等に対する規制、その他の措置を適切に講ずること</p> <p>目的：流域の総合的かつ一体的な管理を行う</p> <p>必要な体制の整備を図ること等により、連携及び協力の推進に努める</p> <p>流域の管理に関する施策に地域の住民の意見が反映されるように、必要な措置を講ずること</p> <p>目的：国民が健全な水循環の重要性についての理解と関心を深めるよう</p> <p>健全な水循環に関し、学校教育及び社会教育における教育の推進、普及啓発等のために必要な措置を講ずること</p> <p>目的：事業者、国民又はこれらの者の組織する民間の団体が自発的に、健全な水循環の維持又は回復に関する活動が促進されるように</p> <p>必要な措置を講ずること</p> <p>目的：水循環に関する施策を適正に策定し、及び実施するため</p> <p>水循環に関する調査の実施及び調査に必要な体制の整備、その他の必要な措置を講ずる</p> <p>目的：健全な水循環の維持又は回復に関する科学技術の振興を図るため</p> <p>試験研究の体制の整備、研究開発の推進及びその成果の普及、研究者の養成、その他の必要な措置を講ずる</p> <p>理由：健全な水循環の維持又は回復が地球環境の保全上重要な課題であることに鑑み</p> <p>健全な水循環の維持又は回復に関する国際的な連携の確保及び水の適正かつ有効な利用に関する技術協力、その他の国際協力の推進に必要な措置を講ずること</p>	<p>体制の整備、連携・協力の推進、住民の意見</p> <p>教育の推進</p> <p>水循環の維持・回復、そのための活動の促進</p> <p>調査の実施、調査体制の整備</p> <p>研究開発の推進、成果の普及、研究者養成</p> <p>国際的な連携、技術協力</p>
<p>まち・ひと・しごと創生法 (関係箇所)</p>	<p>目的 (第1条)</p> <p>基本理念 (第2条)</p>	<p>全体の目的：我が国における急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよき環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくためには、国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成、地域社会を担う個性豊かな多様な人材の確保及び地域における魅力ある多様な就業の創出を一体的に推進する</p> <p>国民が個性豊かで魅力ある地域社会において潤いのある豊かな生活を営むことができるよう、それぞれの地域の実情に応じて環境の整備を図る</p> <p>日常生活及び社会生活を営む基盤となるサービスについて、その需要及び供給を長期的に見通しつつ、かつ、地域における住民の負担の程度を考慮し、事業者及び地域住民の理解と協力を得ながら、現在及び将来におけるその提供の確保を図る</p> <p>結婚や出産は個人の決定に基づくものであることを基本としつつ、結婚、出産又は育児についての希望を持つことができる社会が形成されるよう環境の整備を図る</p> <p>仕事と生活の調和を図ることができよう環境の整備を図る</p> <p>地域の特性を生かした創業の促進や事業活動の活性化により、魅力ある就業の創出を図る</p> <p>地域の実情に応じ、地方公共団体相互の連携協力による効果的かつ効果的な行政運営の確保を図る</p> <p>国、地方公共団体及び事業者が相互連携を図りながら協力するよう努める</p>	<p>住みよき環境、活力ある日本社会、潤いのある豊かな生活、個性豊かな多様な人材、魅力ある多様な就業機会</p>
<p>循環型社会形成推進基本法 (関係箇所)</p>	<p>環境の保全上の支障の防止 (第21条)</p>	<p>目的：原材料等が廃棄物等となることの抑制並びに循環資源の循環的な利用及び処分を行う際の環境の保全上の支障を防止する</p> <p>公害の原因となる物質の排出の規制その他の必要な措置を講じなければならないこと</p>	<p>公害の原因となる物質の排出の規制</p>

既存評価方法に対する検討

	(視点) 分類 (項目)	指標 (データ)	備考	
海の健康診断 ¹⁾	生態系の安定性	生物組成	生態分類群ごとの漁獲割合、生物の出現状況	
		生息空間	藻場・干潟面積、海岸線延長	
		生息環境	有害物質、底層水の溶存酸素濃度	
	物質循環の円滑さ	流入負荷・海水交換	負荷滞留濃度、潮位振幅	
		基礎生産	透明度、プランクトンの異常発生	
		堆積・分解	底質、底層水の溶存酸素濃度	
		除去	底性系魚介類の漁獲量	
	SDGs Goal 14 ²⁾	海洋汚染の防除 (2025年目標)	陸起源活動、海洋ゴミ、富栄養化	自然環境： 生物の種類の種類、生物の生息状況 (代表種)、水際延長線、有害物質、 水の透明度、水温、溶存酸素濃度、 汚染状況、下水の処理、底性系魚 介類の漁獲量、生物生息空間、森 林面積、生物多様性の保全、持続 可能性、沿岸域総合管理、生物資 源の保護、生育環境の保全、非生 物資源の開発・利用、汚濁負荷の 低減、廃棄物、有害物質の流入 社会・経済環境： 補助 (金) 制度、観光者数、管理 戦略、管理計画、開発計画、法と 制度の確立、沿岸域総合管理政策、 科学研究協力、教育機関との連携、 知識の普及、教育活動の回数、研 究機関との協力、財務の組み立て、 災害対策、人口、景観、観光
		海洋性生態系の保護・保全 (2020年目標)	強靱性の強化、再生活動、健全性、生産性	
		海洋酸性化の影響の軽減	科学研究協力	
過剰漁獲、IUU 漁業等の制限 (2020年目標)		科学に基づく管理計画の策定、漁業資源の回復、持続可能漁獲量 (MSY) の達成		
海洋保護区の設置 (海域の 10%、2020年目標)		海洋保護の区設置面積		
不適切な漁業への補助金の禁止 (2020年目標)		特定目的の補助金額		
小島嶼開発途上国 (SIDS) の経済利益の増加 (2030年目標)		海洋資源の持続性、持続的な管理型漁業、水産養殖、観光の導入		
SIDS や開発途上国での科学的知識、研究能力の増進		海洋の健全性、海洋生物多様性の保全、海洋技術の移転		
伝統的小規模漁業の海洋資源および市場へのアクセス		伝統漁法の実施、市場		
階位用資源の保全と持続可能な利用のための国、地域、世界の法制度の実行		海洋ガバナンスの確立、ICM の導入		
Ocean Health Index ³⁾	食糧供給	自然漁業	持続的食糧生産、自然漁業の漁獲量の持続可能性	
		海洋養殖	海洋養殖の持続可能性と生産性	
	常細漁業の可能性	供給量 (常細漁業の備蓄量)	供給量 (常細漁業の備蓄量)	
		自然生産物	持続可能な非食糧である自然生産物の獲得量	
		炭素貯蔵量	主要炭素貯蔵地	
	観光及びびりレーション	海岸保護	主要保護生息地	
			観光者数、観光経験の質	

	沿岸域の生計及び経済	生計 経済	海洋セクターによる就業（生計）と歳入（経済）の提供
	場所のイメージ	持続可能な生物種の場所 象徴的な生物種	文化的価値を有する場所の保全 文化的価値を有する生物種の保護
		きれいな水	汚染とゴミから守られているきれいな水
	生物多様性	生物種 生息地	存在価値を持続させるための生物種と生息地の保全
World Ocean Assessment 4	海洋環境における主要な生態系サービス（供給サービス以外）の評価	海面水温、海面上昇、海洋酸性化、塩分濃度、海洋の循環、暴風およびその他の極端な気象現象、紫外線とオゾン層、etc.	海面水温、海面上昇、海洋酸性化、塩分濃度、海洋の循環、暴風およびその他の極端な気象現象、紫外線とオゾン層、etc.
		持続可能な漁獲量の最大値を上回る漁業資源の捕獲、繁殖および生育地域の変化による営業、混獲、投棄および廃棄水準、etc.	持続可能な漁獲量の最大値を上回る漁業資源の捕獲、繁殖および生育地域の変化による営業、混獲、投棄および廃棄水準、etc.
		有害物質の流入量の増加	陸地からの流入、重金属およびその他の有害物質、石油、農業排水の流入、富栄養化、放射性物質、固形廃棄物の処分、漂流ゴミ、船舶輸送、沖合炭化水素産業、etc.
		食の安全および食糧安全保証	捕獲漁業、水産養殖、社会問題、食の安全
		海洋空間の利用増加	沿岸部における人口の増加と都市化、水産養殖と海洋牧場、航路と港、海底ケーブルとパイプライン、沖合炭化水素産業、沖合探鉱、洋上における再生可能エネルギー、漁業管理領域、海洋保護区、海洋空間の需要がもたらす影響
		海洋生物多様性に対する人間活動の累積的影響	海洋生物多様性への影響、特別な配慮を要するものとして特定された生態系および生息地
		海洋から得られる利益および不利益の分布	
		海洋への脅威に対する	
		海洋生物多様性および生息地の評価	生物多様性ホットスポットの分布および高水準の生態系サービスの分布との関係性
		知識格差	海洋の物理的構造、海洋水の組成および流動、海洋生物相、格差。北極海、インド洋に関する情報と知識が不足

	(視点) 分類 (項目)	指標 (データ)	備考
State of the Coasts ⁵	能力開発格差	海洋の物理的構造、海水、海洋生物相、人間と海洋の相互作用の状態といった分野における活動が能力開発に望ましい	
	ガバナンス	沿岸域プロフィールと環境リスク評価 評価が行われた海岸線の長さ	海岸線の長さ、沿岸域の環境プロフィール/環境リスク評価/他の類似評価、環境評価が行われた海岸線の長さ
	政策、戦略と計画	沿岸域管理戦略と活動計画	沿岸域管理戦略と活動計画、当該計画の管理の範囲（地理的）、運営管理計画、複数セクターの参加のメカニズム、地方政府の実施のコミットメント、監視と評価プログラム
		地方政府の沿岸域及び海洋の開発計画	地域の開発計画
	制度的設立	コーディネーションのメカニズム	コーディネーションのメカニズムの確立とその法的根拠、コーディネーションのメカニズムの組織的構成、コーディネーションオフィスの確立とその法的根拠、コーディネーションオフィスの組織構成、コーディネーションオフィスのスタッフと予算配分
	法規	コーディネーションのメカニズムへの利害関係者の参加 ICM 実施法規	コーディネーションのメカニズムに利害関係者を参加させる。コーディネーションのメカニズムの為に各機関への予算配分 ICM の制度的メカニズムと管理活動に関する法律/地域の政令、沿岸域管理ゾーンの設定、漁業、鉱業及び他の採取活動、沿岸域環境にある水産養殖施設、規則と法律の遵守
		法規の制定と遵守の監視	種々の環境管理の遵守の監視/検査方法（即ち、違法漁獲、水産養殖、製造業、沿岸域汚染、沿岸域のツアー、施設、港湾、及び海運業などに対する業態別検査）、沿岸域パトロール等による、環境保全法規の遵守の監視/検査の頻度
		環境関連訴訟、提訴/解決済	報告されている苦情の総件数、違反者が逮捕された違反件数、罰せられた違反件数、関連法規の不遵守に対する罰金の総額
		情報と公的認知	コミュニケーションプランの作成、コミュニケーションプランの実施を行う予算と人員配分、地方政府が情報の公的認知の為に施設を所有していること、地域の認知プログラム、地域社会の参画活動の頻度、地域社会の参画活動の参加者数
		能力強化	環境関連プログラムと活動に関する、非政府組織、市民社会グループ及び他の利害関係者組織、環境関連のプログラムと活動の種類、メンバー数 施設とトレーニングシステムの利用可能性、能力強化の為に人員と予算の配分、専門家の名簿、関連のコース/研究活動を行っている、その地域の大学や研究所、

			トレーニングを行う地方政府の能力
	人材能力		ICM のトレーニングを受けた人の数、ICM プログラムで働くスキルを持った人間の数、ICM 関連のコースを修了した人の数、ICM のトレーニングを受けた人 に必要数
財務的メカニズム	統合的沿岸域管理の予算		沿岸域管理の総予算、地方自治体によって配分された総予算、沿岸域管理の総経費、外部からの支援金とローン、環境インフラへの投資
	持続可能な財務のメカニズム		企業の社会の責任 (CSR)、民間セクター出資金 (PPP)、環境ユーザフィー、環境プロジェクトに割り当てられる環境ユーザフィーの割合、民間セクターの環境インフラへの投資、標準的調達プロセスの確立 (入札、取引、購入等) に対する規制枠、州/市町村の官民パートナーシップ契約の承認
	天災と人災の予防と管理	天災と人災の対応レベル	人災と天災/環境的緊急事態対応計画の備え、人災と天災/環境の緊急事態対応計画の内容 (洪水、地震、油流出等)、災害の抑制戦略の特定、緊急事態対応計画のための制度的なメカニズム、配分された訓練済及び未訓練人員の数、早期警戒システムの備え、適切な設備の備え、天災、人災への予算配分
		災害に対する脆弱度	複数の災害 (地滑り、風、洪水等) のマップの備え、災害発生可能地域にいる人の数、災害発生可能地域からの転居者又は移転者の数
		災害による社会経済的損失	タイプ別災害発生頻度、天災と人災発生により重大な被害を受けた人の数、天災と人災で発生した死亡者数、天災と人災で発生した経済的損失総額
	生息環境の保護、回復と管理	生息環境管理計画と実施	生息環境管理計画、生息環境管理の為の人員及び予算配分
		生息環境の範囲	沿岸域の生息環境の総面積 (サンゴ礁、藻場、マングローブ、天然の砂浜、森林、田園の緑地帯)
		沿岸域生息環境と遺産の保護	法律によって保護されている陸地、海洋、沿岸域の遺産地域の数と面積、陸地、海洋及び沿岸域の遺産の保護地域の管理有効度測定、自然回復地域
		開拓と転換	沿岸域と開拓された沿岸域の長さ、他の目的に転換された沿岸域の総面積
	水の使用と供給管理	水の保存と管理	水の管理と保存計画の備え、抑制と実施戦略、一人当たり水の使用量、水管理を行う人員及び予算
		改善された水源の利用	改善された水源を利用している人口、水道水の供給量、立法メーター当りの水の価格
		水が媒介する疾病の発生/死亡者数	水が媒介する疾病による疾病/感染の発生回数と死亡者数
	食糧の確保と生計管理	漁業管理と実施	漁業管理計画、漁業管理を行う人員と予算配分

	(視点) 分類 (項目)	指標 (データ)	備考
		栄養不良発生率	栄養不良の男女の数 (全年齢)、栄養不良の男女の数 (5才以下)
		貧困、教育と雇用	貧困のレベル、貧困の発生、一人当りの収入 (男/女)、被雇用者総数 (男/女)、教育レベルでの人口分布 (男/女、第一次/第二次/第三次)
		生計プログラム	現行の生計プログラム、生計プログラムに対する人員と予算の配分、対象セクタ一、生計プログラムの影響
		公営と廃棄物処理	公営抑制管理計画の備えと範囲 (水、空気、土地)、監視プログラム、公営と廃棄物管理の為の予算、公営と廃棄物管理の為の人員の配分、適切な設備/施設
		水質	水の透明度 (セッキ深度/全浮遊物質濃度) (海洋/河川/砂浜)、溶存酸素濃度 (海洋/河川/砂浜)、全糞便性大腸菌群数 (海洋/河川/砂浜)
		空気の品質	クロロフィル濃度 (海洋/河川/砂浜)、栄養素 (硝酸塩、リン酸塩) 濃度 (海洋/河川/砂浜)、生化学的酸素要求量濃度 (海洋/河川/砂浜)、地下水質 (硝酸塩と重金属)
		衛生管理システムと家庭の下水道	全浮遊粒子物質、その他の空気の汚染物質 (粒子状物質、流黄酸化物、酸化窒素、一酸化炭素、発揮性有機炭素)
		町村の固形廃棄物	衛生管理システムを利用している人口、浄化槽につながっている家庭、汚水の回収/処理量、公共の下水道システム (回収) を利用している人口、下水道処理プラントと排水管の位置、下水道処理のレベルと処理量、家庭の廃水排出量、処理量と、リサイクル及び再使用量
		工業、農業の廃棄物と有害廃棄物	固形廃棄物発生量、ゴミ処理場/ゴミ投棄書で受けとられた固形廃棄物の量、リサイクル施設が受け取った固形廃棄物の量
		人口、転入・転出者数、出生・死亡者数、生産人口、里海政策に関する認知度、産業分野別生産額、事業所数	有害で有毒な廃棄物の発生量、取扱量、処理量と処置量
		再生干潟・藻場箇所数、人工林に対する間伐率、森林面積、汚水衛生処理率、汚水衛生処理率向上に向けた独自の制度利用 (補助金)、里海の認知度、英真湾の健康状態 (海の健康診断)、市民による環境モニタリングの取組み、事業者の排水削減努力数、真珠養殖から排出される廃棄物の処理、希少生物保全活動数、景観計画に基づく志摩市独自基準での景観保全事例数	人口、転入・転出者数、出生・死亡者数、生産人口、里海政策に関する認知度、産業分野別生産額、事業所数
		豊かな自然環境の保全と再生	種苗放流種類及び放流数 (指標種)、志摩ブランド認定商品数、農林水産総生産、地域産品を積極的に食べる人の割合、耕地面積 (田、畑、果樹)、休耕地面積、鳥獣被害額、害獣駆除数 (指標数)、

		6 次産業化などの研修開催状況（美実施回数、参加人数）、ふるさと給食実施回数、農業塾漁業塾の塾生数（各塾毎の）、地域資源のテキスト数、遊漁船投力数
	魅力的な観光地の創生	里海創生に関する研修視察（件数、人数）、体験ツアー参加者数（ツアー毎の）、年間商品販売額、観光入込客数（日帰り、宿泊、県内、県外）、市内飲食施設での自産自消費率、継続イベントへの参加数（各イベント毎の）
	次世代を担う人材の育成	市民ガイド数（国立公園パークボランティア登録数）、1年間の里海学習参加人数、環境学習に参加する人の割合、横山ビジターセンター（入館数、自然観察会参加人数）、防災訓練参加者数、就職件数、学校での里海学習回数
	里海文化の継承	地域を学ぶ勉強会・講演件数、主な伝統行事への参加人数、指定・登録文化財数、歴史民俗資料館入館者数、清掃活動に伴うゴミ処理減免団体数、のべ清掃活動数、自然にふれる言余暇時間を過ごす人の割合、里海に関する資料の発行数、海女文化の保存に関する取組み
東京湾再生のための行動計画（第二期） ⁷	快適に水遊びができる	透明度、COD、合流改善対策によって削減された汚濁負荷量、糞便汚染、ゴミの回収、水遊び空間における水難事故防止のための監視・パトロール活動回数
	「江戸前」をはじめ多くの生物が生息する	赤潮発生回数、水遊びイベント・環境学習イベント等の参加者数、海浜公園等の施設利用者数 生物生息場の面積・箇所数（干潟、浅場、砂質海浜、塩性湿地、磯場・磯浜）、藻場の箇所数、生物共生型港湾構造物の延長、底層DO濃度、底層硫化物濃度 底層生物の生息環境、江戸前の地魚・魚介類の販売箇所数、イベント数、青潮
	親しみやすく美しい	海辺に近づける水際線延長、海が見える視点場
	しい	水辺のイベントの開催回数、水上バス、屋形船、レストラン船の利用者数
	首都圏にふさわしい	都市圏における雨水浸透面の面積、下水処理施設の放流水質、フォーラム会員数、東京湾大感謝祭の来場者数、多様な主体による環境の保全・再生の取組み等の情報発信、科学論文・報告書の数
		一人当たりの流入負荷量、東京湾の環境に対して取組みを行っている企業・団体等の数

1 海洋政策研究財団「海の健康診断-新しい概念の環境評価法-」、平成12年。

2 国連文書 A/70/L.1 Goal 14. Conserve and sustainably use the oceans, seas and marine resources for sustainable development, *Transforming our world: the 2030 Agenda for Sustainable Development* を参照。

3 ウェブサイト [http://www.oceanhealthindex.org.] を参照。

4 国連文書 A/70/112 *Summary of the first global integrated marine assessment* を参照。

5 Partnerships in Environmental Management for the Sea of East Asia, *Guidebook of the State of Coasts Reporting* (2012) を参照。

6 志摩市里海創生推進協議会「志摩市里海創生基本計画に基づく取り組みの評価及び計画見直しに関する提言書」、平成27年1月。

7 東京湾再生推進会議「東京湾再生のための行動計画（第二期）」、平成25年5月31日。

東アジア海洋会議 2015（EAS Congress 2015）の概要

1. 東アジア海洋会議の概要

東アジア海洋会議は、東アジア海域における環境管理と持続可能な開発を促進するため、日本・中国・韓国を含む各国政府、国際機関、NGO、研究者等の幅広い関係者間の連携・協力により、同地域での沿岸域総合管理を推進することを目的としている。

2003年に、東アジア海域環境管理パートナーシップ（PEMSEA）が参加各国に呼びかけ、マレーシアのプトラジャヤにおいて、第1回東アジア海洋会議2003（The East Asian Seas : EASCongress 2003）が開催され、その後も3年に1度、PEMSEAが中心となって開催されてきた。これまで、2006年に中国海口市、2009年にフィリピン・マニラ、2012年に韓国・チャンウォン市で開催され、第5回の今回は、ベトナム・ダナン市での開催となった。

(1) 会議概要

東アジア海域における沿岸及び海洋のガバナンス、沿岸域総合管理の拡大、東アジア海域における気候変動及び災害のリスク管理等の9つのテーマに関するワークショップ、各国代表による意見交換が行われた。我が国からは、国土交通省の大脇技術総括審議官より、「東京湾再生プロジェクト」や、地方創生に繋がる各地の沿岸域の管理に関する施策等について紹介及び、我が国で先進的な取組みを進めている志摩市の取組みについての紹介がなされた。

今回のEAS Congress2015は、「Global Targets Local Benefits」というスローガンの下に、2015年以降の東アジア海域の持続可能な開発アジェンダの設定を目指して開催された。

(2) 会議開催地：ベトナム・ダナン市

(3) 会議日程：015年11月16日（月）～21日（土）

(4) 参加国・参加者：

カンボジア、中国、北朝鮮、インドネシア、日本、ラオス、フィリピン、韓国、シンガポール、東ティモール、ベトナムの各国代表のほか、地方政府、国際機関、NGO、研究者等の幅広い関係者を含め、役800人の参加があった。

(5) 会議の結果：

各国が最近の状況等についてそれぞれ発言するとともに、SDS-SEAの改定（Updated）及びポスト2015戦略目標（Post 2015 Targets）について審議し、最後に、PEMSEAのポスト2015戦略目標とSDS-SEA 2015を承認するダナン合意書（Da Nang Compact）を採択され、各国代表による署名がなされた。

国際会議では、連日冒頭に総会が開かれ、基調講演とパネルディスカッションが行われ、終了後には3つのセッションに分かれてワークショップが開催され、当研究所は、海洋ガバナンスおよび沿岸域総合管理に関する2つのワークショップを開催し、参加者から高い評価を受けた。

20日に開催された閣僚級会合の昼食会においては、PEMSEAに参加する11か国の地方自治体を代表して、当研究所がこれまで支援してきた三重県志摩市の大口秀和市長より、「新しい里海創生によるまちづくり」の取り組みについての報告がなされた。また、「未来の沿岸都市」をテーマにしたワークショップでは、当研究所がこれまで支援してきた福井県小浜市の松崎晃治市長が「未来を見据えた小浜市海のまちづくり」について報告がなされた。

笹川平和財団海洋政策研究所では、沿岸域総合管理に意欲を持つ地方自治体・地域の取組みをさまざまな側面から支援してきており、今回、会場内にブースを設け、三重県志摩市、福井県小浜市、岡山県備前市などにおける取組みのポスター・映像紹介などを行った。



松崎晃治小浜市長の報告の様子

(6) 海洋政策研究所共催のワークショップの概要

11月17日(火)～20日(金)には、各国政府や地方政府、国際機関、国際団体・NGO、学者・研究者、経済界、NPO、ユースなどが参加する国際会議(International Conference)、ポスターセッションが実施された。当財団が発表したセッション及びそこでの議論の概要は以下のとおり。

① セッション1

テーマ：東アジア海洋における沿岸・海洋ガバナンス - 国から地域へ (Coastal and Ocean Governance in the Seas of East Asia: from Nation to Region) Part 2: 東アジア海洋における海洋政策の発展 - 選ばれた国家のケーススタディ - (Development of ocean policies in the Seas of East Asia - Case studies of selected countries)

日時：2015年11月19日(木) 10:30～16:00

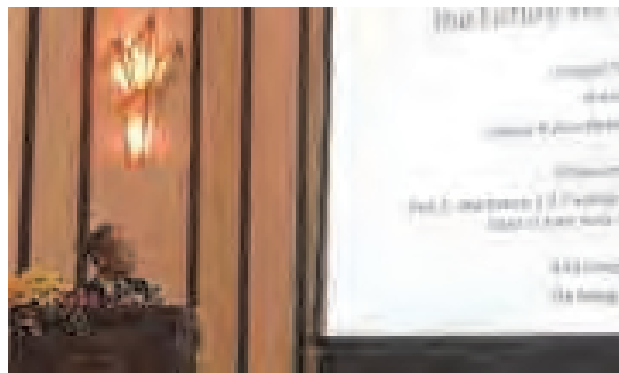
場所：Furama Ballroom 1

主催：海洋政策研究所(OPRI)、OPINEAR、PEMSEAの共同開催

共同議長：寺島紘士 OPRI-SPF 所長、Dr. Chua Thia-Eng PEMSEA 名誉議長

a) 基調講演：寺島紘士 (OPRI 所長)

【タイトル】国連海洋法条約、the Future We Want、そして SDGs の枠組み下での国家、ローカルレベルの海洋ガバナンスの発展 (Development of Ocean Governance at the National and Local Level under the Framework of UNCLOS, the Future We Want and SDGs)



基調講演：OPRI 寺島紘士所長

b) パネルディスカッション 1

各国の海洋政策に関するケーススタディ (Case studies of ocean policy development in selected countries)

【司会】寺島紘士 (OPRI 所長)、Dr. Chua Thia-Eng, (PEMSEA 名誉議長)

【パネリスト】

- 三浦大輔 (国土交通省海洋政策課専門官)
- Cheong Wei Min Denise (シンガポール国立大学)
- Liu Yan (中国国家海洋局)
- Pham Thi Gam (ベトナム政策法制局)
- Pinsak Suraswadi 博士 (タイ資源環境部)
- Cheryl Rita Kaur (マレーシア海洋研究所)
- Jiyeon Choi (韓国海洋水産開発院)
- Rodolfo Ferdinand Quicho (フィリピン)

【概要】

2012 年の EAS Congress 2012 以降、東アジア地域の国家で行われた海洋政策の発展と OPINEAR (東アジア海洋政策研究機関ネットワーク) の将来の活動に関する議論が行われた。



共同議長：OPRI 寺島紘士所長・Chua Thia-Eng,博士

c) パネルディスカッション2

国家海洋政策の発展と効果 (Development and impact of national ocean policies)

【司会】寺島紘士 (OPRI 所長)

【パネリスト】

- 古川恵太 (OPRI) 海洋研究調査部長
- 三浦大輔 (国土交通省海洋政策課専門官)
- Cheong Wei Min Denise (シンガポール国立大学)
- Liu Yan (中国国家海洋局)
- Pham Thi Gam (ベトナム政策法制局)
- Pinsak Suraswadi 博士 (タイ資源環境部)
- Cheryl Rita Kaur (マレーシア海洋研究所)
- Jiyeon Choi (韓国海洋水産開発院)
- Rodolfo Ferdinand Quicho (フィリピン)

【概要】

各国の海洋政策の実施経験に基づき、次のような論点に対する議論が行われた。

- 1) 国家海洋政策の実施に起因する利益と課題は何なのか。
- 2) 域内諸国の地域協力を改善する方法 (事例)
- 3) 地域協力が各国の政策を改善する方法 (事例)
- 4) 東アジア海洋の持続可能な発展を促進および強化するためにはどのような手順が求められるのか。



パネルディスカッションの様子

② セッション2

テーマ：沿岸域総合管理の拡大、地方、国、地域における革新的取組みと成果（Scaling up ICM: Innovations and Impacts at Local, National, Regional Levels Part 1B: Good Practices, Innovation and Impacts in ICM Applications in Japan）

日時：11月17日（火）11:30～17:00

場所：Non Nuoc 1 and 2, Furama Hotel

主催：海洋政策研究所(OPRI)、国際 EMECS センターの共同開催

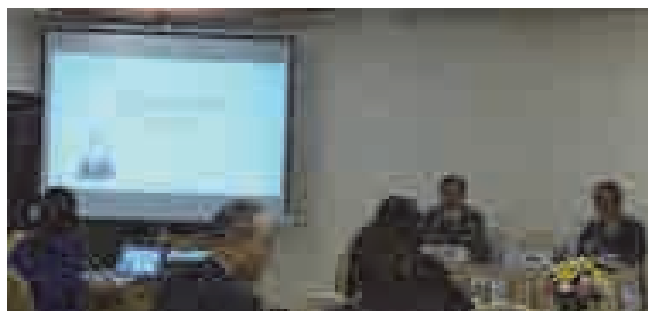
共同議長：古川恵太（OPRI 海洋研究調査部長）、松田治（広島大学名誉教授）

a) 基調講演：來生 新（放送大学副学長）／代理発表：OPRI 古川恵太

【タイトル】日本における沿岸域総合管理の発展（ICM Development in Japan）

【概要】

日本における沿岸管理の歴史について法制度の発展過程を中心に概観し、沿岸域総合管理（ICM）の世界的な潮流について説明。引き続き、日本でのICMの発展と実施状況についての報告を行った。まず、1973年に瀬戸内海環境保全特別措置法が施行され、海域と陸域の統合的管理の要素が含まれていたこと、そして、同法により日本でのICM実施の先鞭がつけられたことを紹介。その後、2007年の海洋基本法、2008年の海洋基本計画を経て、2013年の新たな海洋基本計画の策定により、「陸域と海域を一体的かつ総合的に管理する取組を推進することとし、地域の計画の構築に取り組む地方を支援する」ことが明記された。具体的なICM適用例として、OPRI-SPFが支援している異なる状況や実施段階にある5



基調講演：來生 新（放送大学）／代理：古川恵太

つ ICM モデルサイトが紹介された。発表の結論として、日本のように沿岸域の管理の取組が既に成熟し、行政のしくみが高度に縦割り化された国では、ICM 成功の秘訣は、規模が「小さい方がより良い」効果を生み出しやすいということである。また、「里海」というコンセプトは沿岸域管理に人々の参加を促し、エコシステムサービスと強く結びついて、日本における ICM の実践に重要な役割を担っている。日本中で里海活動が増加しており、これと結び付けることが ICM の実践を成功へと導く。

b) 発表セッション1：日本の沿岸域総合管理の進捗（ICM Development in Japan）

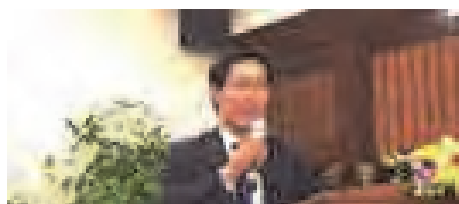
松田名誉教授によるセッションへの導入に引き続き、古川部長による海洋政策研究所が地方自治体とともにやっている5カ所（志摩市・小浜市・備前市・宿毛湾・宮古市）での沿岸域総合管理研究調査事業について紹介。続いて、志摩市（浦中秀人課長補佐）「順応的管理による志摩市沿岸域総合管理：新しい里海推進基本計画の第2期目」、小浜市（御子柴北斗課長）「小浜市の挑戦：沿岸自治体発展のための未来会議」、備前市（田中丈裕 里海づくり研究会議事務局長）「瀬戸内海の再生：備前市沿岸域総合管理導入に向けた沿岸環境再生活動」、国際エメックスセンター（柳哲雄特別研究員、松田治広島大学名誉教授、日高健近畿大学教授）から「持続可能な沿岸海域管理法の創出」「持続可能な沿岸域を実現する多段階管理手法の仮説」「日本における里海活動の現状」について、それぞれの取組みが報告された。



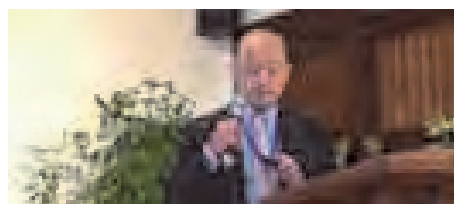
共同議長 OPRI 古川、松田名誉教授



志摩市 浦中課長補佐



小浜市 御子柴課長



備前市 田中丈裕氏

- c) パネルディスカッション：日本における沿岸域総合管理の進展－地方レベルから国レベルへさまざまな沿岸域総合管理のタイプと段階 (Panel discussion: Development of ICM Implementation in Japan, From Local to National, Various Types of ICM and Stages)

【パネリスト】

- Representatives from PNLG (PNLG 代表者)
- Ms. Pham Thi Chin, Da Nang Agency of Seas and Islands, Viet Nam (ベトナム)
- Mr. Luis Awitan, Provincial Government Environment and Natural Resources Office(PG-ENRO), Batangas, Philippines (フィリピン)
- Ms. Sally Nay, ICM PMO, Sihanoukville, Cambodia (カンボジア)

【概要】

パネルディスカッションでは、計画やプログラムと調和させながら ICM プロセスに準じることの重要性、ICM 導入に関する能力向上と自信を醸成するための研修(例えば「実践の中で学ぶ」)、優先順位、民間も含むすべての部門が参加することの重要性とその適切な方法が強調された。まず、ICM が対象とする沿岸域の規模について多くの意見交換が行われた。特にコミュニティ・レベルでは、ローカルなニーズや状況に適した ICM を実施すべきであり、その際に留意すべきは地元の文化やライフスタイルを尊重し、その文脈の中で持続可能な開発や保全活動を進めるべきであり、利害関係者の話によく耳を傾けることの重要性が指摘された。また、ICM 実施における、漁業、農業、観光業など多様なセクター間の連携の可能性についても指摘された。さらに、生態系ベースで捉えるならば、陸域起源の汚染物質に対する対応も必要であり、市町村や県の境界を越えたさらに広域な管理が要求される。また、ICM に関わるアクターに目を向けると、昨今、利害関係者は多様化しており、特にビジネスセクターの関与や参加が重要である。さらに、市民に情報提供し関与や参加を促すことにより市民自身が政府を動かす原動力にもなり得る。最後に、ICM の拡大発展について、里海や ICM のコンセプトは有益であり、これらの考えをいかに実行に移すかが何よりも大切だという指摘がなされた。そのためには明瞭な業務運用手順が示される必要がある。本ワークショップのような国際・地域間の経験や教訓を共有する取組は極めて重要である。例えば、フィリピンでは 40 年の ICM の歴史があるが、1950 年代と比べて藻場は激減している。日本のアマモ場再生から学ぶ事は多い。持続可能な開発という概念をいかに実行に移すか、そのための経験の共有が重要である。

③ ポスターセッション

全体で15程度のブースに対して日本からはエメックスセンターと海洋政策研究所の2団体が参加した。海洋政策研究所のブースでは、日本の5つのモデルサイトの取組に関する紹介映像を繰り返し上映するとともに、映像を全て見なくても分かるよう、抜粋した映像の一部を静止画と文章で説明するポスターを展示した。閣僚クラスの訪問に加えて多数の参加者の訪問があるなど、日本におけるICMの取組への関心の高さを伺うことが出来た。



海洋政策研究所のブース（PEMSEA 議長への説明）の様子

2. 報告総括

International Conference 開催中の11月18日（水）には、東アジア海域パートナーシップ協議会の会合（Special East Asian Seas Partnership Council Meeting）が開催され、席上で寺島紘士 OPRI 所長より、「海洋政策研究財団は、笹川平和財団と4月に合併し、これからは笹川平和財団海洋政策研究所として、皆さんと協力してこれまで以上に積極的に海洋の総合管理と持続可能な開発に取り組んでいく、また、12月にパリで開催される気候変動枠組条約のCOP21では世界の海洋関係者と「Oceans Day」を開催して海洋のアジェンダの採択を働きかける」との表明がなされた。

11月20日（金）の午前中には、International Conference の閉会式が開催され、各セッションにおける結論および各セッションにおける議論を通じた提言に関する報告が行われ、次回開催国であるカンボジア代表へEAS Congress 旗が引き継がれた。

同日午後からは、東アジア11か国の代表が参加する会合（Ministerial Forum）が開催された。会合に先立ち、午餐会が開催され、地方政府や産業界、学术界の代表からの報告が行われた。地方政府による報告においては、大口秀和志摩市長が志摩市における沿岸域総合管理を基盤にした新たな里海創生によるまちづくりに関する報告を行った。続いて、会合が開催され、日本からは大脇崇国土交通省大臣官房技術総括審議官、大沼俊之国土交通省総合政策局海洋政策課長等が出席した。会合では、参加国における最近の状況等について

て、各代表がそれぞれ発言するとともに、SDS-SEA の改定 (Updated) およびポスト 2015 戦略目標 (Post 2015 Targets) に関する検討が行われ、PEMSEA におけるポスト 2015 戦略目標と SDS-SEA 2015 を承認するダナン合意書 (Da Nang Compact) を採択し、各国代表による署名が行われた。

EAS Congress 2015 においては、前述の会合以外にも、ICM 実施自治体のネットワークである PNLG による会合やユース・フォーラムなども行われ、大村市市議会議員の方々による EAS Congress 2015 及び PNLG 会合の視察・参加なども実施された。また、最終日の 11 月 21 日には、沿岸域総合管理の地域活動を視察する視察 (Field Trip) も開催された。6 日間の会議には、合わせて 800 人を上回る人々が各国およびベトナム国内から参加し、今後の東アジアにおける海洋政策の将来を議論する有意義な会議となった。



(PNLG 会合 PEMSEA Daily Bulletin より抜粋)

(了)

東アジア海域の持続可能な開発戦略 2015

に関するダナン合意書

DANANG COMPACT ON THE SUSTAINABLE

DEVELOPMENT STRATEGY

FOR THE SEAS OF EAST ASIA 2015

東アジア海域の持続可能な開発戦略2015に関するダナン合意書

第5回閣僚級会合 | 東アジア海洋会議2015

2015年11月20日、ベトナム・ダナン

我々、東アジア海域の11の周辺国・地域の代表は、当地域の沿岸域・海洋戦略である東アジア海域の持続可能な開発戦略（SDS-SEA）について再検討し、2015年以降のPEMSEAの戦略目標を定めるため、本日2015年11月20日にベトナムのダナンに集まった。今日の我々の目的は、そのパートナーシップの核となる使命に再び言及し、その使命が我々の現在や将来の懸念事項に常に対応しているようにし、さらに我々の物理的環境と国際政治的環境の両方において起こった変化に対して常に対応することである。

健全な海洋や人々、経済：我々のビジョン

PEMSEAの政府パートナーは、SDS-SEA（*プトラジャヤ宣言、2003年*）を採択することで、その地域の海洋や沿岸域の持続可能な開発に取り組むことを約束した。この約束は、当地域の貴重な生態系やその海洋・沿岸域で得られる資源——当地域のコミュニティの健康・福祉や食糧供給の確保、経済の持続可能な開発——との結び付きから生まれたものである。これはPEMSEAが過去において達成を目指していたものであり、現在、さらに今後においても実現を目指すものである。

現在の状況

2003年以降、我々は：

- a) PEMSEAをSDS-SEAの実行を主な目的とした国主導の地域団体に転換した（*目標1、ハイコウパートナーシップ合意、2006年*）。
- b) PEMSEAパートナー諸国の75パーセントにおいて、海洋や沿岸域に関する国の政策・戦略を策定し、採択した（*目標2、ハイコウパートナーシップ合意、2006年*）。
- c) ICMプログラムの実施規模を拡大し、対象を地域の海岸線の1%未満から14%以上に引き

上げた（目標3、ハイコウパートナーシップ合意、2006年）。

- d) ICMプログラムを実行する地方政府における沿岸域や海洋のガバナンスや管理に関する進展や傾向を判断するための報告制度（沿岸域の状態、SOC）を確立し、実行した（目標4、ハイコウパートナーシップ合意）。

これらを行うことで、我々はSDS-SEAの目的や行動プログラムを地域や国、地方のレベルで前進させた。また、気候変動や当地域の海洋や沿岸域に対するその影響への対処（マニラ宣言、2009年）や、リオ+20の「我々が求める未来」やその他の国際的合意に呼応した海洋を基盤としたブルー・エコノミーの構築（チャンウォン宣言、2012年）など、持続可能な開発に対して新たに発生した問題に対処するために沿岸域総合管理（ICM）を適用することについての自信も深めた。

我々は、過去12年間におけるGEFやUNDP、世界銀行、当地域の非政府パートナー、その他協力してくれた援助提供者や団体の貴重な支援やコミットメントがなければこれは不可能であったと認識し、感謝している。その中には、PEMSEAの地方政府ネットワークによる2011年の「ICMを通じた海洋経済の構築に関するトンイン宣言」の採択と実行を通じた貢献も含まれる。

2015年以降のソリューション

我々は、健全な海洋や人々、経済を目指したSDS-SEAのビジョンに対する我々のコミットメントを再確認する。このビジョンは、生物の多様性に関する条約に基づく「愛知生物多様性目標」や国連国際防災戦略の2015年以降の災害リスク軽減の枠組みに基づく「仙台防災枠組み2015-2030」、「国連持続可能な開発目標」など、最近採択された国際文書の目的に対応している。

我々は、2015年12月にパリで開催される第21回UNFCCC締約国会議の成果に期待している。

我々は、SDS-SEA 2015の採択に合意する。これはSDS-SEA 2003の最新版で、気候変動への適応や災害リスク軽減、海洋や沿岸域の生物多様性保全に向けた戦略や目的、行動プログ

ラムを組み入れている。SDS-SEA 2015は、地域協力のための共通プラットフォームとして、さらに政策やプログラムの策定や実行のための枠組みとして、東アジア地域に関連する個々の国々によって適切とみなされた場合、法的な義務や禁止事項を課すことなしに、自発的に国や地方のレベルで採択される。

我々は、以下の2015年以降の戦略的目標の採択にも合意する：

目標1：2017年までに、地域や国、地方のレベルでSDS-SEAの実行を推進するための一連の成果やサービス、資金調達メカニズムの管理や調整を行う**自律的なPEMSEA事務局**を実現すること。

目標2：2018年までに、進展や影響、利益を監視し、SDS-SEAの実行の計画や管理を継続的に改善するため、**地域の海洋や沿岸域の状態を報告するシステム**を実現すること。

目標3：2021年までに、環境や持続可能な開発に関する国際的な約束と一貫性を持ち、利用できる最善の科学的情報に基づいた、**沿岸域や海洋に関する国の政策が、100%のPEMSEAパートナー国において策定され、機能する補助的な法規制や制度的取り決め**を実現すること。

目標4：2021年までに、**当地域の少なくとも25%の海岸線とそれに隣接する流域における沿岸域や海洋域の持続可能な開発を目的とし**、国連の持続可能な開発目標やUNFCCC、愛知生物多様性目標、UNISDRの2015年以降における災害リスク軽減の枠組み、その他PEMSEAパートナー国が同意した関連の環境や持続可能な開発に関する目標に基づく国の優先事項やコミットメントをサポートする**ICMプログラム**を実現すること。

これらの目標を達成するため、我々は、地方と国の両方のレベルで、相互にサポートする**SDS-SEAの実行計画**を策定、採択、実行することに合意する。国の実行計画では、2016年から2021年までの更新された戦略的目標を達成するための優先事項や行動、役割、責任を示すことが求められる。地域の実行計画は、国や地域のレベルでSDS-SEAを実行するための行動や補助的な成果・サービス、持続可能な資金調達メカニズム、SOC報告システムなど

を示しながら、海洋や沿岸域の持続可能な開発における地域的・世界的目標に貢献することが求められる。その持続可能な資金調達メカニズムには、国や地域のレベルで最新のSDS-SEA行動プログラムを実行することを目的とした長期的な資金調達の推進や確保について政府・非政府パートナーを支援する方法や手段、さらにPEMSEAリソース・ファシリテーターが政府・非政府パートナー、協力者、最新のSDS-SEAの実行を支持するビジネスコミュニティへの成果・サービスを提供する方法や手段を含めることが求められる。

我々は、科学的に健全な海洋や沿岸域の状態（「SOC」）の報告システムを確立し、利用することに合意する。このシステムは、合意された指標や必須データを含む、SDS-SEA 2015の実行における地域の進展を監視するメカニズムとして機能し、より優れた効果的な計画や政策策定、意思決定を推進することを目的とする。地域SOC報告書を2018年の第6回東アジア海洋会議とそれ以降の同会議で毎回発表することが求められる。

パートナーシップの拡大の呼び掛け

我々は、PEMSEAが、持続可能な開発に対する国境を越えた取り組みの推進において、共同計画を通して、今よりも大きな役割を担うと考えている。我々、PEMSEAの政府パートナーは、当地域の海洋や沿岸域の持続可能な開発における数多くの問題や機会に対処する上で、パートナー間の積極的な協力が鍵となるという長年にわたって実証されてきた原則に従う。

PEMSEAの非政府パートナーとともにSDS-SEAの実行に全面的に取り組むことは、我々にとって最大の強みである。それらのパートナーに対して、更新されたSDS-SEA 2015の実行や2016年から2021年までの戦略的目標に対して引き続き取り組むことの再確認を求める。

同時に、我々は、現代の問題へのより良い対応を可能にするため、当地域の国や地方レベルの政府、国際機関、開発当局、金融機関、企業、沿岸域や海洋に関係する産業、学術機関や独立した研究機関に対して、PEMSEAパートナーシップに参加することを呼び掛ける。

本日、2015年11月20日にベトナム社会主義共和国ダナンで採択された。

資料 8

東アジア海域の持続可能な開発戦略 2015

SDS-SEA 2015

(全文和訳)

※翻訳の正確性に関する責任は笹川平和財団海洋政策研究所にあります。

SDS-SEA 2015

東アジア海域の持続可能な開発戦略 2015

本文書は、参加国であるカンボジア、中国、朝鮮民主主義人民共和国、インドネシア、日本、ラオス人民民主共和国、フィリピン、大韓民国、シンガポール、タイ、東ティモール、ベトナムといった 12 カ国の政府が協議したうえで、PEMSEA（東アジア海域の環境管理パートナーシップ）によって起草され、作成された。

さらに、以下の組織が本文書作成にあたり情報を提供した。

目次

図表一覧

頭字語一覧

用語集

戦略の概要

序文

東アジア海域

東アジア海域の人々

東アジア海域の環境

東アジア海域の経済発展

東アジア海域の問題と課題

ICM と持続可能な開発における最近の進展

対応

共通ビジョン

使命

戦略の枠組み

求められる変化

戦略

戦略の基盤

戦略の実施

戦略的行動の声明

一般原則

持続

保存

保護

適応

開発

実施

伝達

戦略のモニタリング

付属書1 「沿岸・海洋環境に関する主な国際文書」

付属書2 「沿岸・海洋環境に関する主な国際的および地域的行動計画」

付属書3 「国際条約」

参考文献

図表一覧

表

東アジア海域の主な河川流域
人口および沿岸域
東アジアにける生息種（サンゴ礁、マングローブ、海草）の割合
東アジア諸国とそのラムサールサイト
東アジア海域諸国の経済状況
海洋経済の構成要素
国際文書の統合的実施のための行動計画
海洋汚染に関する国際条約の批准状況
海洋環境に関する国際条約および国際合意の批准状況

図

東アジア海域、主要な河川流域、および主要な海流
サンゴ礁の種類の数
水鳥の移動経路
開拓を要因とした干潟の生息地減少の比較
東アジア海域における海洋漁業生産量(2011年)
持続可能な開発における世界的・地域的コミットメントの年表
SOC 指標の事例および地域・国際文書との関連性
SOCにおける中心的指標
統合実施ネットワークにおける国際条約

ボックス

世界で最も発着数の多いコンテナ港は、東アジア海域にある
気候変動への適応に関する PEMSEA の取り組み
東アジア海域における大災害
東アジア海域の気候変動および災害のリスク管理

用語集

生物資源調査 – 商業的に価値のある遺伝子および生化学に関する資源のために行う、生物多様性の調査(UNEP/CBD/COP/5/INF/7)

ブルーカーボン – 海洋・沿岸カーボンと称されることもある。第 34 回 科学上および技術上の助言に関する補助機関会合 (SBSTA) にて、2011 年 6 月に UNFCCC (国連気候変動枠組条約) において初めて具体的に協議された。(UNFCCC, 2011a) 潮汐湿地やマングローブ、海草藻場といった沿岸域生態系により、蓄積、隔離、または放出された炭素。(Herr, et al., 2012)

ブルーエコノミー – 沿岸域および海洋生態系に大きく依存する、持続可能な海洋ベースの経済モデル。但し、持続可能な開発への貢献を強化しながらも、沿岸域および海洋域を保護するための目標達成を目指して、環境に優しいインフラや技術、実践、ならびに、革新的で先を見越した制度および資金調達に関する取決めを採用する。(PEMSEA, 2012a)

市民社会 – 沿岸および海洋に直接的または間接的に関係する特定の目的を進展させるために国家的または地域的に組織された、営利を動機としない社会グループの総称。NGO (非政府組織)、環境保護・擁護団体、市民団体、住民団体、マスメディア、宗教団体、さらには、生計のための資源利用者や土地所有者、地元コミュニティといった、比較的組織化の程度が低いグループを含む。

沿岸域および海洋域 – 陸が海に接触し海が陸に接触する陸上の地点から始まり、海において人間活動が影響をおよぼす地点までのエリアおよび資源。

コミュニティ – 公的に組織されていないが、特別に具体的な問題に関して共通の関心を持つ、特定の地域の人々または団体。

企業責任 – 法人、またはビジネス実施を目的として組織された集団が持つべき、自分たちが影響を及ぼすコミュニティなどに対する義務および説明責任。

経済的手法 – 価格シグナルによって機能する、市場ベースのインセンティブの形態を持つメカニズム。それにより、代替行動のコストや利益に影響するため、環境的に優れた選択肢を選ぼうと、個人や企業、政府の決断や行動に影響を及ぼす。法規制的メカニズムの代替または補足として計画される。

生態系管理 – 環境との相互作用を認識し、生態系からのシグナルに対応して人為的な活

動や利用を制御する、生態系の価値および利用についての管理。

環境効率 — あらゆる運営における、資源やエネルギーの効率的利用。

エコツーリズム — 環境資源および文化資源に焦点を置き、通常は保全のテーマに基づく観光事業。

環境リスク評価 — 自然環境によって目標を達成する人間活動から生じる要素を通じて、人間の健康や生態系に発生する被害の可能性を評価するプロセス。

環境リスク管理 — 環境リスク評価のプロセスを通じて特定された環境に関する懸念事項に対処するため、特定された管理介入の適用。

グリーン経済 — 環境リスクや生態系の希少性を大幅に減少させつつ、人間の福祉や社会的公平性を改善させる結果となる経済。低炭素で資源効率に優れ、社会的共生を実現する。(UNEP, 2011)

沿岸域総合管理 (ICM) — 沿岸域における複雑な管理問題に対処するにあたり、統合された総合的アプローチや、相互作用的な他部門の計画立案プロセスにおいて採用する、自然資源および環境の管理システム。

ICM プログラム — ICM の目的を設定および達成するために従うべき、管理体制、実施手配、行動計画または活動や手続きのスケジュール、予算や説明責任の対策。

陸上活動 — 主に陸上で発生する活動。

大規模海洋生態系 — 河川流域や河口から、大陸棚の海の境界線や沿岸流システムの海の縁に至るまでの沿岸域に広がる海洋空間の地域。湧昇流域、半閉鎖性海域、西太平洋の境界における浅い大陸棚生態系、サンゴ礁、大陸棚—三角州—河川の相互作用システムを含む。

地方政府 — より大きな政治組織、すなわち国または州の一部である特定の地理的区域内の人や財産に対して、立法と行政の権限を行使する政治機関。

マイクロプラスチック - 「マイクロプラスチック」という用語は 2000 年代半ばに導入された。現在では、5 ミリ以下のプラスチック粒子を表現するために広く使用

(http://www.unep.org/yearbook/2013/pdf/Microplastic_english.pdf)

中央政府 — 単一であれ、連邦制であれ、1 つの国に対して立法と行政、司法の権限を行使する政治機関。

非政府組織（NGO） — 特定の社会的目的を実現する、または特定の支持者にサービスを提供するために、制度上の政治構造の外側に組織された非営利のグループまたは団体。

その他の湿地 — 沿岸域にあり、かつ、サンゴ礁やマングローブ、藻場ではない、ラムサール条約により規定された湿地。（天然であれ人工であれ、永続的であれ一時的であれ、静水、流水、淡水、汽水、または海水が溜まった沼地、湿地、泥炭地、または水域のエリア。干潮時に水深 6m を超えない海域を含む）

高度汚染地域 — 汚染負荷が高く、海洋および沿岸域の生態系に深刻な影響を及ぼし、公衆衛生に対して脅威をもたらすエリア。

海洋環境汚染 — 人間による、海洋環境（河口を含む）への物質またはエネルギーの直接的または間接的な取り込み。生物資源や人間の健康への危害、漁業を含む海洋活動の阻害、海水利用における質の低下、快適さの減少といった悪影響を引き起こす。

民間部門 — 営利を目的としてビジネスを実施する、人々または団体の総称。

受入施設 — 適切に処理するために、港にて船舶からの廃棄物を受け入れる施設。

地域メカニズム — 沿岸域および海洋域 の環境に関する課題や問題に対処するために、共通の統合的、協力的、協調的アプローチに取り組むことを目的に結んだ、東アジア地域内諸国間の構造的取決め。法律文書に基づく場合と、そうではない場合がある。

資源利用 — 東アジア海域における天然資源の利用。沿岸および海洋における生物資源の持続可能な利用や保全、および非生物資源の保全や管理を含む。

海洋活動 — 主に海で発生する活動または現象。

半閉鎖性海域 — 2 つ以上の国に囲まれ、かつ、別の海または大洋と狭い水路でつながっている、または、全体としてもしくは主に 2 つ以上の沿岸国の領海および排他的経済水域から成っている、湾、入り江、または海域。

南南協力 - 南（途上国）の国々の間で、政治、経済、社会、文化、環境、技術の分野で協力するための幅広い枠組み。2つ以上の開発途上国が関与し、二国間、地域、準地域、または地域間をベースに実施可能である。

(http://ssc.undp.org/content/ssc/about/what_is_ssc.html)

特別引出権 — 国際通貨基金（IMF）の通貨単位として、また、数多くのその他国際機関のための通貨単位の基礎として流通している、人為的な「バスケット」通貨。

ステークホルダー — 沿岸域および海洋域 に関する政策、または沿岸域および海洋域 における活動もしくは現象によって、直接的または間接的に、肯定的または否定的に影響を与える、または影響を受ける人々もしくは団体の総称。

戦略的環境影響評価 — 国、地域、準地域、または部門レベルにおける、環境影響評価。

準地域的成長エリア — 通常、2つ以上の国または管轄区域のもとで成り立つ連続する地域。当該の国や管轄区域間で規制が緩和された経済活動や投資に関する合意によって統制されている。

準地域的海域 — 地理的には単一の管理エリアを形成しているが、政策的に 2 つ以上の管轄区域となっている海洋環境の比較的広いエリア。

持続可能な開発 — 天然資源の生産性、および高レベルな環境の質の継続性を確保するための開発。それにより、将来世代のニーズを損なうことなく、現在のニーズを満たす経済成長がもたらされる。

持続可能な資金調達 — 計画、プロジェクト、活動、またはその一連の環境管理措置について持続可能な資金供給を行うために、財源を調達または配分するメカニズム。

越境的 — 国や州、またはその他の行政機構の管轄区域を超えた動き。

戦略の概要

本戦略は以下のように構成されている。

序文では、本戦略の作成についての背景的情報とその目的、指針、手法を示す。

東アジア海域のセクションでは、東アジア地域の沿岸域および海洋域 についての基本情報、それらに伴う課題と問題を提示し、同地域の国々が協力を必要とする理由を示している。本文書全体においてテキストボックス内で時事情報を提供している。

対応セクションの**では**、同地域の国々が個々にまた全体的に共通の課題を追求していく方法を示す。共通のビジョンおよび使命、ならびに行動のための統合管理の手法と枠組みを提示している。

戦略は本文書の本体部分である。本セクションにて具体的な戦略および行動計画が詳細に述べられ、地域、国家および局所レベルで、沿岸域および海洋域 の持続可能な開発と管理に関する総体的かつ総合的な視点が示される。

最終セクションである**戦略のモニタリング**では、本戦略の実施状況をモニタリングするための数多くの指標を特定している。

脚注および参考文献では、「東アジア海域の持続可能な開発戦略」に記載される情報の出典を示す。

付属書では、**SDS-SEA**（東アジア海域の持続可能な開発戦略）に基づいた行動に関連する国際的および地域的条約、合意、プログラムを記載している。国際協定との関連性についても論じている。

序文

「東アジア海域の持続可能な開発戦略」を策定するという決断は、2000年7月に大連で開催された東アジア11カ国による政府間会議が発端となっている。参加国は、ブルネイ・ダルサラーム、カンボジア、中国、朝鮮民主主義人民共和国、インドネシア、マレーシア、フィリピン、大韓民国、シンガポール、タイ、ベトナムであった。日本も参加した2002年3月のPEMSEA政府間会議では、原則として同戦略が承認され、国、地域、および国際レベルにて部門間協議を進めることが合意された。SDS-SEA（東アジア海域の持続可能な開発戦略）は、マレーシアのプトラジャヤにおける第1回閣僚級会合にて2003年12月に採択された。

採択から10年以上を経て、第6回EAS（東アジア海域）パートナーシップ会議（2014年6月）にて地域戦略を更新することが決定された。2003年以来、同地域の国々によって海洋に関する数多くの国際文書や義務が承認され、または、採択されるプロセスにあり、これが東アジア海域の沿岸および海洋の持続可能な開発にとって重要な意味を持つことが認識されたのである。さらに、東アジア海域全体における状況や知識、能力が変化していることから、各国の優先度や目標との調和を保つためにSDS-SEAを再検討する必要性が生じた。

持続可能な開発戦略とは何か？

持続可能な開発戦略は、東アジア海域の持続可能な開発を達成することを目指し、適用される原則と、関連する既存の地域的および国際的行動計画、合意、手段、ならびに実施手法を取りまとめたものである。関係国およびその他のステークホルダーが、既に取り交わされたコミットメントを新たな法的義務を負うことなく統合的または包括的なかたちで実施するための地域的な枠組みを提供している。SDS-SEAは、社会、文化、経済、および環境問題における連携に取り組んでおり、また、東アジア海域における各国およびその他のステークホルダーの共通ビジョン、ならびに、その共通ビジョンを達成するための方法を具体化している。本戦略は、個別の国、国際機関、または部門の利害を反映するのではなく、地域的な視点、原則およびガイドライン、ならびに、それぞれが自身の役割を果たして強化し、共通の課題や懸念事項に対処するうえで互いに協力するための基盤を提示している。持続可能な開発戦略は、計画的アプローチ、ならびに、特に必要性、本質、目的、基本的役割や機能、適用範囲、不可欠な要素に関して各国およびその他のステークホルダーの間で到達したコンセンサスに基づいている。

なぜ、持続可能な開発戦略が必要なのか？

持続可能な開発戦略は、以下の利益をもたらすことを視野に入れて、環境とそこに存在する資源の統合管理、および持続可能な利用のための実施手法を提示している。

- 政府機関、NGO（非政府組織）、民間部門、その他のステークホルダー間の地域的パートナーシップの構築を促進する。
- 関係機関およびプログラムが、各国およびその他のステークホルダーの利益のための取り組みや専門技能の相乗的および累積的効果を促進し、同地域にてあらゆるレベルにおいて運営できるようにする。
- 特定の国、地方および部門のニーズに対処するための戦略、政策、および実施計画の策定を支援することを目的に、一連のガイドラインや参照資料、事例を各国およびその他のステークホルダーに提供する。
- 同地域における 10 年間の実証および拡大活動を通じて持続可能かつ効果的であることが証明されている、持続可能な沿岸域および海洋域の開発に向けた一連の運営上の手法と対策を提供する。
- 経験や知識、技術、技能の共有および移転、ならびに、現状において社会経済的開発の段階が異なる各国間の相互支援を促進する。
- 関連の資金調達機関および資金援助機関からの支援や援助の流れを促し、持続可能な沿岸域および海洋域の開発に向けた自律的な資金調達メカニズムおよび投資機会の構築を促進する。

戦略の適用範囲は？

本戦略は、農業や工業、サービス業といった個別の産業部門の開発課題に焦点を置くことを意図していない。そうした種類の課題は、部門ごとの方針やプログラムの課題に該当するからである。また、戦略自体が環境保護と環境管理に限定されることもない。本戦略はむしろ、環境と開発の相互作用に焦点を置いた統合管理手法を提示し、東アジア海域の持続可能な開発にとって制約や障壁となる、部門や行政、法律の境界線を越えた課題や影響に対処している。従って本戦略は、以下の課題について取り組んでいる。

- 東アジア海域に関する経済開発、社会開発、および環境保護の間の関係
- 災害リスクの低減と管理、気候変動適応、貧困の解消、持続可能な生活設計、自然災害に対する脆弱性の低減、長期的安全性、経済成長、および人類や生態系、天然資源基盤の健全性に関するプログラム間の連携
- 同地域の持続可能な開発に向けての部門間、機関間、政府間、プロジェクト間のパートナーシップ

森林伐採や大気汚染などの関連問題には直接取り組んでいないが、本戦略の実施によってもたらされる認知、地域的協力、信頼醸成は、持続可能な開発に向けての統合管理の枠組みのなかで、そうした問題の解決に寄与するであろう。

持続可能な開発戦略の適用範囲は、いかなる個別の国際文書や地域的プログラムよりも幅広い。その実施は、中央政府や地方政府、市民社会、ならびに、東南アジア諸国連合生物多様性センター（ACB）、東南アジア諸国連合（ASEAN）、アラフラ-ティモール海（ATS）、コーラル・トライアングル・イニシアティブ（CTI）、東アジア海域調整機関（COBSEA）、アジア太平洋経済社会委員会（ESCAP）、国連食糧農業機関／アジア太平洋漁業委員会（FAO/APFIC）、国際海洋学委員会西太平洋小委員会（IOC-WESTPAC）、北西太平洋行動計画（NOWPAP）、スールー スラウェシ海洋生態地域（SSME）、国連開発計画／地域協力に関する枠組み（UNDP/RCF）、国連環境計画／陸上活動からの海洋環境の保護に関する世界行動計画（UNEP GPA）、世界銀行、中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）、黄海大規模海洋生態系（YSLME）など、ビジネス部門や地域ガバナンスのメカニズムが関与する、パートナーシップを生み出し、それを促進する。また、本戦略は、国連機関、国際プログラムや国際プロジェクト、政府開発援助（ODA）プログラム、ならびに、世界自然保護基金（WWF）や国際自然保護連合（IUCN）など国内外の非政府組織（NGO）との協力や共同の取組みのための枠組みおよび基盤を提供する。

本戦略は、同地域の国々間の社会経済的および政治的状況を認識している。その実施により戦略的パートナーは、それぞれの資源を拠出し合い、共通の目標に向かって協力することが可能となる。

本戦略は、戦略的、計画的、問題志向型のアプローチを採用し、政治的および管理上の介入に対する効果的な対応を確実にしている。また、各国の能力や資源によって左右される計画実施について、長期的な視点でとらえている。

2015年の持続可能な開発戦略は、どのように採択されるのか？

東アジア海域のニーズや状況への関連を保ちつつ SDS-SEA を更新するという、2014年のEAS（東アジア海域）パートナーシップ会議における決定に伴い、2003年以来採択もしくは批准された、または、更新時に協議された、同地域の持続可能な開発に最適な世界的および地域的な協定・文書または基盤、ならびに、その対応プログラムや目標、手法について包括的な評価が実施された。政府間および他部門の技術作業部会（TWG）が組成され、SDS-SEA 更新におけるコンセンサスの準備と構築を担った。その作業は、EAS（東アジア

海域) パートナーシップ会議の執行委員会で検証された。最終的には、PEMSEA (東アジア海域環境管理パートナーシップ) のナショナルフォーカル機関が主導する国内協議を通じて、2015年戦略草案が見直され、洗練された。

2015年11月の第5回閣僚級会合により、最終的な文書が検討に向けて提出された。各閣僚は、地域として集合的に、また、国として個別に「2015年 SDS-SEA」を採択するために召集され、各国の開発目標と能力、国および関与するステークホルダーにおける特定の状況を考慮しながら、国家戦略、ならびに、地域、準地域、国家、地方の各レベルにおける開発および実施を確約することになる。

東アジア海域の持続可能な開発に向けての地域的ガバナンス

持続可能な開発戦略は、以下の事項を通じて同地域の海域および沿岸域の資源についてのガバナンスを強化していく。

1. 以下を目的とし、国境や地域を越えた環境および資源活用との関係に対処する地域的協力や協働に向けての機能的枠組みとしての PEMSEA
 - 地球環境の懸念事項に関する政府間の協働の促進
 - 国連機関、地域的ガバナンスのメカニズムや地域の行動計画、地域的および国際的 NGO (非政府組織)、ならびに、国際的な開発機関や資金調達機関における相乗効果および連携の強化
 - 民間部門、NGO (非政府組織)、学界、コミュニティ、その他の市民社会の構成員による積極的な参加の奨励
 - 環境投資における機会の特定および開発、ならびに、持続的な資金調達メカニズムの促進

2. 以下によって、地域、国、および地方レベルで、沿岸域および海洋域に関する国際文書の目的や目標、ならびに、沿岸域および海洋生態系の保護や回復、管理を達成する、計画的アプローチとしての沿岸域総合管理
 - 多国間の環境協定における相乗関係を強化
 - 多様な資源の利用者による相互関係、ならびに、沿岸域および海洋生態系のさまざまな影響や利益についての理解向上を促進
 - 健全で弾力的で生産的な生態系の保護や回復、維持に努めながら、管理戦略や行動計画を多様な利用者や資源活用に対応させるために、生態学的、社会的、経済的情報を統合

- 複雑な開発課題に対処するために、利用者や受益者間の多部門にわたる学際的なアプローチを通じて、人的、財政的資源の効率的な利用を促進
3. 以下を通じた、持続可能な開発戦略の実施から生じる変化への対策と文書化、同戦略の継続的な精選と適応の手段としての、沿岸域および海域の状況についての報告制度
- 統合的な環境のモニタリングと報告
 - 生態系管理の知識を向上させ、また、持続可能な経済発展のために情報を提供する科学的な調査
 - 国や地方レベルで知識や革新、実践、技術を適用する、発展途上国による別の途上国への支援

東アジア海域

東アジア海域

東アジア海域は 21 億人以上の人口を抱える¹。ブルネイ・ダルサラーム、カンボジア、中華人民共和国、朝鮮民主主義人民共和国、インドネシア、日本、マレーシア、フィリピン、大韓民国、シンガポール、タイ、東ティモール、ベトナムに面しており、同地域沿岸の 100 キロメートル以内には、推定で 15 億人以上の住民が暮らしているとされる²。

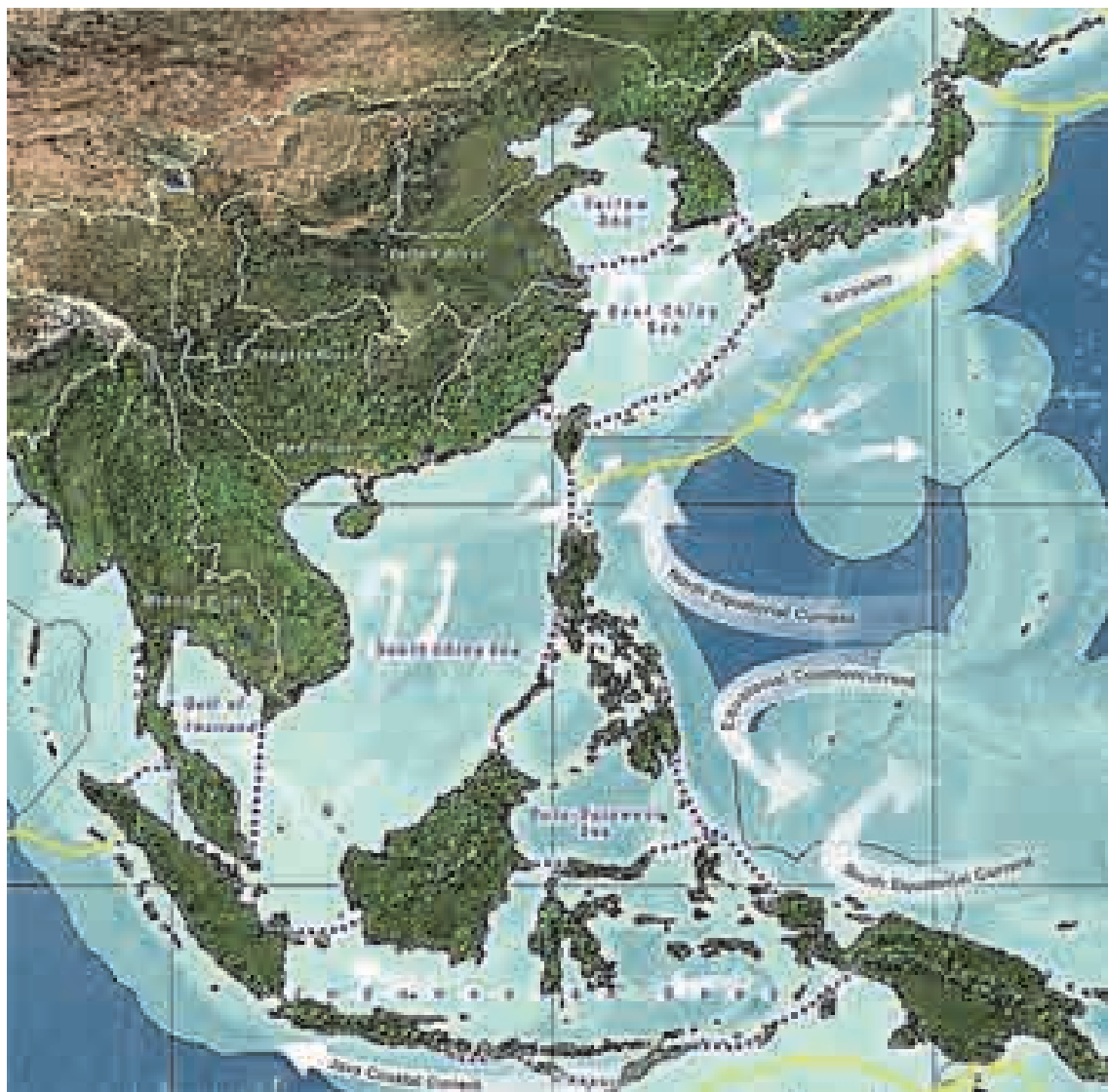
同地域は、文化や地形、宗教、経済状況、環境に関して世界で最も多様性に富むエリアの 1 つである。台風や黒潮、高度回遊性魚類など大規模な大氣的、海洋的、生物学的プロセスや現象と関連付けられる、数々の大規模海洋生態系 (LME)、準地域の海洋、沿岸域およびそれに伴う河川流域を包含する。

東シナ海、黄海、南シナ海、スルー・セレベス海、インドネシア海、タイ湾の 6 つの大規模海洋生態系 (LME) は、同地域にとって生態系のおよび経済的に大きな重要性を持つ。

これらの大規模海洋生態系は半閉鎖性であり、かつ、相互に連結しており、戦略的および世界的に重要な、また、地質学的にも独特な国際水系である。

- 朝鮮民主主義人民共和国と中国、大韓民国に隣接する黄海は、同エリアの複雑な海洋学的条件を起因として、独特の海底や複雑な生物群集を有している。北部では渤海に南部では東シナ海につながっており、連続的な海洋循環システムを形成している。黄海は世界で最も生産的な海の 1 つと言われている。2009 年には、黄海における環境の質に対する地域的管理目標、および、2020 年までにそれらの目標を達成するために必要な管理計画を含め、黄海の大規模海洋生態系のための政府間の戦略的行動計画が策定された。
- 東シナ海の浅い沿岸水域には、多くの浮魚類の産卵場や成育場所がある。東シナ海は中国、日本、大韓民国に面している。東シナ海の漁獲物には、さまざまな種類のマグロ、サバ、エビ、イワシ、サバヒー、貝類、海藻がある。
- 南シナ海は、浅海域の熱帯生物多様性の世界的な中心地として長年にわたり認識されてきた。インドー西太平洋の海洋生物地理学上の域内に位置しており、北は中国、東はフィリピン、南はマレーシア、シンガポール、インドネシア、ブルネイ、西はタイ、カンボジア、ベトナムに隣接している。2008 年には、南シナ海のための政府間の戦略的行動計画が策定された。

東アジア海域、主要な河川流域、および主要な海流



- インドネシア海はインドネシアの島々の間に位置しており、よって全体的に同国の管轄圏内にある。この熱帯海洋生態系は 40 万平方キロメートルにわたり、強力な吹送流や潮流が存在するエリアとなっている³。底生魚や浮魚を含む非常に高い生物多様性を支え、近接する国々（オーストラリア、フィリピン、マレーシア）と共に高度回遊性魚類資源（マグロ、サバ、ムロアジなど）を共有しているという事実が、とりわけその重要性の一因になっている。インドネシア海は、2009 年にインドネシア、フィリピン、東ティモール、パプアニューギニア、マレーシアが採択した、コーラル・トライアングル・インドネシアタイプ（CTI）行動計画に組み込まれている。
- スールー・セレベス海は、世界で最も生物多様性に富む海洋環境の 1 つとされる。マレーシア、フィリピン、インドネシアに囲まれ、総海域面積は約 90 万平方キロメートル⁴である。スールー・セレベス海は、世界で最も高濃度の海洋生物多様性の中心地、コーラル・トライアングルの中心にあり、生物多様性の高い世界的にも重要な生物地理区となっている。隣接する 3 カ国は 2004 年に MOU（覚書）を締結し、スールー・スラウェシ海洋生態地域（SSME）保全計画を実施することに合意した。SSME は、2009 年に採択された CTI 行動計画の対象にもなっている。
- タイ湾は、マレーシア、タイ、カンボジア、ベトナム南西部に面している⁵。幅は 560 km で全長約 725 キロメートルである。その浅い沿岸水域（平均水深 58 メートル）は、多様な魚類やその他の海洋生物のすみかとなっている。著名なチャオ・プラヤ川を含め多くの河川がタイ湾に流れ込んでいる。隣接するタイ、カンボジア、ベトナムは 2006 年、タイ湾における油流出事故への共同準備と対応のための枠組みプログラムを確立した。

南北太平洋が起源の多くの海流は、アジア大陸の東側を流れており、高い生産性に寄与する湧昇域を生み出している。また、これらの海流は、沿岸・海洋生物の幼稚子を長距離まで分散させる役割を担う。さらに、これらの主要な海流は、赤道からの暖かい海水により、東アジア海域のサンゴの豊かな成長をもたらしてきた。

生態学的に大きな意義を持つ、東アジア海域に面する地域内の河川システムを以下に示す。

- 世界的に独特な湖・河川システム（メコン川ートンレサップ川ーグレートレイクシステム）と、世界で最も重要な湿地帯および浸水した森林のいくつかを有するメコン川は、地球上で最も生産性が高く多様性に富む淡水生態系の 1 つを支えている。

【東アジア海域の主要な河川流域】

主要な河川流域	面積（平方キロメートル）	人口
黄河流域 ⁶	945,065	189,000,000
長江流域 ⁷	1,800,000	420,000,000
珠江流域 ⁸	453,700	89,000,000
紅河流域 ⁹	80,000	30,000,000
メコン川流域 ¹⁰	795,000	60,000,000

- アジア最長の河川である中国の長江は、貿易や輸送の主要ルートとしての役割を担う。東シナ海に流れ込むまでには、中国のうちでも人口が密集した経済的に生産性の高い地域を流れる。
- 中国で2番目に長い河川である黄河は、渤海に到達するまでに人口の密集した華北平原を通過する。中国で最も重要な農業地域の1つである同平原は、黄河が増水した際の壊滅的な洪水に周期的に悩まされる。
- 珠江は、中国南部に広がる河川システムである。珠江システムは最も奥から測定すると中国で3番目に長い2,400キロメートルであり、水量では長江に次いで2番目である。409,480平方キロメートルに及ぶ珠江流域は、中国の中南部（広東省、広西チワン族自治区）の大半と南西部（雲南省、貴州省、湖南省、江西省）の一部に加えて、ベトナム北東部（カオバン、ランソン）の排水を担っている。
- 東南アジアにおける大規模な分水界の1つである紅河流域は、中国の雲南省を源とし、ベトナムを通過して南シナ海へ流れ込み、そこで広大な三角州を形成している。紅河の上流域と下流域の両方で頻繁に発生する深刻な洪水、および乾季における塩水遡上の問題は、中国とベトナム両国の経済に大きな影響を及ぼす。紅河下流の三角州地帯はベトナムで最も人口密度が高い地域である。

東アジア海域に関連する河川流域は、総流域面積が約860万平方キロメートルとなる¹¹。また、東アジア海域には、これらの河川からの大規模な水流や堆積物、栄養素、汚染物質が流れ込んでおり、そのため隣接した河口、周囲の沿岸域、および東アジア海域全体の健全性が大きな影響を受ける。

東アジア海域の人々

東アジア地域の総人口は現在 21 億人で、2025 年には 22 億 9,000 万人に達すると見込まれている¹²。そのうち約 77%の人々（カンボジアと中国の 24%から、大韓民国、フィリピン、シンガポールの 100%までの幅がある）が沿岸から 100 キロメートル以内の地域で生活している。

同地域は人口の急増に伴い高度に都市化されている。東南アジアの人口は全体として、農村部から都市部へと急速に移動している。2014 年には、全住民（アジア）の 54%が都市部に住んでおり、2050 年までには 18 億人まで増加して 64%に達すると推定されている。

沿岸の居住地は、今や人口が密集した世界有数の大都市に発展している。2010 年には、30 あるメガシティ（1,000 万人以上の人口）の 11 都市を東南アジアが占めており、そのうち 8 都市は沿岸地域に位置している。

地理的条件を理由に、東アジア地域の多くの人々が海洋における食糧生産に依存している。アジア太平洋地域は、世界の海洋漁業生産量の 9%に寄与する。同地域では 1 億 2,000 万人以上の人々が生計の大部分を漁業に依存している。アジア人の動物性タンパク質摂取量の 20%は魚介類によるものである¹³。

【人口および沿岸域】

国名	海岸線 (キロメートル)	人口 ¹⁴	沿岸域の人口 (%)*	年平均人口増 加率 (%) ¹⁵
ブルネイ・ダル サラーム	161	423,000	100	1.3
カンボジア	435	1,541 万	約 30	1.8
中国	32,000	13 億 7000 万	40	0.5
朝鮮民主主義 人民共和国	2,880	2,503 万		0.5
インドネシア	95,161	2 億 5,280 万	96	1.2
日本	約 35,000	1 億 2,610 万	96.3	-0.2
ラオス人民民 主共和国	*内陸国	689 万 4,000	50**	1.8
マレーシア	9,323	3,019 万	92	1.6
フィリピン	36,289	1 億 10 万	100	1.7
大韓民国	14,962	5,034 万	27.10	0.4

シンガポール	195	547 万	100	1.6
タイ	3,148 [†]	6,722 万	27.10	0.3
東ティモール	735	114 万	100	2.5
ベトナム	3,269 ^{††}	9,018 万	50	1
合計	233,560	21 億 2,100 万		

* 海岸から 100 キロメートル以内の人口の割合 (%)

** ラオス人民民主共和国のメコン流域内に住む人口の 50%

† 諸島を含む †† 諸島を除く

東アジア海域の環境

東アジア海域は、総海域面積 700 万平方キロメートル、海岸線は全長 23 万 3,560 キロメートル、総流域面積が約 860 万平方キロメートルの半閉鎖性海域である。世界にあるサンゴ礁とマングローブの大きな部分を占める。同海域は豊かな海洋性動植物に恵まれ、熱帯性の海洋生物多様性における世界の中心地の 1 つとなっている。

サンゴとマングローブ

サンゴとマングローブは、「海のアマゾン」として知られるコーラル・トライアングルを含め、東アジア海域全体で豊富である。既知のサンゴの種類のうち 76%、サンゴ礁魚類のうち 37%、世界中のサンゴの 53% が生息しており、世界で最も広範囲のマングローブ林を有する。また、約 3,000 種のサンゴ礁魚類の生息地および繁殖地、ならびに、世界最大で最も重要なマグロ漁のための産卵場所と生育場所となっている¹⁶。コーラル・トライアングル地域における沿岸環境は世界で最も生物多様性に富み、約 590 種のサンゴと 2,057 種の魚類が生息する。

この広範囲な生息地とその生態系は、推定 1 億 2,000 万人の食糧や生活の主な供給源となっている。魚類は依然として貴重な食糧源であり、食事によるタンパク質摂取量の 20% を占める。

【東アジアにおける生息種の割合】

生息種	割合 (%)
サンゴ	コーラル・トライアングルに 76%
マングローブ	インドネシア、マレーシア、フィリピンに 67%
海草	東南アジアに 33%

サンゴ礁の種類の数（出典：CTI）



Sources: Number of coral species – Indonesia, Philippines, Papua New Guinea, Solomon Islands and Timor-Leste from Veron (2009)Coral Geographic: a spatial database; Malaysia from the State of the Coral Triangle Report (SCTR) for CT countries; Coral reefs – UNEP-WCMC (2010) Global Distribution of Coral Reefs.

移動性生物種のための湿地および生息地

東アジア海域は、東アジア・オーストラリア地域フライウェイ内を含め世界的に重要な湿地を抱えており、水産資源や移動性水鳥にとっての餌場や生育場を提供している。

湿地は、内陸（湖、河川、沼地、泥炭地、養魚池、浸水した洞窟）および沿岸の両方にある干潮時の水深が 6 メートル以下の生息地で、マングローブ、サンゴ、藻場、干潟、河口を含む。

ラムサール条約は、地球生存への生態学的、文化的、科学的、経済的貢献のために、湿地を保全・保護する必要性を認識している。東アジア地域だけでも 10 カ国内に合計 154 のラムサールサイトがある。2009 年には東アジア・ラムサール地域センター（RRC-EA）が設立され、同地域における合意の実施をモニタリングしている。

【東アジア諸国とそのラムサールサイト】

国名	ラムサールサイト
カンボジア	3
中国	46
インドネシア	7
韓国	19
日本	46
ラオス人民民主共和国	2
マレーシア	6
フィリピン	6
タイ	13
ベトナム	6

データ：RAMSAR (2014)

東アジア諸国が湿地の保全に努める目的は、生息地や種の保全、生態系サービスの提供、人間の生活や健康への支援、伝統的な湿地の賢明な利用慣行の維持、ならびに、娯楽や観光、教育、社会における意識向上である。

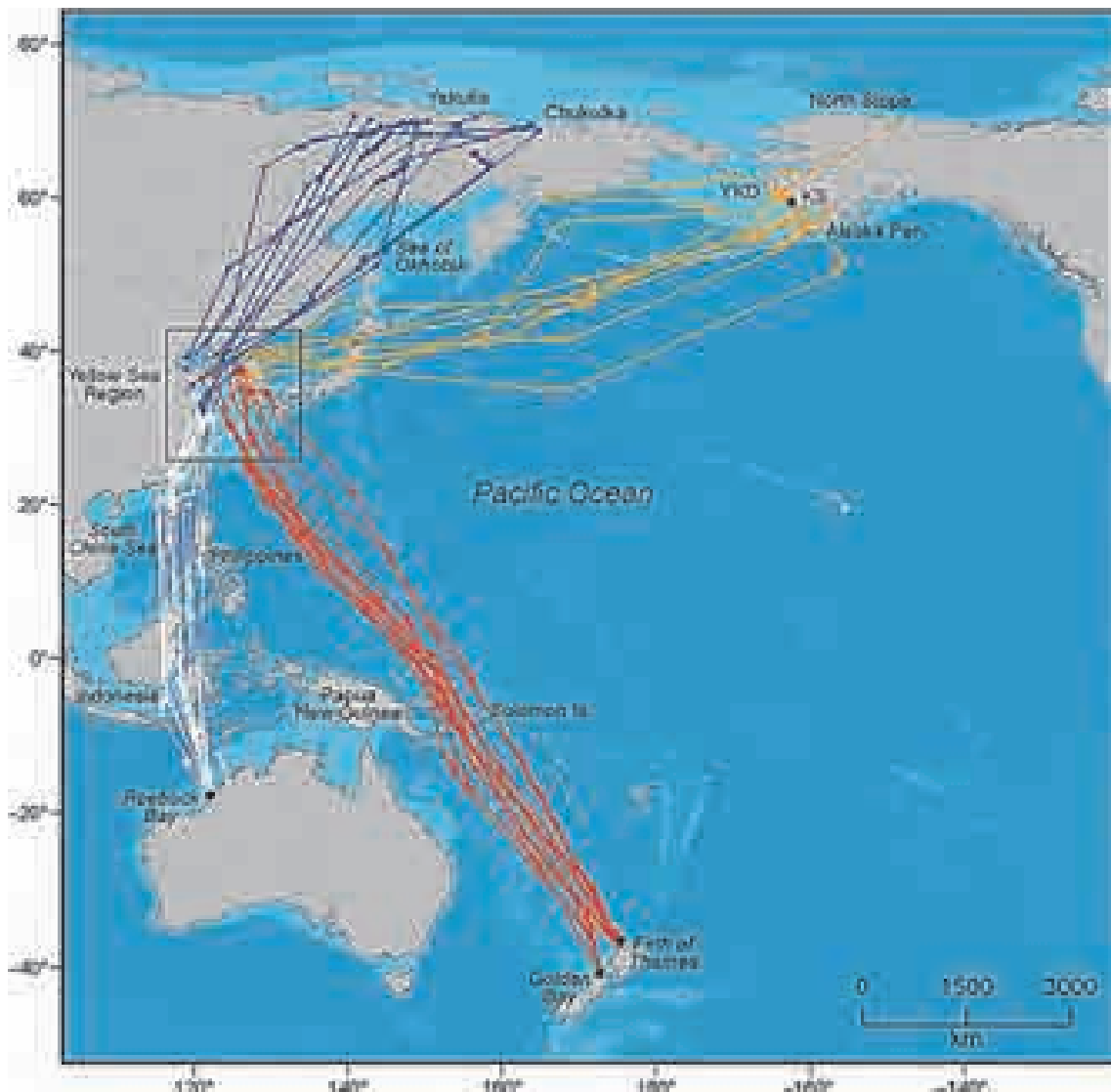
ジュゴン、アシカ、イルカ、クジラ、ウミガメ、マグロ種などの魚類、および、世界有数の 9 つの渡り鳥経路の 1 つとして多くの絶滅危惧種の水鳥も含め、同地域には多様な移動性哺乳動物が生息している¹⁷。これらの移動性種は、同地域の人々に極めて貴重な経済的および文化的価値を提供している。これらの移動性種は移動中に、休息し、餌を食べ、繁

殖し、次の旅への十分なエネルギーを養うために、高度に生産的な生息地や湿地のシステムに依存している。

多くの水鳥の移動は、黄海（渤海を含む）の海域にて集結する（図を参照）。

残念なことにこうした移動性種の数、生息地の減少、環境の劣化、商業利用のための捕獲または過剰開発を起因として大幅に減少している。そのうちの数種は絶滅危惧種でさえある。真剣な介入が適用されない限り、野生地から姿を消す種も出てくる可能性がある。これらの種は移動するため、各国の取組みはほとんどの場合不十分となっている。よって、移動性種と、そうした種が依存する生息地を保全および保護するためには、移動範囲全体にわたる協力が不可欠である。

水鳥の移動経路



図中の線は、衛星タグ付けされたオオソリハシシギが北方へ移動した経路である。白色と青色の線は、*menzbieri*（亜種コシジロオオソリハシシギ）の個体群（白色：オーストラリア北西部から黄海地域、青色：黄海と渤海からシベリアの繁殖地）、赤色と金色の線は、*baueri*（亜種オオソリハシシギ）の個体群（赤色：ニュージーランドから黄海と渤海、金色：黄海地域からアラスカ）を表す。線上にある小さな円は、アルゴスデータから計算された位置を示す。

YKD：ユーコン-クスコクウィムデルタ、KS：クスコクウィムの浅瀬

出典： Battley, et al., 2012

東アジア海域の経済発展

東アジア地域はこの10年で貧困率が継続的に著しく低下してきており、有望な経済見通しから今後もこの傾向が継続することが見込まれる。世界銀行の報告¹⁸によると2002年から2014年にかけて、「同地域の極貧困率（1日当たりの生活費、購買力平価（PPP）がUS\$1.25未満の人口比率）は27%から5.1%に低下した。比較的高い貧困のライン（1日当たりのPPPがUS\$2.00）を用いると、貧困率は51%から18%に低下している。中国を除くと、貧困率は半分の25%であった。とはいえ、同地域には依然として3億6,000万人もの貧困層が存在する。さらに、大部分の人々は、景気低迷や自然災害、生活費の増加といった衝撃によって貧困に陥るといった脆弱性を抱えている」

東アジア海域の国々はさまざまな成長過程の段階にあり、少なくとも7カ国は依然として貧困層の比率が高い。自然災害や気候変動、ならびに都市部への移動や消費傾向の変化を起因とする資源の枯渇が、今後も同地域の貧困レベルに影響を及ぼすことが予想される。

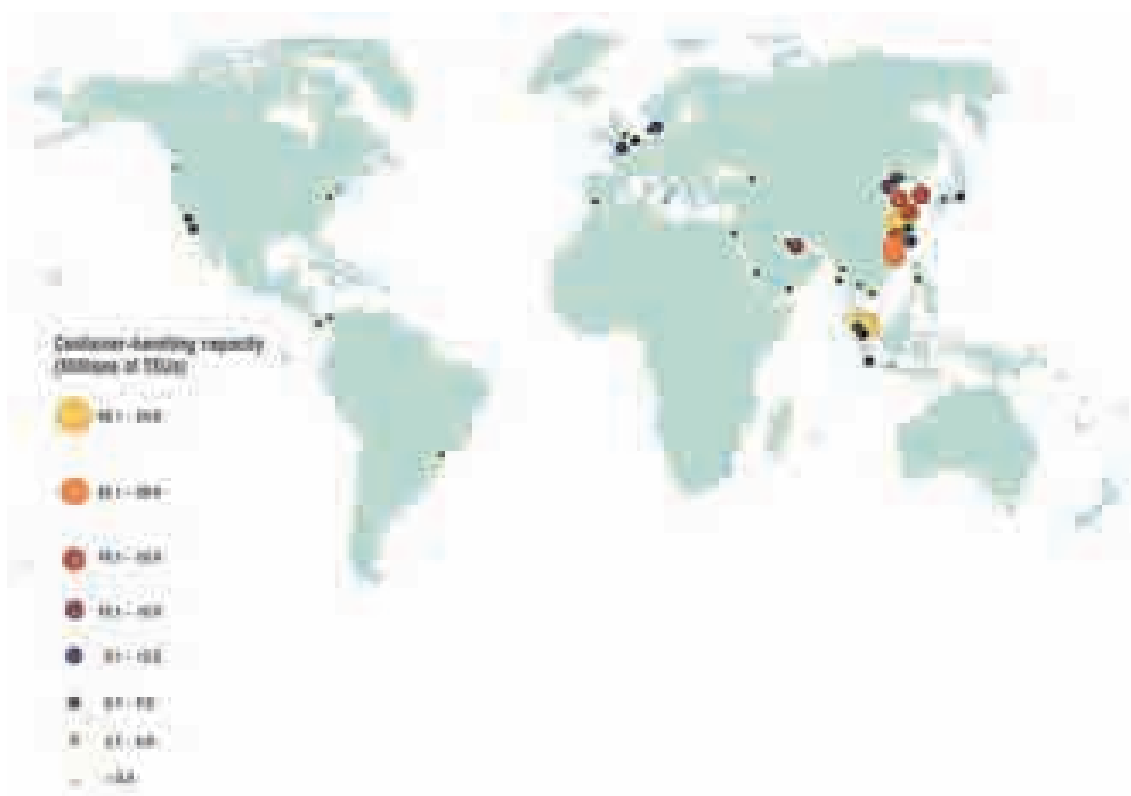
【東アジア海域諸国の経済状況】

国名	一人当たり のGDP PPP (US\$) (世界銀行 2015)	平均年間 GDP成 長率 (%) (世界銀 行 2015)	部門別 GDP (US\$) (ADB 2014)			部門別雇用率 (%) (ADB 2014)			失業率 (%) (ADB 2014)	貧困率 2010 (%) (ADB 2014)	乳児死 亡率 (%) (UN 2015)	子供の栄 養失調率 2005-2012 (%) (WHO 2013)
			農業	工業	サービス	農業	工業	サービス				
カンボジ ア	1,007.0	7.4	33.8	25.7	40.5	64.3	8.1	27.6	1.3	25.4	32.5	29.0
中国	6,807.0	7.7	10.0	43.9	46.1	31.4	30.1	38.5	4.1	16.5	10.9	3.4
北朝鮮	- -	- -	n.a	n.a	n.a	n.a	n.a	n.a	n.a	n.a	21.7	18.8
インドネ シア	3,475.0	5.8	14.4	45.7	39.9	35.0	14.3	50.6	5.9	28.0	24.5	18.6
日本	38,634.0	1.6	1.2(2010)	27.5(2010)	71.3(2010)	3.7	16.5	79.8	4.0	n.a	2.1	n.a
マレーシ ア	10,538.0	4.7	9.4	41.0	49.6	13.0	53.5	69.4	3.1	0.4	7.2	12.9
ラオス	1,661.0	8.5	38.1	53.8	31.6
フィリピ ン	2,765.0	7.2	11.2	31.1	57.7	31.0	8.9	60.0	7.1	26.9	23.5	20.7

韓国	25,977.0	3.0	2.3	38.6	59.1	6.1	16.8	77.2	3.1	n.a	3.2	n.a
シンガポ ール	55,182.0	3.9	0.0	25.1	74.9	0.1	13.8	86.0	2.6	n.a	2.2	n.a
タイ	5,779.0	1.8	10.6(2010)	40.1(2010)	49.3(2010)	41.7	15.0	43.2	0.7	1.1	11.3	7.0
東ティモ ール	1,105(2012)	7.8(2012)	50.8(2010)	8.7(2010)	39.7(2010)	3.6(2010)	49.8	46.2	45.3
ベトナム	1,911.0	5.4	18.4	38.3	43.3	46.8	14.5	38.7	1.9	22.4	19.0	20.2

世界で最も発着数の多いコンテナ港は、東アジア海域にある

港湾のコンテナ処理能力は、世界の貿易に対する優れた指標である。国連工業開発機関（UNIDO）の発表によると、最も発着数の多いコンテナ港は東アジア海域に集中している。それに加えて、同地域は、造船業、石油精製業、および米の生産において世界をリードしている。こうした統計は、同地域の人口が増加していること、また、世界の製造市場として主導的役割を担っていることを強力に実証している。 出典：UNIDO



コンテナ港の世界トップ9 (2013年)

港名、国名	100万TEU
1. 上海、中国	33.6
2. シンガポール、シンガポール	32.6
3. 深セン、中国	23.3
4. 香港、中国	22.4
5. 釜山、韓国	17.7
6. 寧波-舟山、中国	17.3
7. 青島、中国	15.5
8. 広州港、中国	15.3
9. ジュベル・アリ、ドバイ、UAE	13.6

データ：2015年 世界海運評議会

太平洋諸島を含む東アジアの開発途上国の経済成長率は、2013年の7.2%から2014年には6.9%とわずかに低下した。主な要因は、特定の国々における景気低迷である。とはいえ、同地域は世界における経済成長の3分の1以上を担い、その他の途上地域との複合的な貢献を倍増させている。

徐々に上向き高所得経済国の実績は、継続的な石油価格の下落と相まって、発展途上にある東アジアの持続的成長を下支えするであろう。実際に、2013年におけるコンテナ貨物の輸出国トップ5は東アジアが占めた¹⁹。世界の財貨の多くが東アジア諸国で製造されるなか、同地域の貿易活動は2000年以来飛躍的に伸びている。

ブルーエコノミー

ブルーエコノミーとは「沿岸域および海洋生態系に大きく依存する、持続可能な海洋ベースの経済モデルである。但し、持続可能な開発への貢献を強化しながらも、沿岸域および海洋域を保護するための目標達成を目指して、環境に優しいインフラや技術、実践、ならびに、革新的で先を見越した制度および資金調達に関する取決めを採用する」と、2012年の東アジア海洋会議中に定義された。東アジア海域は、その沿岸域および海洋域部門の持続可能性に大きく依存している。よって、持続可能なやり方で資源から利益を得ることを考えるなら、東アジア海域諸国は、国全体の持続可能な開発の過程においてこれらの部門の重要な役割を盛り込むことが不可欠となる。

経済的利益のために自然環境を活用する 1 つの事例として、東アジア海域で最も有望なエネルギー源の 1 つ、海洋エネルギーの利用がある。海洋エネルギーは、波力、風力、潮流や海流からの流体力学エネルギー、海洋温度差発電など、さまざまな方法で利用可能となる。潮汐エネルギーおよび沖合の風力エネルギーはすでに商業化が可能であるが、波力、および潮流・海流エネルギーはまだ研究段階である。

海洋経済の構成要素 20

Type of Activity	Ocean Service	Established Industries	Emerging Industries	New Industries	Drivers of Future Growth
Harvesting of living resources	Seafood	Fisheries	Aquaculture	Multi-species aquaculture	Food security Demand for protein
	Marine biotechnology		Pharmaceuticals, chemicals		R&D in health care industry
Extraction of non-living resources, generation of new resources	Minerals	Shaded mining	Deep seabed mining		Demand for minerals
		Oil and gas			Demand for alternative energy sources
			Remuneration		
	Fresh Water		Desalination		Freshwater shortages
Commerce and trade in and around the ocean	Transport and Trade	Shipping			Growth in global trade
		Port Infrastructure and services			International regulations
		Tourism			Growth of global tourism
		Coastal development			Coastal urbanization
Responses to ocean health challenges	Global monitoring and surveillance		Monitoring and early warning		R&D in ocean technologies
			Monitoring and early warning		Growth in coastal and ocean protection and conservation activities
	Coastal protection		Coastal protection		
	Waste disposal				

Activities that can contribute to restoring Ocean health. Source: Economist Intelligence Unit, 2018

出典：エコノミスト・インテリジェンス・ユニット 2015

東アジア海域における問題と課題

経済成長と人口増加に伴い、東アジア海域の沿岸域および海洋域は、魚の乱獲、自然海岸の喪失、陸や海洋ベースを源とする汚染、生息地の破壊、海面上昇など数多くの課題によって増大する圧力にさらされている。また、気候変動と異常気象の悪影響に対して最も脆弱な地域の1つとしても知られる。さらに、同地域に住む21億人の人々が海洋および沿岸資源に多大な圧力をもたらしていることから、その大半が海洋からの収入に大きく依存する各国経済は不安定になったり低迷したりしがちである。

気候変動の悪影響

気候変動に伴うリスクは着実に増加している。気候変動に関する政府間パネル（IPCC）が予測したように、気候変動がもたらす台風やその他の異常気象の頻度や激しさは高まっていくであろう。海面上昇に伴い、主要地域における洪水や水不足が増え、動植物種の移動や絶滅、海洋の酸性化が現実のものとなっていく²¹。

2014年のIPCC報告では、アジアにおける沿岸域および海洋域システムは、気候変動によるストレスと気候を要因としないストレスが共に高まっている状況にあることが明らかにされた²²。平均海水面の上昇が、極端な沿岸域の高水位の上昇傾向に寄与するであろうことが示唆された。近年の頻繁な異常気象は、アジアの生態系、農業、および人間の健康に打撃を与えている²³。東アジア海域における最近の気候関連の災害で見られるように、気候変動による悪影響は、すでに同地域に住む人々の日常生活を脅かしている。

気候変動への適応に関する PEMSEA の取組み

2009年のマニラ宣言は、気候変動に対する東アジア海域の特定の脆弱性について認めた。その影響は、「水資源、食糧安全保障と生活、汚染、危険、災害、さらには生物多様性」など、さまざまな分野や問題に及ぶ。また、マニラ宣言では沿岸域総合管理（ICM）を、持続可能な開発、気候変動適応、およびその他の国際協定・文書における持続可能な開発目標を達成するメカニズムとして認識した²⁴。

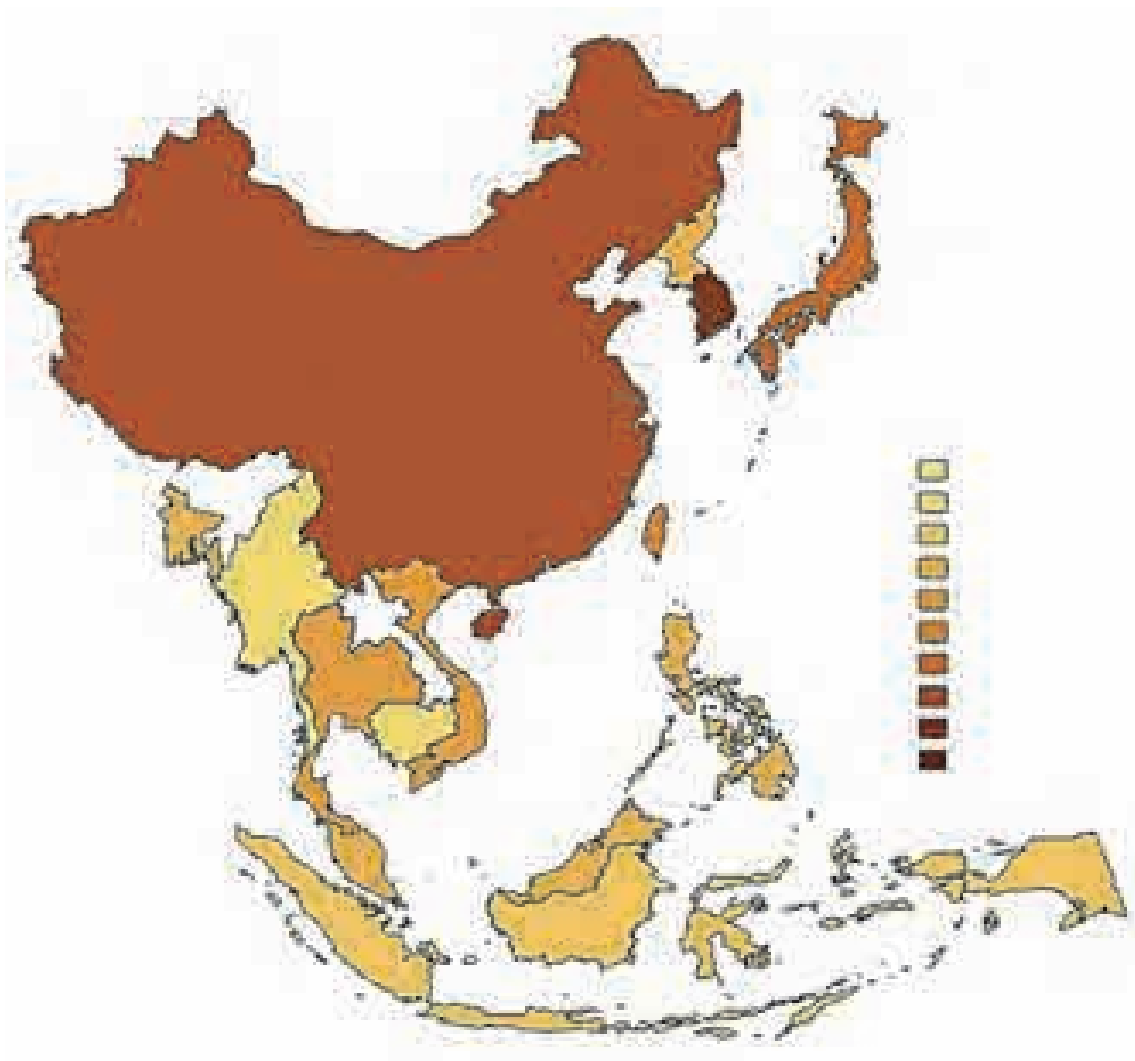
2012年のチャンウォン宣言は、同地域内のブルーエコノミー促進に関して、マニラ宣言の作業を詳細に説明している。同宣言は、「気候変動や過酷な気象事象の人々への影響など...、課題を考慮すると、SDS-SEAのビジョンと目的への前進は控えめであった」²⁵ことを指摘した。また、ICMを管理枠組みとして進める際の気候変動適応、および災害リスク軽減に向けての具体的な行動が盛り込まれた。

生息地の減少

2005 年のミレニアム生態系評価の結果によると、干潟は、食糧、海岸線の安定化、暴風雨からの保護、生物多様性の維持などの生態系サービスを提供することが明らかになった²⁶。ところが研究によると、1980 年から 2000 年の間に世界中のマングローブの約 35%²⁷ が伐採され、過去 100 年間で海草の約 30%²⁸ が失われている。現在のアジアにおける干潟の生息地の減少率は、記録されているマングローブや熱帯林、海草の減少率と同程度がそれ以上だと推定される。

複数の異なる要因が、同地域の生息地の減少を進展させている。そのほとんどは事実上財政に関することであり、生態系サービスのための生物多様性保全や海岸線保護といった比較的弱い要因をしのぐ傾向にある。同地域の比較的発展した国々は、都市化やインフラ開発のために土地を造成する。比較的発展が遅れている国々は、コストが抑えられる場合、農業または養殖保全のために比較的小規模な開拓に取り組むという現地の要因に直面する。この取り組みによりしばしば、潮間帯のマングローブの伐採延長を強いられることになり、それがまた、隣接するサンゴや海草の損傷や沈泥を引き起こす。以下の図に示されるように、東アジア海域諸国は、開発に向けての新しい土地への高い需要、ならびに開拓のエンジニアリング技法の進歩により、さまざまな度合いで沿岸地域の生息地減少を経験している(IUCN 2012)²⁹。

開拓を要因とした干潟の生息地減少の比較 (IUCN 2012)

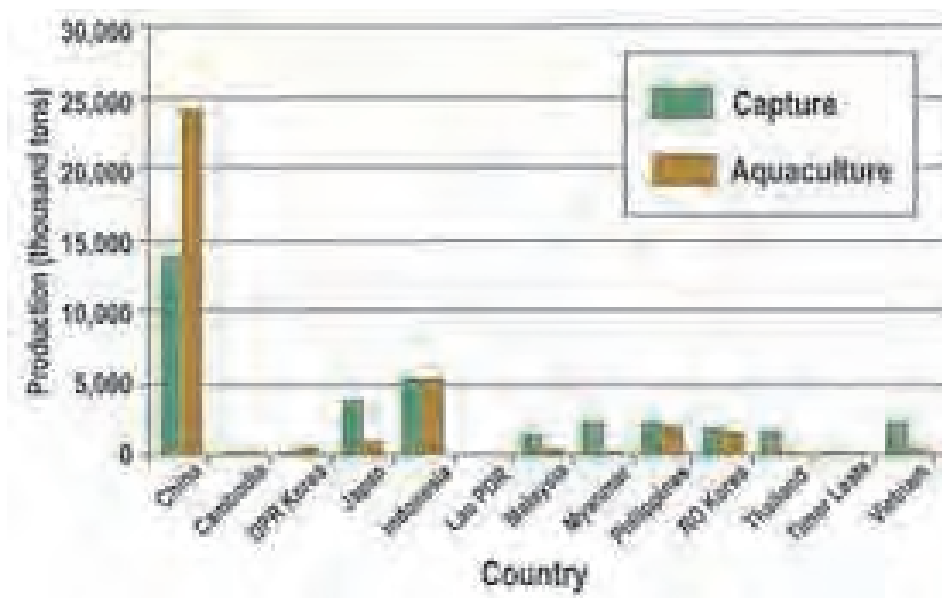


同地域の土地開発が進むことにより沿岸域保全の選択肢が狭まるなか、保全・保護行動について、優先順位をつけてエリアを区分することが急務となっている。保全計画は、より広範囲な計画プロセス、および、より広い視点で計画された保護区に統合させる、または主流として組み込む必要がある。こうしたアプローチは、国家的 ICM プログラムや生物多様性国家戦略・行動計画の開発および実施に利用されることが増えている。沿岸域および海洋域 部門にて経済・社会・環境を関連付けることの重要性への意識が高まるなか、より「ブルー」な種類の開発の必要性が、同地域の各国政府によって認識されようとしている。

持続不可能な漁業慣行

国際連合によると、世界における商業上の海洋漁獲量のうち 99%が、海外線から 200 海里以内の沿岸水域からもたらされている。しかしながら、こうした水域内では世界の捕獲漁業に関するさまざまな問題が存在する。例えば、魚の乱獲や過剰生産、違法・無報告・無規制 (IUU) 漁業、海洋環境の悪化、漁民の貧困などがある³⁰。なかでも IUU 漁業は、海洋生態系や持続可能な漁業を最も脅かす世界的な問題である。IUU 漁業は、国際協定のもとで設定された割当てや混獲規制など、保全・管理対策をしばしば妨害していることが広く知られている。IUU 漁業は、世界中の漁業、海洋生態系、食糧安全保障、沿岸域コミュニティに悪影響を及ぼし、国内外の保全および管理の取組みを損なっている。

東アジア海域における海洋漁業生産量 (2011 年)



出典：FAO (国連食糧農業機関) 2014

東アジア海域は漁業生産における世界的リーダーと考えられているが、魚の乱獲や IUU 漁業、その他の人的活動による圧力が漁業に深刻な脅威をもたらしている³¹。FAO（国連食糧農業機関）（2014年）の報告によると、世界トップ5の漁業国のうち3カ国（2010年現在）は東アジア地域に位置する中国、インドネシア、日本である。中国による生産量がアジアを世界最大の漁業生産地域に押し上げており、また、東アジア海域はアジアによる総生産量の80%以上を担っている。

新興の養殖

世界的に見て、養殖は急成長している動物性食糧生産部門である。アジア地域の養殖が急成長を遂げたことに支えられ、2010年代初期には年率7%³²の成長を果たした。同成長率が1.7%であった捕獲漁業生産とは対照的である。アジアは、野生魚よりも養殖魚の生産量の方が多い世界で唯一の地域である。2011年には、中国の養殖魚生産量5,000万トンが寄与し、野生魚の5,200万トンに対して養殖魚生産は7,600万トンであった³³。

過去数十年間にわたり、より持続可能な海洋養殖に向けて大きく進歩してきた一方、環境に関する懸念事項は依然として存在する。養殖場は、栄養塩や未消化の餌、動物用医薬品、その他の殺生物剤を環境に放出する可能性がある。これらの物質は、疾病のリスクを高め、また、寄生生物や有害・有毒プランクトン赤潮（HAB）を蔓延させる恐れもある。多くの国々において、エビ養殖場の開発により、広大な沿岸生息地であるかなりの面積のマングローブ林が破壊された。養殖に魚ベースの餌を使用する場合、管理が不十分な野生魚資源や海洋環境に追加の圧力を及ぼす可能性がある³⁴。

自然災害と人的災害

災害疫学研究センター（CRED）によると、アジアは自然災害に最も見舞われやすい地域である。2012年、世界におけるすべての災害のうち22%が南北アメリカ大陸、18%が欧州であるのに対し、40.6%をアジアが占めた。

2000年代、自然災害に最も頻繁に見舞われたトップ5カ国のうち4カ国がアジアに位置しており、中国、フィリピン、インド、インドネシアとなっている。2012年に中国は最も多くの犠牲者を出し、世界の全被災者の36%を占めた。フィリピンも大きな打撃を受け、2011年の台風ボパールでは1,901人、2013年の台風ハイヤンでは約6,000人の命が奪われた。

東アジア海域における大災害

東アジア地域では高い頻度で壊滅的な自然災害が発生している。

2004年 インド洋の地震および津波

2004年12月26日、スマトラ・アンダマン地震とそれに伴う津波がインド洋周辺の14カ国を破壊し、26万人以上の人々が犠牲になった。マグニチュード9.1の地震が30メートルもの津波を引き起こした。史上最悪の大災害の1つとされており、インドネシアが最も大きな打撃を受け、スリランカ、インド、タイがそれに続く。

影響を受ける海岸線沿いに津波警告システムが整備されていなかったため、犠牲者や被害は重篤であった。2004年のインド洋の津波は、早期警告システム、および万全な方法での災害準備の重要性を明らかにした。

2011年 東北の地震と津波

2011年3月11日の午後、マグニチュード9.0の地震が引き金となり、日本の東北地方の海岸線に津波が押し寄せた。記録上、日本を襲った最大規模の地震となった。岩手県宮古には最大40メートルの巨大な津波が到達した。仙台では、津波が最大10キロメートルの内陸まで押し寄せた。

2015年、日本の警察庁は、日本の20都道府県において死者15,891名、負傷者6,152名、行方不明者2,584名だったことを確認した。世界銀行の試算によると経済的損害は2,350億USドルとされ、世界史上最も損害の大きい自然災害となった。

人的損失や経済的損失はもとより、この大震災は日本の環境にも多大な影響を及ぼした。冷却システムの不具合によって発生した福島第一原子力発電所原子炉のメルトダウンにより、原発所周辺の数十万人もの住民が避難する結果となった。

2013年 台風ハイヤン

フィリピンの台風ハイヤン（現地ではヨランダと呼ばれる）は、記録上、最も強力な熱帯サイクロンの1つである。2013年11月、特にフィリピンとベトナムなど東南アジアの多くの地域に打撃を与えた。近代史上、最も激しい台風で、フィリピンでは少なくとも6,300人

が死亡し、数百万人もの人々が家を失った。米軍合同台風警報センター (JTWC) によると、2013 年 11 月 7 日に台風ハイヤンがビサヤ地域に上陸したとき 1 分間の平均風速は 315 km/h (195 mph) で、台風ハイヤンは観測史上最大の熱帯サイクロンとされる。その結果、5 メートルもの高潮がレイテ州タクロバン市の沿岸地域を破壊し、残された建物はごく僅かであった。

ICM および持続可能な開発における最近の進展

持続可能な開発目標

国際社会は、人間の尊厳と平等、公平の原則に従い、今世紀末までに世界における極度の貧困を根絶するという大胆なコミットメントに着手した。

ミレニアム開発目標（MDG）として知られるこのコミットメントは、期限を定めた測定可能な一連の目標と共に 8 つの目標から成っている。これらの目標は、最も差し迫った開発課題に対処するための青写真を確立した。2014 年の国連評価報告書にて明らかにされたように、2015 年までの達成を目指した MDG は人々の生活に大きな変化をもたらした。同報告書は、世界の貧困が 2015 年までの予定において 5 年早く半減したことを示している。開発途上地域の子供のうち 90%が現在、初等教育を受けており、入学者の男女格差は狭まった。すべての健康指標が改善するなか、マラリアおよび結核との闘いに目覚ましい進展が見られた。東アジア海域はこうした達成を共有している。とはいえ、大きな隔たりや格差が存在する分野を進歩させるためには、一層の取り組みが必要である。この問題に対処するために国連は、2015 年以降の開発アジェンダとして持続可能な開発目標（SDG）を策定した。

持続可能な開発における地域的進歩

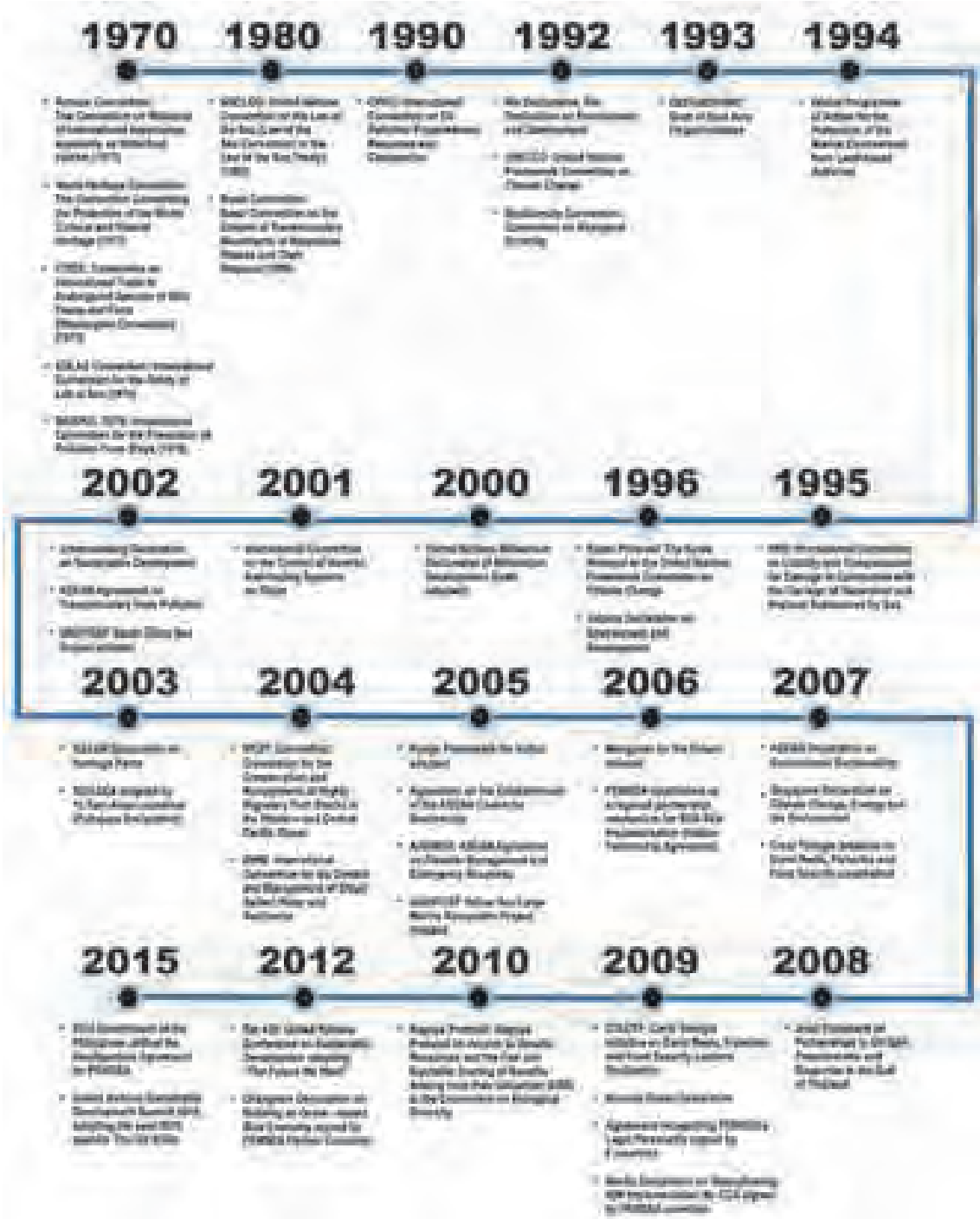
海口パートナーシップ合意による沿岸域・海洋管理における地域的調整メカニズムとして、PEMSEA（東アジア海域の環境管理パートナーシップ）が発足したことにより、持続可能な開発アジェンダは 2006 年、地域的に大きく強化された。PEMSEA は 2009 年、同地域の 8 カ国が行った PEMSEA の国際法人格に関する合意の調印によって、その後国際機関として認識された。

沿岸域総合管理（ICM）は、持続可能な開発の行動計画を促進する効果的なツールとして、生物多様性条約（CBD）、国連気候変動枠組条約（UNFCCC）、陸上活動からの海洋環境の保護に関する世界行動計画（GPA）など、数多くの国際条約により認識された。1970 代初期に概念化された ICM は、多様で複合的な天然資源の利用など海洋および沿岸域にて競合する問題を管理するための、体系的プロセスに関与するメカニズムである。PEMSEA は、現在同地域全体で再現されている ICM サイトからの数々の成功談により、同地域における ICM の有効性と適用性を実証した。

東アジア海域は現在、2015 年以降の新たな時代に突入している。そこでは、一層の成長を遂げる世界経済、および持続不可能な慣行の圧力によって、持続可能な開発目標（SDG）

やブルーエコノミーが課題に直面していく。東アジア海域を共有する国々は、公共部門や民間部門、学界、研究機関などすべてのステークホルダーと協力して、それらの課題を乗り越え、持続可能な開発目標（SDG）にて設定された目標の達成に努めることを固く決意している。

持続可能な開発における世界的・地域的コミットメントの年表



対応

対応

東アジア海域のための新たなパラダイム

東アジア海域諸国は、以下を行うものとする。

1. 東アジア海域の共通ビジョンを追求する。
2. 東アジア海域の共通ビジョンを達成するために共通の統合的戦略を推進する。この戦略は、市民の支持が得られるよう多部門のステークホルダーが参加し、同地域政府のあらゆるレベルで実施できるものとする。
3. 独自の国や地方の取組みを通じて海洋環境への脅威を防止および軽減するために、具体的な措置を取る。
4. 単一の政府、機関、ドナー、その他団体の能力を超える、複雑で越境的な環境への脅威に対処するための責任を共有する。

東アジア海域諸国は、以下を目的として革新的な新しいパートナーシップを構築する。

1. 地方政府と中央政府が結集して、沿岸問題を解決する。
2. 市民社会やすべてのステークホルダーの参加を促進する。
3. 民間部門の強みを動員して、効果的で持続可能な環境問題への解決を導く。
4. 地域内で、また、ドナー・コミュニティやその他の国際機関と協力することにより、共同で東アジア海域の環境問題に対処し、国際条約を履行する。
5. 共通でありながら分化した責任の原則、参加型の民主的で透明な意思決定、および主要ステークホルダーによる誠実な参加の増加を踏まえて、持続可能な開発のためのグローバルパートナーシップに貢献する。

共通ビジョン

健全な海洋、人々、経済

共通ビジョンについての注記

共通ビジョンは、東アジア海域に関して、同地域の人々共通の理解や見解、願望を表現している。すなわち、ステークホルダーが長期的な視点で同海域をどのように見ているかということである。このビジョンを達成するためには、一連の行動計画を実施するための時間と戦略、資源が必要となる。さらに重要なこととして、これらの行動計画を実施するためには、地域内外の関係国政府とその他のステークホルダー間で共有する政治的意思および協力が求められる。

使命

統合管理ソリューションおよびパートナーシップを通じて、東アジア海域全体にわたって健全で弾力的な海洋と沿岸、コミュニティ、経済を育成し維持していく。

使命についての注記

使命は、共通ビジョンであるという信念または使命感から生じる本戦略の当面の目的を表現している。すなわち、いかに本戦略を実施し、共通ビジョンを達成するかについての声明である。端的に言えば、使命とは、持続可能な開発戦略によって同地域が着手すべき事柄を示している。使命の声明は、1つの共通目標に向けたステークホルダーの目的および機能、ならびにそれを達成するための手段を確認するものである。本声明は、今行うべき業務に焦点を置き、また、将来の目標に意識を向けている。使命は単純である。統合管理ソリューションを活用して、境界や部門、組織を越えたパートナーシップで取り組むことにより、本戦略を実施して共通ビジョンを達成することが可能となる。

戦略の枠組み

アジェンダ 21 の第 17 章、WSSD（持続的開発に関する世界首脳会議）実施計画、リオ＋20 の「我々が求める将来（The Future We Want）」、および海洋、海、島、沿岸域に関するその他の国際文書は、統合的アプローチと、あらゆるレベルでの効果的な調整と協力によって初めて、沿岸域および海洋域の管理に向けて効果的に実施可能となる。

枠組みについての注記

枠組みは、本戦略を運営するための基本システムである。枠組みは、本戦略のすべての構成要素を適用するために必要不可欠な要素およびアプローチを提供する。本戦略は 7 つの具体的な戦略に分類され、各戦略は一連の行動計画によりさらに詳しく説明される。本戦略は次の 2 つの次元において具体化される。(1) 部門横断的：関連部門全体にわたって統合的な管理戦略やアプローチを策定および実施することによる具体化。ならびに (2) 部門別：持続可能な開発アプローチを関連部門の政策へ組み入れることによる具体化。2 つの次元は依存し合って相互に補完しており、また、環境と開発との調和、すなわち持続可能な開発目標の達成に向けて、結合されることによって機能していく。

求められる変化

共通ビジョンおよび使命の最終目標は、東アジア地域の人々の生活の質を改善することである。

制度上の変化

- 国の沿岸・海洋政策、およびそれを支援する法制度を採用する。
- 地方政府やコミュニティが、沿岸・海洋環境を管理する責任を負う。
- 大きな湾、入り江、内海、国際海峡、および LME（大規模海洋生態系）の環境管理と持続可能な開発を整備するために、地域別の制度的取決めを行う。
- 持続可能な沿岸開発、災害リスク軽減、対応プログラムの設定を実施する、地方の機関間の他部門による調整メカニズムを構築する。
- 地域、国および地方の開発計画に、環境行動計画および予防措置を組み込む。
- SDS-SEA（東アジア海域の持続可能な開発戦略）を進展させるための一連の製品やサービス、資金調達メカニズムと共に、機能的かつ自立的な地域メカニズムを構築する。
- 各国が、すべての主要な国際環境協定を批准し、履行する。
- 国および地方レベルで、環境管理を経済開発計画に組み入れる。

運営上の変化

- 採用された沿岸・海洋政策や戦略を、国の開発計画や投資計画に組み入れて実施する。
- 持続可能な開発のツールとして、資源や環境を査定、評価、管理するシステムを整備する。
- 沿岸域および海洋域にて地方政府が、統合的な環境・天然資源管理プログラムを実施する。
- 準地域的な海域、湾、入り江、内海、国際海峡および LME（大規模海洋生態系）における越境的問題に対処するために、管轄機関が協力する。
- 沿岸・海洋資源の管理に向けての共同研究および情報共有について整備する。
- 国および地方レベルで、国際環境協定・文書の統合的实施に取り組む。
- 国際条約を地域的に実施するために、持続可能な資金調達メカニズムを構築する。
- 気候変動適応および災害リスク評価に取り組むために、能力を強化する。

成果

社会的成果

- 沿岸・海洋経済のブルーエコノミーへの移行を支援するうえで、政策決定者や意思決定者、民間部門、市民社会の間で姿勢が変化する。
- 東アジア地域の環境保全のために、教育を受けた環境を意識する人々が協力する。
- 市民社会および民間部門が、沿岸・海洋環境や天然資源管理プログラムに深く関与し参加する。
- 国および地方レベルの政府において、科学的アドバイスが利用可能になる。
- 公衆衛生のレベルが改善する。
- 自然・文化遺産エリアが保護される。
- 国および地方の CCA（気候変動適応）および DRR（災害リスク軽減）戦略が増加し、災害による損失や損害が軽減される。

経済的成果

- 民間部門が、持続可能で、かつ社会的責任を負う投資に関与する。
- 持続可能な生活が追求され、特に貧困層において生活が改善する。
- 沿岸域コミュニティが、自然災害や気候変動のために準備し、対処できるようになる。
- 持続可能な海洋産業が確立される。

環境と資源についての成果

- 環境および天然資源を保護しながら、より多くの沿岸域が経済成長を達成できるよう

になる。

- 環境管理が、準地域的成長エリアの開発に統合される。
- 公共娯楽場における河川および沿岸水域の安全が確保される。
- ポイント汚染およびノン・ポイント汚染が管理される。
- 汚染による損害と回復のための責任システムが確立される。
- 汚染エリアの水質が回復する。
- 主要都市に下水処理施設が整備され運用される。
- 有毒・有害廃棄物の組織的かつ安全な管理および処理が行われる。
- 港湾に沿岸受入施設が整備される。
- 港湾にて、港の安全および環境監査が実施される。
- 油および化学物質の流出における、効果的な対応システムが実施される。
- 主要な生息地の劣化が阻止され、回復に着手される。
- 海洋の絶滅危惧種および生物多様性が効果的に保護される。
- 必要に応じて適切に、保護区とそのネットワークが設定および管理される。
- 枯渇した魚類資源が持続可能なレベルまで回復する。
- 魚類資源が公正かつ持続的に利用される。
- 食用として安全な水産食糧生産が確保される。
- エコツーリズムが促進される。
- 広範囲な環境サービスが利用可能になる。
- 気候変動の影響に対して、環境に関する回復力が増す。

戰略

戦略の基盤

本戦略は、以下の事項を柱として策定されている。

国際条約および国際的・地域的行動計画

本戦略の行動計画は、貧困緩和やその他の優先目標を含む、WSSD（持続的開発に関する世界首脳会議）実施計画、国連ミレニアム宣言、アジェンダ 21 など、持続可能な開発に関する世界的および地域的文書における規定に基づいている。ASEAN（東南アジア諸国連合）、UNEP（国連環境計画）地域海計画、ESCAP（アジア太平洋経済社会委員会）、APEC（アジア太平洋経済協力会議）などを通じて、地域的行動計画が長年にわたって策定されてきた。

パートナーシップ

本戦略は、男性と女性、公共部門と民間部門、地方と国、NGO（非政府組織）、政府、国際社会といったさまざまなステークホルダーが、互いに協力して活動することによって実施されることを意図している。

自立と持続可能性

本戦略は、沿岸・海洋環境を管理して共通ビジョンを達成するよう地域的自立を促進するために、各国の能力を構築することを目指している。

相乗効果

さまざまな部門、利益、問題に応じて本戦略を実施することにより、共通ビジョンの達成に向けて相乗的、乗数的、累積的効果がもたらされる。

戦略の実施

同地域の一人ひとりが、東アジア海域の持続可能な開発戦略を実施するうえでの役割および責任を持つステークホルダーとなる。中央政府や地方政府、民間部門、市民社会、学界、コミュニティが、戦略実施における重要かつ積極的な役割を果たす。国連およびドナー機関は、技術支援や情報交換、能力開発といった活動を通じて本戦略を促進する役割を担う。二国間および多数国間の金融機関は、本戦略および行動計画を実施するための資金調達を行ううえで極めて重要である。ステークホルダーの視点や能力に基づいた目的に柔軟性と適応可能性を持たせるために、行動計画は必ず対象範囲を広くする。

中央政府および地方政府は、対応する沿岸および海洋の戦略を策定および採用することにより、本戦略を効果的に実施することが可能となる。一方、既存のメカニズムやプログラムによって、政府による本戦略の実施が妨げられることはない。

さまざまなステークホルダーの役割を以下に示す。

中央政府

- SDS-SEA を指標の枠組みとして活用し、国家の沿岸・海洋戦略または政策を策定して実施する。
- 機関間の他部門による調整メカニズムを構築して、または既存のメカニズムを強化して、戦略の計画と実施について調整する。
- 国家 ICM（沿岸域総合管理）プログラムを策定して実施する。
- ICM の枠組み内で国および地方レベルで実施される、関連の戦略および行動計画を特定し、優先順位をつける。
- 国家 ICM プログラムに関連するステークホルダーを特定する。
- 法制定プログラムおよび奨励プログラムを作成して採用し、国全体における ICM の拡大を促進および支援する。
- 国家 ICM プログラムの実施を主導する国の機関を指定する。可能であれば、中立的立場の機関が望ましい。
- 測定可能な目標、作業スケジュール、適切な人材と財源の割当てを含め、国家 ICM プログラムの実施計画を策定して実行する。
- 関連する目標と戦略、行動計画の効果的な実施に向けて、地方政府やその他のステークホルダーが必要とする適切な規範や標準、手続き、ガイドライン、基準、マニュアルを作成する。
- 地方政府が ICM を効果的に管理および実施するために、全国的な能力開発プログラムと支援システムを作成して実施する。
- 沿岸域および海域の状況についての報告制度など特定の指標や報告制度に基づき、変化

についてモニタリングおよび評価する。

地方政府

州や省、市町村、都市、郡の政府は、以下により基盤レベルにおける行動を確実に実施する。

- ICM プログラムを策定して実施するために、地方行動計画を策定する。
- 機関間の他部門による調整メカニズムを構築して、または既存のメカニズムを強化して、戦略の計画と実施について調整する。
- 所轄地方機関を指定して、優先順位や目的、行動計画を含め、地方における関連の ICM プログラム実施について調整する。
- 地方政府により既に着手されている現状の活動を特定し、これらの活動を ICM の戦略的枠組みおよび行動計画に組み入れる。
- 測定可能な目標、作業スケジュール、適切な人材と財源の割当てを含め、ICM プログラムの沿岸域戦略と実施計画を策定して実行する。
- 関係する地方政府の権限および予算について採用と承認を確保する。
- ICM プログラムを実施する際に、関係するコミュニティや部門、その他関係するステークホルダーとの協力関係やパートナーシップを構築する。
- 沿岸域の状況についての報告制度など特定の指標や報告制度に基づき、変化についてモニタリングおよび評価する。

民間部門

- 環境に対する企業責任を果たす。
- 民間部門によるインプットや投資が、最も適切で効果的になり得る分野を特定する。
- 本戦略および行動計画のいくつかを実施する際に、関係する政府機関や地方政府、その他のステークホルダーと交流する。

市民社会

- ICM プログラムを実施する際に、人々に情報提供や教育、助言を行い、人々の支援と積極的な参加を動員する。
- 独自のネットワークや連携を活用して市民の意識を向上させることにより、ICM プログラムの実施を促進するためのネットワークや連携を調整する。
- 関連する ICM プログラムの活動に参加する。

学界および研究・開発機関

- 国および地方レベルで、ICM を実施するための専門知識や助言、関連情報を提供する。
- 政策決定および意思決定を支援するために、専門知識や情報を提供する。
- 必要とされる情報や手法、助言を創出するために、研究・開発プログラムを策定して実施する。
- ネットワークを通じて科学情報を共有する。
- 訓練プログラムと正規教育により、能力開発を行う。

コミュニティ

- 保護区、生息地の管理と回復、CCA（気候変動適応）や DRR（災害リスク軽減）、持続可能な漁業と生計、水供給の保全と利用、汚染削減、廃棄物管理に関するプログラムなど、地方における ICM プログラムの実施を支援し、積極的に参加する。

国連および国際機関

- 本戦略の実施に関して、地方および国のレベルで政策を調和させる。
- 本戦略を計画して実施できるよう、国および地方のレベルで能力を強化する。
- ICM プログラムの実施に向けて、国および地方の取組みを促進する。
- 作業モデルを開発してアプローチや手法の実証を行い、知識やスキルの格差に対処する。
- 境界的な環境問題に関連した活動を実施する際に、地域的な協力や協働を促進する。
- 本戦略を遂行するための地域メカニズムについて、その構築と強化、協働を促進する。
- 補完的に業務を行い、その比較優位性を利用して本戦略の実施を支援する。

金融機関

- 沿岸・海洋管理に関する問題をマクロ経済政策の協議に取り入れ、持続可能な沿岸・海洋経済開発を促進する適切なインセンティブの枠組みを構築できるよう、各国を支援する。
- 沿岸・海洋ガバナンスにおける改革を積極的に支援する。
- 官民パートナーシップの構築を支援する政策を促進する。
- 本戦略および行動計画を実施する同地域の国々からの要請に応じて、適切な財政支援や技術支援を提供する。
- マイクロファイナンス、債務保証、地方政府や民間部門による国際資金や原価回収メカニズムへのアクセスなど、地域、国および地方の状況に適応した金融の仕組みを推進するよう支援する。
- 地域的および世界的な利益をもたらすことにもなる、地方における環境の質と管理の改善に関しての介入に、重点的に取り組む。
- GEF（地球環境ファシリティ）のドナーサポートなどの資源の増分を、戦略的にその他

の資金調達と調和させて促進する。

ドナー

- 国、地方または地域レベルで、ドナーの関心および目的に関連する行動計画を支援する。
- 本戦略を実行するにあたり、能力開発、および新しい情報と適切な技術の移行を促進し、財政支援および実物寄付を行う。
- 本戦略の実施のために、民間部門による環境投資への事業展開を促進および支援する。

いかにして本戦略を実施するのか

- 本戦略を実施するためのあらゆる取組みは、それが個別であれ、または2者もしくは複数の当事者間で調整された取組みであれ、東アジア海域における共通ビジョンの最終的な実現に貢献する。
- 社会的、経済的、環境的な重要性を持つ優先的な課題や分野に焦点をあてた、国および地方の対応戦略は、行動のための基盤となる。
- 国、地方、地域レベルにおいて十分に調整されたかたちで本戦略を実施することは、体系的に所定の期間内で本戦略の目的を達成するために望ましい。
- 関係するステークホルダーやパートナーは、国、地方および地域レベルで特定の目的や特定の戦略に向けて設定された関連の行動計画に基づき、それぞれの役割や関心事項を決定する。
- 政府、および関係するステークホルダーが特定した優先的プロジェクトは、合意された期間および予算と共に行動計画に組み込まれる。

戦略的行動についての声明

東アジア諸国は、以下を行うものとする。

沿岸・海洋資源の**持続可能な**利用に努める。

手付かずの、または生態学的、社会的もしくは文化的に意義のある沿岸・海洋環境の種およびエリアを**保存**する。

人間による活動の結果として発生するリスクから、生態系、人間の健康、社会を**保護**する。

気候変動、その他の人的災害や自然災害による悪影響に**適応**する能力を改善するために、措置を講じる。

生態学的価値を保護しながら経済的繁栄と社会福祉に貢献する沿岸・海洋環境において、経済活動を**開発**する。

沿岸・海洋環境の管理に関連する国際文書について**実施**する。

沿岸・海洋環境の持続可能な開発に向けて、国民の意識を高め、多部門からの参加を強化し、科学的支援を得るためにステークホルダーとの**伝達**を図る。

戦略的行動についての注記

それぞれの具体的戦略は、以下についての対象となる。

- **持続**とは、現在と将来の世代のために、資源を保全し合理的に利用することを意味する。生態学的バランスを維持するための継続的な取り組みが求められる。
- **保存**とは、その内在する環境的、経済的および社会的価値を起因として維持するべき、沿岸域および海洋域の要素を意味する。
- **保護**とは、生態系と人間の健康に対するリスクや脅威を管理するために、予防措置を取ることの意味する。
- **適応**とは、気候適応能力を強化し、災害やそれに関する危害による影響を低減するために、措置を講じることを意味する。
- **開発**とは、持続可能な開発目標に導かれ、持続可能な方法で経済開発活動を追求することを意味する。

- **実施**とは、関連する国際条約や国際合意を実施するために必要となる、地方、国、地域レベルにおける能力、および制度的枠組みを意味する。これらの文書の実質的な規定は、その他の戦略に取り込まれる。
- **伝達**とは、効果的な沿岸・海洋管理のために必要となる、ステークホルダー間における見解や情報、知識の強化および交換を意味する。

一般原則

1. 東アジア海域の持続可能な開発は、包括的枠組みとして沿岸域総合管理のアプローチを適用することにより推進されるものとする。それにより、戦略的プロジェクトおよびプログラムは、環境保護と資源の保全、さらには同地域の人々の福祉や尊厳を確保することを目的として実施されるようになる。
2. 開発の権利は、現在と将来の世代における開発および環境上の必要性を公平に満たすように実現されなければならない。
3. 沿岸・海洋資源の管理、およびそれらに影響を及ぼす活動は、科学的根拠をもとにし、自然のプロセスやシステムを尊重するものとする。
4. 資源の有益な利用を奨励し、また、悪影響を及ぼす利用は回避するか、または最小限に抑えるものとする。
5. 沿岸・海洋資源の持続可能な管理、貧困の緩和、および海洋環境の保護との間の基本的な連携が認識されなければならない。
6. 政府、政府間組織、国際機関、二国間・多国間金融機関に加え、NGO（非政府組織）、民間部門、学界・独立研究機関、コミュニティ、マスメディアが関与する他部門にわたるパートナーシップは、持続可能な開発という目標を達成するために不可欠なメカニズムとして認識される。
7. 各国は、先住民やそのコミュニティのアイデンティティや文化、利益を認識して正当に支持し、持続可能な開発の達成において先住民の効果的な参加を可能にしなければならない。
8. 各国は、関連するレベルにて、持続可能な開発と環境の問題において、包括的なコミュニティベースの参加を支援しなければならない。
9. 社会のすべての部門の権利を尊重し、保護するものとする。
10. 予防的原則は広範囲に適用されるものとする。重大で回復不能な損害の脅威が存在する場合、環境悪化を防ぐための費用効率の高い対策を延期する際に、科学的確実性の欠如を、その理由として利用してはならない。
11. 一国内における活動が、その他の国やその環境への汚染による損害を発生させてはならない。
12. 保全および社会経済的開発との相互関係は、開発の持続可能性を確保するために保全が必要であること、および、持続ベースの保全を達成するために社会経済的開発が必要であることの両方を示唆している。
13. 生態系に基づく管理のアプローチを適用して、沿岸域および海洋域の持続可能な開発を確保するものとする。
14. 気候変動適応、および災害リスクの低減と管理を持続可能な開発に統合させて、沿岸域および海洋域が適切に気候変動の影響に適応し、自然災害や人的災害に対応できるようにするものとする。

持続

東アジア諸国は、沿岸・海洋資源の持続可能な利用を確保するものとする。

原則

現代のニーズは、将来世代の生活の質を損なうことなく満たされなければならない。

持続可能な開発と、すべての人々の生活の質の向上を達成するために、各国は、持続不可能な生産や消費のパターンを削減および排除し、適切な人口政策を促進しなければならない。

生物の多様性およびその構成要素は、その内在する価値、ならびに、それらの生態学的、遺伝的、社会的、科学的、教育的、文化的、娯乐的、および芸術的価値として保全されなければならない。

海洋の生物資源を保全および管理するためには、準地域的、地域的、および世界的協力が必要となる。

持続可能かつ統合的な方法による天然資源ベースの管理は、持続可能な開発にとって不可欠である。

目的 1 :

生物多様性の保全と是正

行動計画

1. 以下を行うことにより、生物多様性の保全と管理のための政策および戦略的枠組みを実施する。
 - a. 生物多様性条約と、ジャカルタ・マンデートや名古屋議定書、生物多様性のための戦略的計画 2011-2020、愛知生物多様性および平昌郡ロードマップなどの議定書や決定、ならびに、マナド海洋宣言、ラムサール条約といった国際合意に基づき、自然・生物資源の管理、経済開発、ビジネスベンチャー、投資を統合するための国内政策を策定する。

- b. 重要な生物多様性および自然的価値を有する沿岸域および海洋域 を確定し、その利用の許容限界を特定するための、見解の一致した手法を策定する。
 - c. 過剰搾取や移動性の絶滅危惧種、越境的な重要性を持つ沿岸域など、環境資源を保全および管理するための地域的協力を拡大する。
 - d. 第三者によるバイオテクノロジー研究、知的財産権（伝統的な医薬品など）、生物資源調査活動に関する協力合意を形成する。
2. 以下を行うことにより、その生態系サービスと価値の整合性の維持を支援するよう、沿岸域の生息地と関連の資源を回復させて強化する。
- a. 多大な環境的価値を有する沿岸域および海洋域 に対する、主な脅迫となる活動やプロセスを特定する。
 - b. 重要なサイトや生息地、資源の開発、その乱用または矛盾する利用の制限を意図する国および地方自治体の開発計画に、新しい計画手法を取り入れる。
 - c. 変貌した絶滅の危機へと変容した生息地の回復など、持続可能な環境管理プログラムを計画、開発、実施するために、地方政府レベルでの能力開発を行う。
 - d. 生息地や生物多様性への損害についての回復および補償を対象とした、適切な法的および経済的手法を整備する。
 - e. 生態系サービスや信託基金、官民パートナーシップに向けての「ブルーカーボン」における支払金など、革新的な投資機会を探究する。

目的 2 :

沿岸水域における水質の維持と強化

行動計画

1. 以下を行うことにより、淡水と海水の利用における整合性およびバランスを強化する。
 - a. 以下を考慮して、経済開発政策を修正または策定する。
 - 持続可能な社会発展と経済成長の触媒としての水の価値
 - 部門間の対立に対処するためのメカニズム
 - インフラ・プロジェクトの生態学的影響
 - b. 消費的および非消費的利用、食糧安全保障、公衆衛生、ならびに天然資源の保護および保全に対処するために、水資源の開発と管理に関する国家政策を確立する。
2. 以下を行うことにより、国際水系の環境管理のための準地域的な取決めと、沿岸域・海洋生態系を統合させる。

- a. 統合された流域開発・管理プログラムの実施を、同地域におけるすべての主要な河川流域や湖、国際水系に拡大する。
- b. 生態系の整合性と公衆衛生の保護の両方の観点から、適切な水質要素を、流域、湖、沿岸域および海洋域 の管理プログラムに組み込む。
- c. 水資源開発を、土地・海域利用計画に統合する。
- d. 沿岸水域の持続可能かつ合理的な利用を促進するために、地方、国、準地域レベルにおける規則、明確に定義された財産権、経済的手法、および管理プログラムを作成して実施する。

目的 3 :

公正で持続可能な漁業、魚類資源の保全

行動計画

1. 以下を行うことにより、漁業管理のための準地域的・海域における越境的協力を強化する。
 - a. 沿岸諸国が、FAO（国連食糧農業機関）の「責任ある漁業のための行動規範」を採択および実施するようにする。
 - b. 準地域的・海域の水産資源にとって不可欠となる、沿岸域および海洋域 の生息地についての認識を高める。
 - c. EEZ（排他的経済水域）における生物資源の管理能力を強化する。
 - d. 資源管理対策の有効性をモニタリングするために、準地域的な制度上の対策を整備する。
2. 以下を行うことにより、責任ある方法で生物資源を活用する。
 - a. 買戻し計画や地域利用権などの対策により、過剰漁獲能力を抑制する。
 - b. 現世代および将来世代を持続的に支援できるレベルまで、水産資源を維持する、または回復させる。
 - c. 沿岸域および海洋域 の計画と開発に、漁業管理などの生態系管理アプローチを適用する。
 - d. 共有資源の共同評価を含め、協力やパートナーシップについての取決めを通じて、漁業管理における共有所有権を生み出す。
 - e. 国および地域レベルにおける漁業規制を強化する。
 - f. FAO の国際行動計画、特に違法・無報告・無規制（IUU）漁業を予防、阻止および排除する対策を実行に移すために、国、および必要に応じて地域の取決めを策定して実施する。

3. 以下を行うことにより、地方レベルで漁業管理を沿岸域管理プログラムに統合する。
 - a. コミュニティベースの管理を含め、小規模な漁業者や漁業労働者の権利と生活を保護するための適切な対策を講じる。
 - b. 過剰混獲、漁獲物の浪費、生息地の減少を生じさせるような破壊的な漁法や慣行への対策を実施する。
 - c. 魚類資源の保全、および収入と食生活の多様化をもたらす、適切な養殖技術の能力を構築する。
 - d. 商業、公営、レクリエーション漁業に加えて、文化、保全、貿易、観光の目的にかかわる、漁業管理への多様で革新的なアプローチにより、コミュニティの利益を増大させる。
 - e. 漁業における地域利用権を含め、漁業管理における適切な先住民のまたは伝統的な知識や慣行を保存する。
 - f. 職を追われた漁業者のために、持続可能な代替の生計手段を生み出す。

保存

東アジア諸国は、手付かずの、または生態学的、社会的もしくは文化的に意義のある沿岸・海洋環境の種およびエリアを保存するものとする。

原則

手付かずの生息地、および生態学的、社会的、文化的に意義のあるエリアは掛け替えのない財産である。よって、その利点がまだ十分に理解されていない場合があるにせよ、保存されなければならない。

美しく変化に富んださまざまな形態の野生動植物は、地球の自然システムにおける掛け替えのない一部であり、現世代と将来世代のために保護されなければならない。

湿地は、水循環の調整役として、また、特に水鳥など特有の動植物の生息地として基礎となる生態学的役割を果たす。

各国は、当該部分に重大かつ有害な変化を生じさせる可能性のある海洋環境の特定の部分への、外来種または新種の意図的または偶発的移入を防止、削減、または規制するために必要なすべての対策を講じるものとする。

生物多様性の保全および持続可能な利用、ならびに遺伝資源の利用を起因とする利益の公正かつ公平な共有は、我々の地球、人間の健康、人々の生活や文化的規範にとって不可欠である。

目的 1 :

越境的な重要性を持つ海洋保護区のための共通管理システム

行動計画

1. 以下を行うことにより、越境的な重要性を持つ沿岸域・海洋保護区^aを選定して優先順位を付ける。

^a 本文書にて「保護区」という用語は、すべての形態の保存や保全、保護を含む一般名称として用いる。

- a. 以下を条件とする、沿岸域・海洋エリアを特定するための選定基準^bについて合意する。
 - 同地域において、希少種、危急種、絶滅危惧種、絶滅寸前種、または絶滅のおそれのある生態系コミュニティを含む。
 - 同地域の生物多様性にとって重要な植物種や動物種の個体数を維持する。
 - 地域的に重要な魚類資源を支援する。
 - 地域的、国際的に重要な移動性生物種の避難場所や食糧源、生育場、移動経路を提供する。
 - b. 国際文書^cのもとでの保護区および特別敏感海域のためのガイドラインや基準、標準を考慮して、種類および用途に基づいて保護区を分類する。
 - c. 重大な境界を越える生態学的機能や経済的機能を果たす生物多様性および生態系サービスにとって特に重要となる、海洋保護区に優先順位を付ける。
2. 以下を行うことにより、越境的な重要性を持つ海洋保護区および特別敏感海域のための適切な管理体制を確立する。
- a. 保護区の多様な区分を含み、同エリアの利用から生じる影響および利益の計画と管理、評価への統合的アプローチを提供する管理の枠組みを採用し、その枠組みの有効性を定期的に見直す。
 - b. 海洋保護区を管理するために能力を開発し、地方のステークホルダー団体や自治体、民間部門を引き込む。
 - c. 補完的な土地や海洋の利用計画および開発計画を、国および地方レベルで適用する。
 - d. 地方および国のステークホルダー間におけるパートナーシップを奨励するための、革新的な行政的、法的、経済的、および財政的手段を制度化する。
 - e. 調査を実施して、海洋性動植物のリストを作成し、国、地域および海外のデータベースを通して取得情報を保存および共有する。

目的 2 :

希少種や絶滅危惧種、遺伝資源の保護

行動計画

^b かかる基準は、「生物多様性条約」、「絶滅ゼロ区域」、バードライフ・インターナショナルの「重要野鳥生息地」、国際自然保護連合の「重要生物多様性地域」における生態学的、生物学的に重要な海域（EBSA）の基準である。

^c かかる国際文書は、生物多様性条約、移動性生物種に関する条約、世界遺産条約、ラムサール条約、MARPOL、UNCLOS、IMO の特別敏感海域（PSSA）の識別および指定における改訂ガイドラインである。

1. 以下を行うことにより、絶滅危惧種の保護についての地域的合意を確立する。
 - a. IUCN（国際自然保護連合）の「レッドリストカテゴリーと判断基準」など国際的に認められた基準に基づき、同地域全体の絶滅危惧種の指定におけるコミットメントの概要を示して、その生息地を保護し、回復計画を策定する。
 - b. 種絶滅危惧種を効果的に保護するために、中央政府、産業界（漁業／養殖、観光、貿易、輸送など）、民間部門、地方政府、保護団体、科学界の間のパートナーシップを構築する。
 - c. 補完的な法律や規制、政策、プログラムを採用し、絶滅危惧種、絶滅の危機にあるその生息地を特定して保護する。

2. 以下を行うことにより、同地域全体で絶滅危惧種に対する国の回復・管理プロセスを実施する。
 - a. 回復戦略の策定において地方レベルでステークホルダーを関与させ、絶滅危惧種についての最適で利用可能な科学的、伝統的、社会的知識を結集する。
 - b. 回復戦略に基づき、地方の行動計画を策定して実施する。
 - c. 地方レベルで経済の促進策と阻害策、および革新的プログラムを課して、絶滅危惧種の保護を支援する。

3. 以下を行うことにより、絶滅危惧種や遺伝資源のための地域全体の安全網を構築する。:
 - a. 固有種、およびその生態系や特定の生息地を脅かすような、支配や根絶をもたらす外来種の移入を阻止する。
 - b. CITES（絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約）の規定に基づいて絶滅危惧種の取引を禁止し、既存の貿易監視プログラムとのネットワークを形成する。
 - c. 貴重種の商業的利用に関する対策を採用し、絶滅危惧種の混獲に対処する。
 - d. 保護区における国際的なガイドラインや基準、標準に基づき、現地の遺伝子バンクとしても機能する保護区を確立する。
 - e. 政府とコミュニティの間で相互に合意した条件に基づき、また、事前情報による双方の合意を条件として、生物資源調査活動における利益共有の取決めを策定する。

目的 3 :

社会的、文化的、歴史的、地質学的な重要性を持つ、越境地域の保全

行動計画

1. 以下を行うことにより、傑出した地域的価値があると見なされる文化遺産や自然遺産を保護する。
 - a. 地域的観点から、極めて傑出した価値を表す文化遺産や自然遺産に対する基準について合意する。
 - b. 現地コミュニティや先住民、その他の適切なステークホルダーが識別と指定のプロセスに参加することを含め、越境地域を文化遺産地または自然遺産地としてリストにあげるための指定・見直しプロセスを整備する。
 - c. 法的、伝統的な保護および管理の取決めにより、価値ある財産が適切に保存されるようにする。
 - d. 監視・評価手続きを実施し、地域リストからの正当な理由による資格取り下げ手続きを含め、リストされた越境地域が傑出した価値の特徴を維持していることを確認する。

2. 以下を行うことにより、越境的な文化遺産地および自然遺産地を管理する。
 - a. 国際文書^dに基づき、保護区の要件を採用する。
 - b. 伝統的な保護および管理メカニズムを維持および強化する規定を含め、国および地方レベルにて適切な法律および規制を施行する。
 - c. 遺産の管理や保全、一般の人々によるアクセスを対象とした、適切な行政上の取決めを整備する。
 - d. 遺産周辺の適切な緩衝地帯についての描写を含め、国および地方レベルで、土地や海洋利用のゾーニング計画および開発計画に指名地を統合させる。

^d 「世界の文化遺産および自然遺産の保護に関する条約」、「遺産公園に関する ASEAN 宣言」など。

保護

東アジア諸国は、人間の活動の結果として生じるリスクから、生態系、人間の健康、および社会を保護するものとする。

原則

沿岸・海洋環境の保護には、直接のおよび間接的な経済的便益がある。

各国は、思うままに自国の能力に基づき、実行可能となる最適な手段を利用して、海洋環境の汚染を阻止、削減および管理しなければならない。

海洋環境の汚染を阻止、削減、および管理するための対策を講じるにあたり、各国は、直接的または間接的に、1つの区域から別の区域へと損害または危険を移行させたり、または、1つの種類から別の種類へと汚染を変容させたりしないように行動するものとする。

各国は、自国の管轄区域または支配下にある技術の利用から生じる海洋環境の汚染を阻止、削減、および管理するために必要とされる、すべての対策を講じるものとする。

汚染者は、経済的手法の実施、および環境費用の内部化によって汚染の費用を負担するものとする。

目的 1 :

LME（大規模海洋生態系）と準地域的の海域を含む地域的の海域において、越境的な環境への脅威に対処するための準地域的メカニズム

行動計画

1. 以下を行うことにより、地域的の海域の環境管理における政府間協力を強化および拡大する。
 - a. 同地域で進行中の「国際水域」プロジェクトから学んだ教訓を評価し適用する。
 - b. 越境的な環境リスクを特定して優先順位を付けるために、系統的で透明性の高いプロセスを採用する。
 - c. 補完的な環境管理の枠組みと戦略を制度化し、越境的な環境リスクを低減させる国

- の取組みの有効性を強化する。
- d. 地域的な緊急時計画、緊急対応、浄化費用の回収・補償システムを整備して、自然または人間を起源とする破滅的環境事象に対処する。また、これを達成するために、関係諸国の能力を強化するための対策に取り組む。
 - e. 河川流域や準地域的領域、LME の環境管理における政府間の取組みを、地域的領域のための管理枠組みに組み込む。
 - f. 管理介入の有効性を判断する適切な環境指標を利用して、統合的環境モニタリングプログラムを実施する。
2. 以下を行うことにより、地域的領域の環境管理における中央政府および地方政府の役割と責任、能力を強化する。
- a. 関連する国際条約や国際文書の実施を含め、地域的領域の環境管理に関する国家政策を採用する。
 - b. 適切な法的・経済的手法およびプログラムを構築して、以下について開発や管理を行うための国家能力を拡大する。
 - 越境的汚染を生じさせる人間の活動
 - 準地域的成長エリア
 - 有害化学物質と有害廃棄物、およびそれらの越境移動
 - 生息地の劣化と破壊による越境的影響
 - 越境的影響を及ぼす、沿岸域や沖合の建設、開拓、および開発プロジェクト
 - 越境的脅威を最小限に抑えるための技術およびプロセス
 - c. ICM（沿岸域総合管理）の枠組みとプロセスを活用し、地方政府を各行政区分内における沿岸・海洋資源の計画や開発、管理に関与させる。
 - d. 政府、政府間機関、ドナー、民間部門、その他の関係するステークホルダーの間のパートナーシップを構築する。

目的 2 :

人間の陸上活動による、沿岸域および海洋域 の劣化の阻止

行動計画

1. 以下を行うことにより、人間の陸上活動による悪影響から海洋環境を保護するための能力を強化する。
 - a. 海洋・沿岸域の生態系、および関連の流域の劣化によって生じる社会的、経済的、環境的費用に関する、政策立案者の認識を高める。

- b. UNCLOS（国連海洋法条約）、アジェンダ 21、GPA（陸上活動からの海洋環境の保護に関する世界行動計画）などの国際条約や合意で規定されている目標や目的、指針を、地方、国、地域レベルにおける新規および既存の戦略や政策、行動計画に組み込む。
 - c. 統合的な沿岸域・流域管理の戦略および政策を、政府、政府の機関や研究所、社会部門、経済部門の各レベル全体に主流として組み込む。
 - d. 中央政府と地方政府、河川流域当局、港湾管理当局、沿岸域管理者の間の制度的協力関係を構築する。
 - e. 沿岸域管理の問題を、流域管理に関する関連の法律および規制に統合する。
2. 以下を行うことにより、特に地方レベルを重視して管理プログラムを実施し、汚水、生息地の物理的変化や破壊、栄養素、堆積物の移動、ごみ、マイクロプラスチック、残留性有機汚染物質、無機汚染物質、重金属、有害な水生生物や病原体、および放射性物質が、沿岸・海洋環境に及ぼす悪影響に対処する。
- a. ステークホルダーが参加する統合的な意思決定に関与し、ICM プログラムの実施において、持続可能な沿岸管理のための効果的な制度的および法的枠組みを適用して、健全な科学情報を取得および活用するよう、地方政府の能力を強化する。
 - b. 当該活動の社会的、経済的、環境的な影響、および問題の扱いやすさを考慮に入れて、陸上活動から生じる優先度の高いリスクを特定する。
 - c. 特定された問題、および将来に向けた優先事項の評価についてのコミュニティの見解に基づき、沿岸域および海洋域における持続可能なビジョンを作成する。
 - d. コミュニティの持続可能なビジョンを達成するための適切な行動計画を策定する。
 - e. 経済的手法やインセンティブ・プログラムなど、地方政府レベルでの革新的な政策や管理、制度的取決めを導入して、地方政府や民間部門、市民社会における参加およびパートナーシップを奨励する。
 - f. 現地における海洋汚染の陸上資源に対するニーズや代替解決策を特定および評価し、また、民間部門や投資家、金融機関との自立的なパートナーシップの取決めを考案して交渉するために、地方政府が技術的支援、技術移転、資金調達プログラムにアクセスし易いようにする。
3. 以下を行うことにより、陸上活動の影響を管理するための全体的アプローチを採用する。
- a. 地方、国、地域レベルで沿岸域・海洋ガバナンスのための統合管理アプローチを支援することにより、管理プログラムの実施を加速させる。
 - b. 河川や湖、支流の保護、および土地利用と水利用における「グッドプラクティス」の促進など、陸上活動の影響に対処するための行動を、統合的な沿岸域・流域管理

の枠組み内に組み込む。

- c. 沿岸域の開拓、沿岸構造物の建設、排水、浸食、沈泥など、社会経済的影響を含む海洋環境への人為的影響についての科学的評価を向上させる。
- d. 意思決定、国民の認識や参加、パフォーマンス評価に用いるために、統合的環境モニタリング、情報管理、および報告システムを構築して、管理プログラムの状況と進捗状況、影響についての測定精度を改善する。
- e. 南南および南北の技術協力、技術移転、情報共有ネットワークを促進する。
- f. 沿岸・海洋環境を劣化させる陸上活動に関する法律や政策を強化し、政府の透明性と説明責任を確保し、複数年にわたる投資プログラムを提供し、民間部門による投資を可能にする環境を確立するための、国内改革を整備する。
- g. 国際金融機関や地域の開発銀行、その他の国際的金融メカニズムと協力して、環境インフラおよびサービスを促進し、それらに迅速に資金拠出する。

目的 3 :

海上における人間の活動から生じる悪影響の阻止

行動計画

1. 以下を行うことにより、船舶活動から生じる運航上および事故による海域汚染を阻止する。
 - a. MARPOL 73/78 の要件を実施する。
 - b. IMO（国際海事機関）の関連するガイドラインや標準、基準^eに基づき、特に輻輳エリアや海洋保護区において、また、PSSA（特別敏感海域）のために、航行安全・交通管理対策を策定する。
 - c. 海上の安全を確保し、海洋環境の保護を促進しながら、海上における多部門の法の執行、および海上監視のための能力を構築して強化する。
 - d. 船体や船用機器に、環境に優しい防汚化合物を使用するよう要請する^f。
 - e. 適切な技術やプロセス、手続きを適用し、バラスト水の排出による外来生物の移入を回避する。
 - f. 港湾内にて適切な沿岸受入施設およびサービスを提供し、船舶からの運航上の廃棄物を受け入れる。
 - g. 港湾内の安全・環境管理システムを強化し、そのシステムを現地コミュニティの

^e 1974年「海上人命安全条約（SOLAS）」、IMOによる「PSSAの識別および指定のための改訂ガイドライン」など。

^f 「船舶についての有害な防汚方法の管理に関する国際条約」の条件に従う。

環境プログラムに統合する。

2. 関連の国際合意^gに基づき、海洋投棄、および海上における廃棄物焼却について管理する。
3. 以下を行うことにより、海上の人間の活動によって生じる事故による流出や排出に対応する。
 - a. 油性物質、危険物質、有害物質を伴う汚染事故に迅速に対応するために、地域、準地域、国、地方レベルで、1990年 OPRC（油汚染に対する準備・対応及び協力に関する国際条約）に基づく緊急時計画を採用する。
 - b. 船舶、ターミナル、港、および沖合施設において、適切な対応手続き、機器、材料、人員が配備されていることを確認する。
 - c. 難破船の迅速かつ効果的な除去（かかる除去が必要な場合）、および安全で環境的に健全な船舶再利用のために、適切な技術やプロセス、手続きを適用する。
 - d. 油流出への共同対応、相互援助のメカニズムや施設など、流出事故発生時の人員や機器、材料の支援を含めた段階的な準備と対応について、政府、政府機関、産業界、民間部門、コミュニティ・グループとの間で合意を確立する。
 - e. 対応グループが関与する、定期的な訓練演習を実施する。
 - f. 油汚染源を追跡する能力を開発する。
4. 以下を行うことにより、陸上および海上における経済開発活動に参加する。
 - a. 陸上および海上双方の活動を、地方政府の ICM プログラムに組み込む。
 - b. 中央政府および地方政府のレベルで、土地や海洋利用のゾーニング計画を採用する。
 - c. 生態系管理および公共の利益という脈絡のなかで、船舶輸送、浚渫、土地埋立て、養殖、海底探査・採掘、石油・ガス採掘、その他の資源抽出産業における環境リスクについて評価および管理する。

目的 4 :

浄化費用の回収、および損害賠償

^g 「廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約 1972」（ロンドン条約）、1996年「廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する議定書 1972」（ロンドン議定書）など。

行動計画

1. 以下を行うことにより、油流出の浄化費用の回収、および経済的損害への賠償を促進する。
 - a. CLC（油濁損害に関する民事賠償責任に関する国際条約 1969 年 および 1992 年議定書）、および FUND（国際油濁損害賠償補償基金の設立に関する国際条約 1971 年 および 1992 年議定書）を批准し、実施する。
 - b. 国の法令、行政上の手続きや適格性に関する手続き、損害評価プロセスが、CLC 条約および FUND 条約に適合していることを確認する。
 - c. 越境的な海洋汚染事故を引き起こす、または引き起こす可能性のある流出事故や排出に関して、準地域的領域に隣接する諸国間における緊急時計画を設定する。
 - d. 国際的な責任および補償体制のもとで対応する人員や機器、材料、サービスへの適格な報酬および料金に関する、予備的合意について協議する。

2. 以下を行うことにより、費用回収および損害賠償の制度を拡大する。
 - a. 損害を引き起こす事故^h、および、国の管轄区域を超える地理的エリアⁱをより広範囲にカバーする国際条約を批准し、実施する。
 - b. 沿岸・海洋資源に関する知識基盤、それらの価値を決定するシステムなど、天然資源の損害評価のための仕組みについて合意する。
 - c. 国の法令に基づいた適格性基準、および損害補償のために利用可能な資金を拡大するための規則、行政上の手続き、評価プロセス、および金融メカニズムを設定する。
 - d. 補償基準に適合するよう地方政府の能力を向上させるために、評価プロセスや行政上の手続きに関する適切な情報を地方政府に提供する。

3. 以下を行うことにより、損害の回復への革新的アプローチを適用する。
 - a. 劣化エリアに対する排他的開発権を付与するなど、第三者による劣化エリアの回復を奨励するためのインセンティブ・プログラムを採用する。
 - b. 利用者負担方式および汚染者負担方式に基づく、環境回復基金を設立する。
 - c. 資源、サービスおよび等価サービスが、損害によって生じた損失を相殺するために使用可能な場合において、補償的な回復制度を採用する。

^h 1996 年「危険物質および有害物質の海上輸送に伴う損害についての責任および補償に関する国際条約」(HNS)、2000 年「バーゼル条約の責任および補償に関する議定書」

ⁱ 1969 年「油による汚染を伴う事故の場合における公海上の措置に関する国際条約」、1973 年「油以外の物質による海洋汚染の場合における公海上の措置に関する議定書バーゼル条約の責任および補償に関する議定書」(介入)に従う。

適応

東アジア諸国は、特に海洋システムや沿岸システム、沿岸域コミュニティに対する、気候変動およびその他の人的災害や自然災害の悪影響に適応する能力を向上させるため、措置を取るものとする。

東アジア海域の気候変動および災害のリスク管理

気候変動や予想される災害への適応は、沿岸域および海洋域の開発や管理と切り離すことはできない。その理由は、気候変動リスクや災害リスクは単なる外的衝撃ではないからである。それらは、経済・開発活動や政策の結果として生じるリスクの継続的な蓄積の兆候である。

脆弱性についての数々の研究により、脆弱な地元住民の社会経済的状況において、生物物理学的影響や重要度の高まりを認識すること以外に、政策決定や意思決定に気候変動と災害に関する情報を取り入れる必要性が指摘されている。政策や制度的取決めを、その他の国家および地方の計画の取組みおよび構造と関連付ける必要がある。また、気候変動リスクや災害リスクへの対処を任務とする、規制機関や監視機関、実施機関の能力が依然として低いのも事実である。同地域では資金調達手段が設けられ、活用されているものの、推定される整備や対応、適応、回収のコストに対しては依然としてかなり不十分である。

脆弱性評価および行動計画の先を進む

SDS-SEA は 2003 年以来、沿岸および海域における持続可能な開発のための枠組みをパートナー国に提供してきた。気候変動への適応と災害リスク低減への対策は、天然資源管理、汚染削減、生息環境保護、生物多様性保全、水利用・供給管理、海洋・沿岸域管理といった、長年かけて持続可能な開発を導いてきたアプローチの連続として捉えられる。

SDS-SEA の目標を達成するための体系的アプローチとして、同地域全体にわたって沿岸域総合管理（ICM）が開発され適用されてきた。

2009 年のマニラ閣僚宣言は、後に 2012 年のチャンウォン宣言へと続き、東アジアにおけるリスク管理の手段として ICM を推進している。こうした高いレベルのコミットメントは、以前の合意と、この数十年間にわたって沿岸・海洋政策や法整備の成熟度が増したことが基盤となっている。SDS-SEA に組み込まれた適応戦略と共に、ICM プログラムを気候変動

適応および災害リスク管理と結合させながら、東アジア地域の同プログラムを拡大させようという動きが存在する。

原則

気候変動適応は、東アジア海域における主要な懸念分野である。何故なら、気候変動に対する特有の脆弱性を抱えており、気候変動がさまざまな分野や課題に影響を及ぼすからである。

各国は、気候変動適応、災害リスクの軽減と管理に優先順位を付け、確実に持続可能な開発を達成させるものとする。

沿岸域総合管理のアプローチは、沿岸域および海洋域における持続可能な開発において、ならびに気候変動による影響への適応や対応を準備するうえで不可欠なメカニズムである。

地方政府は、コミュニティの一般的な福祉を考慮するだけでなく、コミュニティの活動やライフスタイルの変化に対応できる十分な自由度を確保した、包括的な沿岸適応対策を実施しなければならない。

各国は、災害への準備と対応を制度化して強化すると共に、災害後の復興や復旧を生かして今後の災害リスクを低減しなければならない。

目的 1：

気候変動適応、災害リスクの軽減と管理を、国家および地方レベルで開発政策や計画、プログラムに組み込む。

行動計画

1. 以下を行うことにより、持続可能な開発、気候変動適応、災害リスクの低減と管理に取り組むプログラムの実施を監視し指導する、国家および地方のメカニズムを強化する。
 - a. 中央政府と地方政府、政府機関、立法者、ステークホルダー間における協調的な計画を実施し、特に脆弱性の高い沿岸域における気候変動適応、災害リスクの低減と管理に取り組む。
 - b. 気候変動およびその他の人的災害や自然災害の悪影響を緩和する具体的な行動を

- 含め、優先度の高い沿岸域、海洋、および流域での部門別政策、法律、計画、プログラムを調整する。
- c. 以下の事項を含め、自然災害および人的災害に備えるために取り組み、それらの災害に対応し、また、それらの災害から回復するため、関連し相互作用のある、災害リスク管理の政策や計画、プログラムを策定して完全に実行する。
- i. 実施を監視するための、国の部門間調整メカニズムを確立する。
 - ii. すべての災害による損失および影響について記録して説明し、人々、および経済資産や金融資産に対する災害リスクの可能性を定期的に予測するシステムを構築する。
 - iii. 特に災害の多い沿岸域および流域において、被災後の復旧や復興、退去に対処する。
 - iv. 公的に所有、管理または規制されているサービスやインフラ、環境における災害リスクの対処において公共部門を指導する。
 - v. 自然災害や人的災害の軽減に貢献する、特に地方レベルの世帯やコミュニティ、企業、個人による行動を規制し、必要に応じてインセンティブを与える。
 - vi. 市民社会や民間部門を含むすべてのステークホルダーによる自発的コミットメントを、国および地方の災害リスク管理計画に統合することを奨励する。
- d. 気候変動適応、および災害リスクの低減と管理を、国および地方レベルで持続可能な開発プログラムや投資計画に主流として組み込む。
2. 以下を行うことにより、新しいリスクの出現を阻止し、既存リスクを低減させ、回復力を強化する。
- a. 脆弱性の高い沿岸域やコミュニティ、資源、生息地、ならびに、貧困層や女性、若者などの脆弱な社会部門を描出する。
 - b. 統合された土地・海洋利用ゾーニング計画および体制を策定して適用し、沿岸・海洋資源への公平なアクセスを促進し、また、矛盾する利用や破壊的利用を低減させる。
 - c. 気候変動の影響に対する沿岸・海洋生態系の自然防御力を改善し、以下を含む生態系に基づく適応を通して、関連の生息地における炭素隔離能力を強化する。
 - i. 海洋生物多様性の保全、および生息地と生態系の回復
 - ii. 公平かつ持続可能な漁業管理
 - iii. 適切で、科学的に健全な情報に基づき、海洋保護区および海洋保護区ネットワークを構築する。
 - d. 以下の手段により、特に社会から取り残され疲弊した沿岸域コミュニティの脆弱性を軽減する。
 - i. 沿岸域と関連の河川流域における水質を保護および改善して、生態系サービス

と生態系の健全性を強化する。

- ii. 水質（汚染、富栄養化、塩水侵入、浸食、堆積など）および水量（洪水、水不足、過剰取水、地盤沈下など）の両方における持続不可能な開発に伴う危険に対処する。
- iii. エコツーリズム、持続可能な水産養殖や海洋養殖などにおける、持続可能な沿岸漁業および代替の補完的生計プログラムを通して、生計の選択肢を提供および改善する。
- iv. 自然災害もしくは人的災害によって行き場を追われたコミュニティ、または、高リスク区域に位置するコミュニティのために、安全な区域を特定し、支援システムを設定する。

目的 2 :

気候変動の影響に適応し、自然災害および人的災害に対応するために、中央政府と地方政府、コミュニティ、その他のステークホルダーの能力を強化する。

行動計画

1. 以下を行うことにより、ICM（沿岸域総合管理）、気候変動適応、災害リスクの低減と管理に関する教育・訓練活動における、各国間の地域的協力を促進する。
 - a. 国と地方の知識システムと連携させた、包括的な地域の知識管理基盤を形成して維持する。
 - b. 国と地方のレベルにて、耐気候変動および災害低減のプロジェクトやプログラムにおける投資を計画して策定するための、知識プロダクトやサービスをすぐに利用できるようにする。
 - c. ICMプログラムを支援する革新的な政策や法律、技術、慣行の開発と適用、ならびに、生み出される社会的、経済的、環境的利益に関する情報および知識を共有する。
 - d. 国の行動計画およびプログラムを、LME（大規模海洋生態系）および準地域的海域における目標重視の行動計画を達成するための戦略的行動計画やその他の取組みと連携させる。
 - e. 同地域における気候変動適応、災害リスクの対応と管理に関する開発や傾向、新たな課題、ベストプラクティス、その他の情報について、科学研究の協力関係を強化する。
2. 以下を行うことにより、気候変動適応および災害リスクの低減と管理に関する、国および地方の能力開発プログラムを強化する。

- a. 開発、気候の変化や変動、災害リスクに対する脆弱性やエクスポージャー（人口、資産、社会経済活動といった被害対象）と、災害との相互依存性に関して、あらゆるレベルで国民の意識向上と教育に努め、専門的教育や訓練を提供する。
 - b. 地方政府と沿岸域コミュニティが、環境モニタリングを実施し、計画および投資のプロセスにおいて PEMSEA の沿岸状態（SOC）報告システムまたはそれに類似したシステムを効果的に活用するよう支援する。
3. 以下を行うことにより、さまざまなレベルにて多様な部門にわたり、気候変動適応、および災害リスクの低減と管理の取組みを計画、調整、実施するために、ネットワークおよびパートナーシップを育成する。
- a. 中央政府と地方政府、地域・準地域組織、国連機関、国際金融機関、ドナー、ビジネス界、科学・技術機関、学界、市民社会、メディアの間で、革新的パートナーシップの機会を追求する。
 - b. 民間部門および専門家団体との革新的なパートナーシップを探索して、特定部門における認証など気候についての検討事項を、コンプライアンスに向けてのプロジェクトの質の基準およびメカニズムに組み込む。
 - c. 先住民の団体や現地のコミュニティとのパートナーシップを構築し、気候変動適応や危険への対応において、関連の伝統的な知識や革新、慣行が考慮され活用されるようにする。

目的 3：

革新的で持続可能な資金調達メカニズムにより、リスクに敏感な公共投資や民間投資を支援する。

行動計画

1. 以下を行うために、開発プロジェクト向けなどの金融・財政手段を開発および強化する。
 - a. 沿岸域コミュニティの回復力向上に向けて、環境に優しい産業や技術、慣行（エコ農業、エコ養殖、環境に優しい沿岸域コミュニティベースの観光など）への投資を奨励および促進する。
 - b. UNFCCC（国連気候変動枠組条約）やその他の国際合意において利用可能となる、さまざまな新しい革新的金融メカニズムを採用して最適化し、ICM プログラム（ブルーカーボンに関する支払制度など）を開発して実施し、持続させる。
 - c. 天然資源および生態系サービスの評価、ならびに、劣化や破壊の結果として生じる

社会や経済に対する損失に関する標的研究を支援する。

- d. 気候に関する現象によって生じる損害のために、適切な保険制度を評価、策定、採用する。
-
2. 以下を行うことにより、海洋や沿岸域、資源、コミュニティに影響を及ぼす、環境に優しい持続可能な投資を促す非貨幣性のインセンティブやメカニズムを開発する。
 - a. 譲歩的な相互合意条件についてなど、現地またはコミュニティ主導の ICM プログラムへの技術移転を通して、適応能力を改善し、沿岸域コミュニティのリスクに対する脆弱性を軽減する。
 - b. コミュニティや企業のレベルにて、海洋ベースのブルーエコノミーと連携するグリーン技術、その他行動の適用について認識または認証する。

開発

東アジア諸国は、生態学的価値を守りながら経済的繁栄と社会福祉に貢献する沿岸・海洋環境において、エリアおよび機会を開発するものとする。

原則

経済開発は、地方、国、地域のレベルにおいて、人々や環境にとって極めて重要である。

環境保護および経済開発は、相互に両立し得る。

持続可能な開発を達成するためには、環境保護を開発プロセスの不可欠な構成要素とするべきであり、切り離して考えてはならない。

環境のコストおよび利益を取り込んだ市場メカニズムは、長期的な経済成長を促進する。

海洋環境を保護し保存するためには、国または地域の行動計画を実施するうえで、革新的な経営および財務手法など、幅広い範囲で利用可能な管理ツールや資金調達オプションの利用を促進しなければならない。

目的 1 :

沿岸域および海洋域 におけるブルーエコノミー^jを目指す、持続可能な経済開発の促進

行動計画

1. 以下を行うことにより、国の沿岸域および海洋域 の適切な戦略と政策を促進する。
 - a. 意思決定における複数部門のステークホルダーの協議および参加について制度化する。
 - b. 沿岸域および海洋域 に関する国の持続可能な経済開発プログラムの策定および実施において、地域および現地の多様な伝統や慣習、価値、比較優位、制約、その他

^j チャンウォン宣言では「ブルーエコノミー」を、「環境に優しいインフラや技術、革新的な資金調達メカニズム、先を見越した制度的取決めを活用した、実用的な海洋ベースの経済モデルであり、人間の健康の向上を含め、沿岸域および海洋の保護、ならびに、持続可能な開発への貢献の強化という両方の目標を達成し、環境に関するリスクや生態学的欠乏を軽減することを目指すものである」と定義している。

の条件を考慮に入れる。

2. 以下を行うことにより、計画および開発プロセスへの国民の参加を促すメカニズムを採用する。
 - a. 公共部門および民間部門からのステークホルダーと協議したうえで、土地や海洋の利用計画を策定する。
 - b. 沿岸域および海洋域 における重要な開発を達成するための、明確なプロセスおよび基準を備える。
 - c. ステークホルダーによる協議および合意形成を実施し、環境への投資機会の特定、パッケージ化、開発を行う。
 - d. 沿岸域および海洋域 におけるステークホルダーの共通ビジョンを補足するような開発機会を特定し、優先順位を付ける。
 - e. 沿岸・海洋環境、および関連の開発機会についての情報および教育プログラムを展開する。
 - f. 環境影響評価のシステムと実践を強化および拡大し、意思決定の早い段階において必要に応じて、環境や社会に関する懸念事項を統合させるツールとして戦略的環境影響評価／統合的環境影響評価（IEIA）を段階的に利用する。
3. 以下を行うことにより、経済開発と環境管理を統合する。
 - a. 地方の沿岸戦略を考案する。
 - b. 地方のステークホルダーの共通ビジョンを達成する、戦略的な環境・資源利用管理計画を策定する。
 - c. 国および地方の開発計画により、土地や海洋利用のゾーニング計画を補完できるようにする。
 - d. 沿岸域および海洋域 における開発と、現地コミュニティの社会的、文化的、経済的な特徴、および現地コミュニティへの利益とを合致させる。
 - e. 革新的なグリーン技術の標的的研究、開発および適応について支援する。
 - f. 海運や捕獲漁業、養殖などの海洋産業、ならびに、石油や天然ガス、鉱物の探査や開発において、持続可能な開発、企業責任におけるパートナーシップを促進して、環境的に健全な運営を確保する。
 - g. EIA（環境影響評価）プロセスを活用して、提案された開発によって起こり得る長期的なコミュニティ全体にわたる部門横断的な影響に対処する。
 - h. 次の事柄を通して、沿岸・海洋資源の持続可能な利用への公的アクセス、およびそれから得られる利益について改善する。
 - ・ 自然環境および文化的環境に対する、現地住民や訪問者、旅行者の正しい認識を促す手段としてのエコツーリズム

- 工業および商業運営による水辺へのアクセスに関する適切な制限
 - 長期的な経済的、保全的利益を生み出す海洋産業
 - 深水アクセスを持つ沿岸陸域における港湾の開発や拡張
 - 文化や自然について重要性を持つ沿岸・海洋財産の、地方、国、地域レベルでの公的所有
- i. 持続可能な開発への課題に対処するうえで、比較的開発の遅れた地域や地方、ならびに、地域および地元のコミュニティの能力を強化する。

目的 2：

沿岸域および海洋域 の持続可能な開発を達成するための効果的な管理枠組みとしての ICM（沿岸域総合管理）

行動計画

1. 以下を行うことにより、沿岸・海洋資源の矛盾する持続不可能な利用を削減する。
 - a. 地方レベルにて ICM プログラムを実施し、複合利用による対立に対処する。
 - b. 実証プロジェクトによって ICM プログラムから得られる利益を実現し、沿岸域の持続可能な開発に取り組む各地方政府の PEMSEA ネットワーク（PNLG）を通してプロジェクトサイト間のネットワークを促進し情報の共有を導くよう、地方政府の能力を構築および強化して、相互支援を生み出し、優れた慣行を促進し、国内外で認められる ICM の標準および認証システムを適用する。
 - c. 地方レベルにて ICM プログラムを策定して実施し、経済活動、天然資源管理に加えて、貧困の緩和、自然災害に対する脆弱性の軽減、持続可能な生活などの社会的進歩において運営上の連携を図る。
 - d. 沿岸・海洋資源の利用計画、開発および管理について関連のステークホルダーに責任を付与する、国家機関、地方政府、市民社会の間のパートナーシップを構築する。
2. 沿岸・海洋環境についての知識と関心事を行動に移す。
 - a. 地方コミュニティ、環境団体や宗教団体、民間部門を動員して、沿岸域における共通ビジョンを策定する。
 - b. 沿岸域の先住民および社会から取り残された集団を、沿岸資源の計画や開発、管理におけるパートナーとなるよう導く。
 - c. コミュニティにおける現地の科学・技術関連機関をその他のステークホルダーと結び付け、 地方政府の計画立案や意思決定プロセスに科学情報を取り入れる。
 - d. 複合利用ゾーニング制度、統合的廃棄物管理、生息地保全など、沿岸・海洋環境に

関して現地の利害管理者が共有する、環境上の価値および脅威に対応するための行動計画を実施する。

3. 以下を行うことにより、地方レベルにて持続可能な開発および環境保全プログラムを策定する。
 - a. ICM（沿岸域総合管理）の枠組みおよびプロセスを支援する、地方政府レベルでの法的、行政的、経済的手法を制度化する。
 - b. 地方、国、国際機関、プログラム、投資家、企業による環境改善プロジェクトなど、持続可能な開発プロジェクトへの投資機会を創出する。
 - c. 革新的な金融メカニズムを適用して、沿岸・海洋資源の利用者や受益者が資源の価値を認識し、相応の補償できるようにする。
 - d. 適切な政策、規制および経済奨励策の適用により、天然資源の持続可能な開発に対する企業責任を強化する。
4. 以下を行うことにより、特に沿岸域の大都市において、拡大する沿岸域都市化の生態学および社会的影響を管理する。
 - a. 急速な都市化や人口増を伴う可能性のある悪影響に対処し、持続可能な都市開発政策の実施を確実にするための都市問題を管理する際に、複数部門からのステークホルダーの関与を強化する。
 - b. 特に公衆衛生、人口密度、都市人口や環境に対する脆弱性に配慮し、リスク評価およびリスク管理のプログラムを実施する。
 - c. 沿岸都市エリアの管理に関する意識向上および能力開発のプログラムを増加する。

目的 3 :

越境的環境管理プログラムを取り入れた準地域的成長エリア

行動計画

1. 以下を行うことにより、沿岸・海洋資源に対して成長エリアが及ぼす政策的、社会経済的および環境的影響を評価する、体系的プロセスを採用する。
 - a. 成長エリアの開発と管理に関する二国間・多国間協定に、越境的な環境上の懸念事項を組み込む。
 - b. 準地域的成長エリアの計画立案や開発、管理への地方および国のステークホルダーの参加を確保するためのメカニズムを採用する。
 - c. 越境的な環境上の脅威を回避するための補完的行動計画を立てる。

- d. 補完的な経済的手法や規制メカニズムなど、成長エリア内にて環境管理システムを実施して、よりクリーンな生産技術およびプロセス、環境保全のための施設およびサービスへの投資を促進する。
2. 以下を行うことにより、開発機会の承認に関する適切な政策およびガイドラインを実施する。
 - a. すべての主要な開発について、環境影響評価の手続きを確立する。
 - b. 現地のステークホルダーが、確実に承認プロセスに参加できるようにする。
 - c. 交通や制度的取決めなどのインフラおよび行政サービス提案が、準地域の社会的目標や経済的目標に適合するよう要請する。
 - d. 補完的な環境施設やサービスが、公共の利益および資源の持続可能な利用のための開発計画に盛り込まれるようにする。
 - e. 必要とされるインフラと付随的な環境サービスの開発と資金調達、建設、運営、維持を行うための戦略および社会経済的評価について規定する。

目的 4 :

持続可能な資金調達および環境投資におけるパートナーシップ

行動計画

1. 以下を行うことにより、安定した投資環境を確立し、パートナーシップを奨励するための国の政策やプログラム、慣行を採用する。
 - a. 調整を促進し、管轄区域間の障壁や制約を取り除くために必要な構造改革を実施する。
 - b. 公的資金やその他の資金調達形態へのアクセスの利用における、地方政府の責任、透明性、説明責任を促進する。
 - c. 環境問題、および効果的な環境管理のためのパートナーシップのプロセスについて、公的部門の理解を深める。
 - d. 地方、国、海外のステークホルダー、各機関、ドナー、投資家、事業会社とのパートナーシップを構築するために、明確なガイドラインと基準、プロセスを実施する。
 - e. 環境影響評価および認可プロセスを主流として取り入れ、投資プロジェクト、および国内外の資金調達機会へのアクセスを促進する。
 - f. 沿岸・海洋資源の固有の価値、およびそれがもたらす財貨とサービスの価値を現実的に反映する、沿岸・海洋資源の国家会計を整備する。
 - g. 環境インフラ、よりクリーンな生産技術とプロセス、環境効率、技術的および科学

- 的支援サービスへの投資に向けたインセンティブ・プログラムを策定する。
- h. 既存および潜在的なパートナーの間で、明確に定義された公平な立場を維持するための政策や法律、規則、プログラムを実施する。
 - i. 活動的な情報普及プログラムを実施して、国内外の市場にて投資資本を呼び込む。
2. 以下を行うことにより、地方レベルで環境投資への資本の流れを促進する。
- a. 国の規制や基準、政策に準じて、妥当な価格の環境施設やサービスを一般の人々に提供する権限を地方政府に与える。
 - b. 地方、国、海外の当事者とパートナーシップを結び、環境施設と支援サービスの計画、資金調達、建設、運営を行う権限を地方政府に与える。
 - c. 環境投資の機会を包括、促進、実施するうえでの活動的なパートナーとして、地方政府の能力を構築する。
 - d. 各部門の団体、河川流域当局、地域開発銀行、商業的資金源とのパートナーシップを結ぶ権限を地方政府に与える。
 - e. 次の事柄を含め、コミットメントおよび持続可能性を示唆する地方政府の活動に環境管理システムを導入する。
 - 戦略的な環境管理計画
 - 新たな開発に対する見直しおよび承認のプロセス
 - 環境に関する法律、規則、基準の施行
 - 環境モニタリング・評価プログラム
 - 環境サービスに対する費用回収における、公正かつ妥当な料金のシステム
 - 地方政府の各部門、産業界、商業企業における ISO 認証
 - 認証および公的な表彰など、環境保護に努めた代表的市民へのインセンティブ・システムや報賞システム
 - コミュニティサービス、環境監査、廃棄物最小限化の取組みなど、産業界や商業企業との自発的プログラム
3. 以下を行うことにより、民間部門の役割を強化する。
- a. 民間部門の投資を支援する法的、行政的、経済的手法を提供し、官民パートナーシップ、ジョイントベンチャー企業、運営契約などの資金調達メカニズムを展開する。
 - b. 企業方針における企業の社会的責任の統合を促進する。
 - c. 地域のビジネスネットワークへの民間部門の関与を奨励する。
 - d. 当事者間のリスクと利益の公正なバランスを達成するために、プロジェクトのリスクを（例えば、政治的、技術的、商業的、財務的に）現実的なかたちで配分する。
 - e. 明確な投資手続きを確立する。
 - f. 地方コミュニティにとって妥当な料金で受入れ可能な費用回収制度を実現するた

めに、民間部門の投資を人々のニーズや資源に適合させる。

- g. 投資および自律的な環境保全事業への小規模ビジネス、非公式ビジネス企業、および女性の参加を強化および促進する。

実施

東アジア諸国は、沿岸・海洋環境の管理に関する国際文書について実施するものとする。

原則

各国は、お互いに誠意をもって、全面的に協力し、パートナーシップの精神により、これらの国際文書に基づく義務を果たさなければならない。

これらの国際文書の実施には、効果的な環境法制が必要である。

環境に関する各国の基準、管理目的、優先順位には、それらの適用の対象となる環境および開発の背景を反映すべきである。

各国は、自国の海洋環境政策を、適切な地域的レベルの政策や計画、プログラムと調和させるよう努めるものとする。

海洋環境を管理するための国際文書、地域の規則および基準、推奨される慣行や手続きを実施する際には、独特の地域特性、発展途上国の経済力、それらの国々における経済発展の必要性が考慮されなければならない。

目的 1 :

中央政府による関連の国際条約や国際合意への加盟、およびそれらの順守

行動計画

1. 以下を行うことにより、国際条約や国際合意の原則および目的を、望ましい管理上の成果に変換する。
 - a. 国際文書が国の環境政策およびプログラムの基盤や枠組みとして機能する、または、それらの政策およびプログラムの補完となるような、手段や程度について評価する。
 - b. 関連する国際条約や国際合意に加盟することを自国の優先事項とする。
 - c. 現在の国家プログラムに基づく国際的な義務を完全に順守する自国の能力に関して、存在する欠落や制約を特定する。
 - d. 国際条約や国際合意における行政上、運営上、および報告についての要件を、機能

的機関の計画と管理のプロセスに統合させる。

- e. 国際文書の策定や改訂に参画して、地元の検討事項やニーズに貢献し、国、地方、地域の状況との関連性を確保する。
2. 以下を行うことにより、国際条約を実施する際の効率性および有効性を改善する。
 - a. 国家機関、産業界、民間部門の間で統合可能な共通の活動を特定する。
 - b. 地方および地域レベルにおいて運営調整の改善をもたらす戦略や政策を採用して、国際的な責任を果たす。
 - c. 国による部門・機関・学問分野横断型のメカニズムを確立して、特定した共通の活動、および採用した戦略と政策の実施について企画、調整、管理を行う。
 - d. 国際的な規則や基準、認証から直接的に影響または恩恵を受ける利害当事者とパートナーシップを築き、当該ステークホルダーの全面的な参加と貢献を確保する。
 - e. 国際条約や国際合意の締結国に技術的な協力や援助を呼びかけ、地域、国、地方レベルにおける能力を構築する。
 - f. 海洋・沿岸域の経済開発、および環境・資源管理に関して、法律を整備し、各政府機関の任務を明確化する。

目的 2 :

国際文書の統合的实施における地域の協力

行動計画

1. 以下を行うことにより、国際条約や国際合意の間の相乗効果や連携を地域レベルで強化する。
 - a. 同地域の国々が多国間環境合意から生じる利益について検討するための事実上の基盤を提供し、越境的問題を含む国際条約間の補足性を確立する。
 - b. 実質的な義務のレベルと実用プログラムのレベルとに補足性をもたらす条約の統合的实施に関して、指針を策定する。
 - c. 国際条約の統合的实施、関連する問題への包括的アプローチ、情報の共有、共同能力開発の取組みを支援する、制度的、科学的、管理上のメカニズムについて検討する。
 - d. GEF (地球環境ファシリティ)、世界銀行、国際機関、ドナーからの資金調達の強化、技術援助、技術協力に対する影響について見直す。

2. 以下を行うことにより、国際条約や国際合意の統合的実施における地域協力のための機能的枠組みとして、SDS-SEA を見直し継続的に改善する。
 - a. 新しい国際合意や修正された国際合意に合わせて地域戦略を更新し、戦略実施のための個別および共通の責任について認識する。
 - b. 地方政府がブルーエコノミーへと移行するためのインセンティブ・システムや報奨システムとして機能する、地域基金を開発して維持する。
 - c. ICM（沿岸域総合管理）、生態系ベースの管理、脆弱性評価、リスクの低減と管理など、環境に関する国際条約の目標達成に向けた包括的な管理アプローチを開発する。
 - d. 生息地の保全と回復、緊急時対応、絶滅危惧種の保護、汚染の防止と管理、国民の意識、環境モニタリングなど、国際条約の実施に貢献する共通の行動を特定する。
 - e. 越境的な環境問題に対処し、環境プログラムの効率性と費用対効果を改善する各国共通の取組みを調整するために、共同行動計画を立てる。
 - f. モニタリングおよび評価について、地方、国、地域レベルにおける沿岸状態（SOC）の報告システムまたは類似の報告システムの利用を強化する。
 - g. 準地域的イニシアティブに関する多国間プロジェクト提案を作成して、予算外の資金や環境投資を引き付ける。
 - h. 各国間の情報や経験、専門知識の共有により、能力を構築する。
 - i. 既存のメカニズムに基づき、地域の条約や合意を含むさまざまな選択肢の利点と制約を考慮して、より効果的な地域的取決めを行い、共通の戦略や行動計画の実施を促進する。

目的 3 :

地方政府レベルにおける、国際条約や国際合意に基づく義務の履行

行動計画

1. 以下を行うことにより、地方のステークホルダーが、アジェンダ 21、ヨハネスブルク実施計画、持続可能な開発目標、GPA、持続可能な開発に向けたその他の国際文書^kに、更新に応じて貢献できるよう ICM プログラムを拡大する。
 - a. 国際条約に基づく義務を現場の行動へと変換させる、国および地方レベルでの ICM 政策・プログラムを構築する。
 - b. 国際条約や国際合意のもとで指定された行動を含め、管轄区域内で沿岸・海洋資源の計画、開発、管理を行う権限を地方政府に与える。

- c. ICM、コミュニティベースの沿岸資源管理、統合的廃棄物管理、持続可能な観光などの統合管理のために、地域の能力を構築する。
- d. シーズに基づく資金提供およびインセンティブ・プログラムを行い、インセンティブ・プログラムを策定して、適切な施設やサービス、プログラムの開発や立上げについて地方のステークホルダーを支援する。

k 「我々が求める将来 (The Future We Want)」、愛知生物多様性ターゲット、生物多様性戦略計画 2011-2020、平昌郡ロードマップなど、その他多数。

コミュニケーション

東アジア諸国は、沿岸・海洋環境の持続可能な開発に向けて、国民意識を高め、多部門による参加を強化し、科学的支援を得るために、ステークホルダーとコミュニケーションを取るものとする。

原則

各国は、沿岸・海洋環境の状態、およびその持続可能な開発に関するプログラムについての情報を幅広く利用可能にすることによって、国民の意識や参加を促進および奨励するものとする。

世界の若者の創造性、理想、勇気を結集させ、持続可能な開発を達成するための世界的なパートナーシップを築く。

女性は、環境の管理および開発において極めて重要な役割を担う。従って、持続可能な開発を達成するためには女性の完全参加が不可欠である。

海洋環境の保護および保存の重要性、保護や保存のために必要な手段についての理解をさまざまなメディアを通じて広め、また、発展させて教育プログラムや国民意識向上プログラムに取り入れる。

目的 1 :

沿岸域および海洋域 の環境・資源管理の問題とプロセスについての国民の意識や理解の向上

行動計画

1. 以下を行うことにより、ステークホルダーの間で良好な情報交換を実現する。
 - a. 以下について含む、社会のさまざまな部門が沿岸・海洋資源に対して置く価値、ならびに、さまざまなステークホルダーが認識しているそうした価値への既存および潜在的脅威を確定する。
 - 漁業、水産養殖、海藻養殖、観光など
 - 航行

- 観光および娯楽
 - 社会的、文化的、景観的特徴
 - 台風、沿岸浸食、洪水、その他の海洋関連の障害からの保護
- b. 以下を行う情報・教育キャンペーンを通じて、ステークホルダー間における沿岸・海洋環境に関する異なる見解を共通ビジョンへと移行させる。
 - 環境問題および必要とされる変化についてステークホルダーに呼びかける。
 - 方向性、目的、行動の焦点、役割と責任を特定する。
 - 公開討論会やイベントを通じて、関心とコミットメントを促進する。
 - 独特で創造的な解決策を積極的に受け入れるよう奨励する。
 - 関与やオーナーシップを通じて、ロイヤリティを育成する（自主合意など）。
2. 以下を行うことにより、地方、国、地域レベルで、環境における問題、技術、プロセス、教訓に関して入手可能な情報の利用を強化する。：
 - a. ステークホルダー団体間の知識共有基盤やコミュニケーション・ネットワークを設定および強化する。
 - b. 公務員、政府高官、NGO、PO、宗教団体、教員、指導者、メディアを援助することを目的とした能力開発および情報普及の取組みを採用して、市民社会における環境管理を促進する。
 - c. 沿岸域の先住民や社会から取り残された集団とのコミュニケーション手法を改善して、地方の環境管理プログラムへの参加とそのオーナーシップを奨励する。
 - d. 沿岸・海洋生態系の持続可能な環境管理における、科学および技術的な教育や訓練を強化する。
 - e. 沿岸・海洋生態系の力学、およびその持続可能な開発に関する情報を現地の言語に翻訳して広める。

目的 2：

意思決定プロセスにおける、科学および伝統的知識の利用

行動計画

1. 以下を行うことにより、地方、国、地域レベルのシステムにて、持続可能な開発プログラムにとって不可欠なツールとして情報技術（IT）を確立する。
 - a. 地方、国、地域レベルにて、国による情報管理システムを、環境情報管理のために PEMSEA が策定した統合情報管理システム（IIMS）の枠組みおよび基準に適合させる。

- b. 意思決定者を支援し、地元住民に環境問題について意識してもらうための、地方政府の能力を開発する。
 - c. 情報を交換し、協働を奨励し、新たな機会を生み出すために、人々をコンピューターネットワークで結ぶ。
 - d. 民間部門と協力して、IT への投資および IT の利用を促進する。
 - e. 能力を開発し、お互いの経験から学ぶための 1 つの方法として、諸国間および機関間で環境情報や教訓を共有するよう奨励する。
 - f. 革新的な IT 技術を適用して、費用を最小限に抑え、利用可能な情報についての理解を促進し、政策決定者やその他の利害当事者の意思決定を支援する手段として機能させる。
2. 以下を行うことにより、環境政策の策定や意思決定において、科学および伝統的知識を活用する。
- a. 科学者や科学機関とのパートナーシップを促進して、地方および国のレベルでの情報や知識の共有を奨励する。
 - b. 以下を含め、生態系管理の知識を促進し、持続可能な経済開発に関する決定に情報を提供するための科学研究を支援し、確立された科学情報やツールを適用する。
 - 資源の持続可能な利用を支援する新しい技術および慣行
 - 沿岸・海洋資源の経済的評価
 - 生息地内および生息地外での研究を含む、東アジア海域の生物多様性、および人々や国々の自然遺産と文化遺産の保存
 - 地方、国、準地域、地域レベルにおける越境的問題の効果的な管理
 - 持続可能な資源利用と経済開発活動のレベルを確立するための生態系の環境収容力
 - c. 計画や開発、管理のプロセスにおいて、現地の地域コミュニティの知識やイノベーション、慣行、技術を適用する。
 - d. 生息地や生物多様性に関する情報の収集や分析、利用において、先住民およびその他のステークホルダーを関与させる。
 - e. 調査やモニタリング、その他管理についての取組みを実施する、現地の利益団体を調整する。
 - f. ヨハネスブルク実施計画によって要求された、世界海洋環境モニタリング・評価の定期プロセスに貢献する。

目的 3 :

革新的なコミュニケーション手法の活用による、政府、市民社会、および民間部門の動員

行動計画

1. 以下を行うことにより、信頼できる適切なデータの普及を促進する。
 - a. 地方、国、地域の組織ネットワークを設定して、沿岸・海洋の環境と資源の管理に関する情報を照合し、整理し、広める（例えば、海洋電子ハイウェイ）。
 - b. 沿岸・海洋の環境と資源の管理に関する情報の交換場所や保管場所の役割を果たす、バーチャル（オンライン）メディア資源情報センターを創設する。
 - c. 沿岸・海洋の環境と資源の管理に関する問題に対応する、ニュースモニタリング・クイックレスポンス・システムを構築する。
 - d. 国際的な機関とプログラム、活動を結び付け、ウェブサイトの作成、ネットワークやインターネットサービスの管理における IT スキルを強化する。

2. 以下を行うことにより、情報の共有を奨励する。
 - a. 革新的なアプリケーションや情報ネットワークへのアクセスによって情報を共有する人々に報いる。
 - b. 電子商取引を通して、利益配分や費用回収の機会を創出する。
 - c. 共有情報の市場ニーズや潜在的ユーザーを特定し、対応する包括・分析技法を開発する。
 - d. 関係するコミュニティが承認して関与したうえで、伝統的な知識や慣行のより広い適用を促進する。
 - e. 知識や情報の整合性とオーナーシップ、および、それらの活用から生じる利益の平等な共有を確保する。

3. 以下を行うことにより、沿岸域および海洋域 の持続可能な開発におけるステークホルダーの間に当事者意識を築く。
 - a. 政策決定と実施におけるステークホルダーの参加や市民との協議のために、効果的な手続きを提供する。
 - b. 沿岸・海洋資源の利用に関する紛争を解決するためのメカニズムを開発する。

戦略のモニタリング

戦略のモニタリング

東アジア海域の持続可能な開発戦略（SDS-SEA）の実施に関して、同地域全体の進捗状況を評価するための一連の指標が開発されている。これらの指標は、本戦略にて特定した管理上の取決めやシステム、プロセスに向けた活動を追跡するための体系的アプローチを各国に提供する。

沿岸状態（SOC）報告制度は、ICM（沿岸域総合管理）実施における進捗状況や便益について評価するうえで地方政府を支援するツールである。SOCにより地方政府は、沿岸域の持続可能な開発を支援する政策や管理介入の有効性と効果について記録および測定し、持続可能な開発に向けた地方、国、海外の目標に対する進捗状況を評価することが可能となる。

SOCは、ICMサイトにおける現状を測定して経時的に発生する変化を確定するための基盤として、一連のプロセス、および社会的、経済的、環境上の指標を使用している。SOC指標は、東アジア海域にて適用され、また、関連の地域・国際文書（アジェンダ 21、WSSD（持続的開発に関する世界首脳会議）、MDG（ミレニアム開発目標）、SDS-SEA、CBD（生物多様性条約）、UNFCCC（国連気候変動枠組条約）、仙台の行動枠組みなど）の指標を補完する簡潔で意義深い、測定可能なパラメーターである。

以下の表は、SOC指標の事例と、地域・国際文書との関連性を示している。

SOC指標の事例と、地域・国際文書との関連性

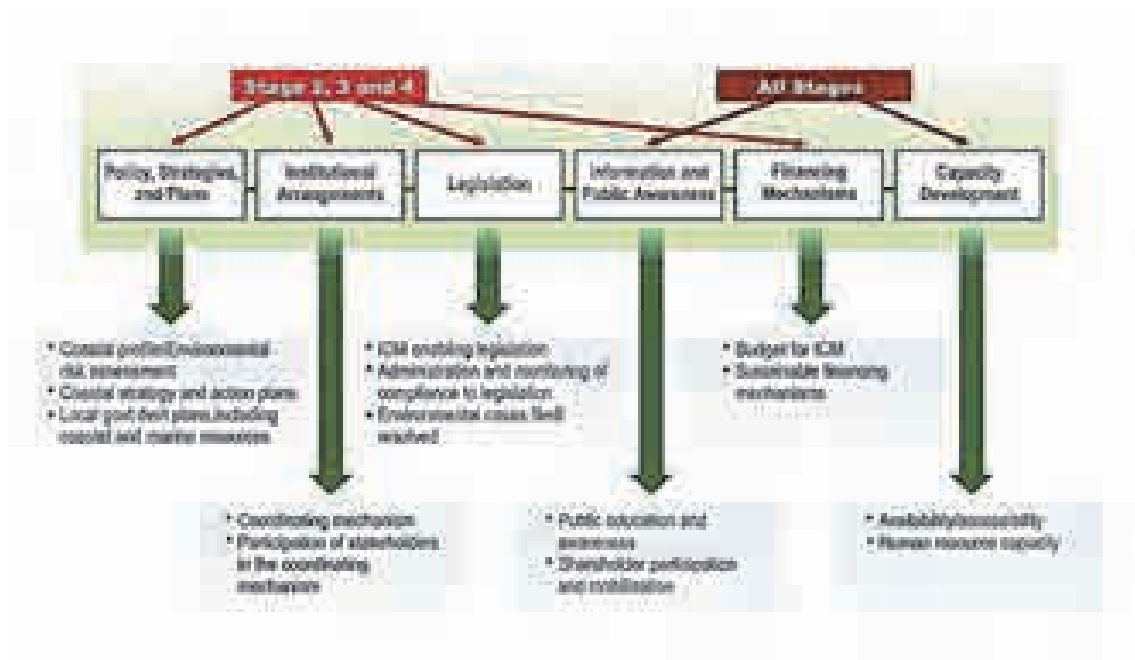
International Agreements	Targets	SD Framework	SOC Indicators
Sustainable Development Strategy for the Seas of East Asia • Hanoi Partnership Agreement • Manila Declaration	National coastal and ocean policies and supporting institutional arrangements in place in at least 70% of ASEAN Partner Countries by 2015 ICM programmes for sustainable development of coastal and marine areas and climate change adaptation covering at least 20% of the region's coastline by 2015	Policy, strategies and plans/institutional arrangements Legislation/funding mechanisms	• [202] Coastal strategy and action plans • [203] Local government development plans integrating coastal and marine areas • [204] Coordinating mechanism • [205] Participation of stakeholders in coordinating mechanism • [206] ICM enabling legislation • [212] Budget for integrated coastal management
Sendai Framework of Action	Reduce disaster risk by 2030	Natural and non-made hazard prevention and management	• [215] Level of preparedness for disasters • [218] Degree of vulnerability to disasters • [217] Social and economic losses due to disasters
Convention on Biological Diversity	By 2020, the rate of loss of all natural coastal and marine habitats in coastal and marine areas of significant environmental value are at least halved, and where feasible brought closer to zero, and degradation and fragmentation is significantly reduced (provided from the Aichi Biodiversity Targets, 11)	Habitat protection, restoration and management	• [213] Habitat management plan and implementation • [216] Area/extent of habitats • [220] Protected areas for coastal habitats and heritage

沿岸状態（SOC）報告制度における中心的指標

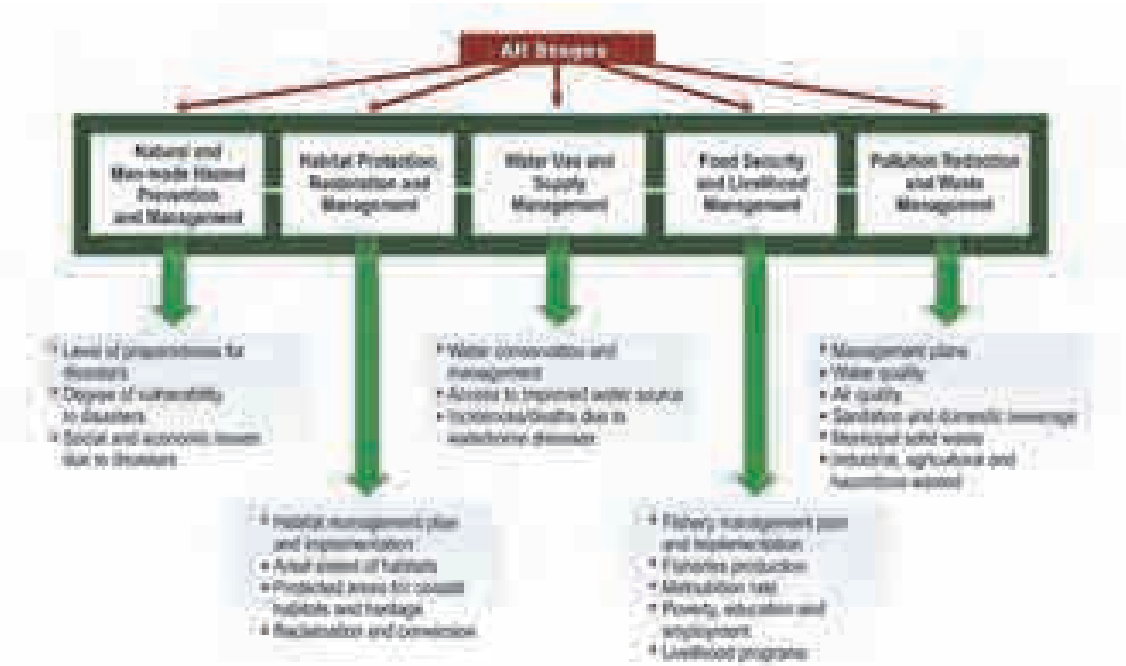
ICM（沿岸域総合管理）実施の有効性と効果、ならびに沿岸域で経時的に発生する変化、行われた管理上の対応を評価するための基本的指標として、合計 160 の指標のうち 35 の指標が最初に特定されている。SOC 報告のプロセスは進化している。最近では、指標システムを拡大し、災害リスク軽減、気候変動適応、生物多様性保護、生活・食糧安全保障、河川流域管理、汚染の管理と削減のために指標が追加されている。以下の図は、SOC の指標システムについての概要を示している。

SOC の中心的指標

ガバナンスに関する指標



持続可能な開発の側面に関する指標



付属書

1. 沿岸・海洋環境に関する主な国際文書
2. 沿岸・海洋環境に関する主な国際的および地域的行動計画
3. 国際条約

付属書 1

沿岸・海洋環境に関する主な国際文書

1. Rio Declaration 1992
2. United Nations Convention on the Law of the Sea, 1982 (UNCLOS)
3. United Nations Framework Convention on Climate Change, 1992 (UNFCCC)
4. Convention on Biological Diversity, 1992 (CBD)
5. Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora, 1973 (CITES)
6. International Convention for the Regulation of Whaling, 1946
7. Ramsar Convention on Wetlands, 1971 (Ramsar Convention)
8. Convention Concerning the Protection of the World Cultural and Natural Heritage, 1972 (World Heritage Convention)
9. Convention on the Conservation of Migratory Species of Wild Animals, 1979 (Convention on Migratory Species)
10. Code of Conduct for Responsible Fisheries
11. International Convention for the Prevention of Pollution from Ships, 1973, as modified by the Protocol of 1978 Relating Thereto (MARPOL 73/78)
12. Convention on the Prevention of Marine Pollution by Dumping Wastes and Other Matter, 1972 and Its 1996 Protocol (London Convention)
13. Basel Convention on the Control of Transboundary Movements of Hazardous Wastes and Their Disposal, 1989 (Basel Convention)
14. International Convention on Oil Pollution Preparedness, Response and Co-operation, 1990 (OPRC)
15. International Convention on Civil Liability for Oil Pollution Damage, 1969 and Its 1992 Protocol (CLC)
16. International Convention on the Establishment of an International Fund for Compensation for Oil Pollution Damage, 1971 and Its 1992 Protocol (FUND)
17. International Convention on Liability and Compensation for Damage in Connection with the Carriage of Hazardous and Noxious Substances by Sea, 1996 (HNS)
18. Basel Convention Protocol on Liability and Compensation, 2000 SDS-SEA 2015 91
19. International Convention on Civil Liability for Bunker Oil Pollution Damage, 2001 (Bunker Oil Convention)
20. International Convention Relating to Intervention on the High Seas in Cases of Oil Pollution Casualties, 1969 and Protocol Relating to Intervention on the High Seas in Cases of Pollution by Substances Other Than Oil, 1973 (Intervention)
21. International Convention on Salvage, 1989 (Salvage)

22. The Future We Want 2012
23. Sustainable Development Goals 2015
24. Rio Ocean Declaration 2012
25. Ballast Water Management Convention, 2004 (BWM)
26. Nairobi International Convention on the Removal of Wrecks, 2007 (Nairobi Convention)
27. Hong Kong International Convention for the Safe and Environmentally Sound Recycling of Ships, 2009 (Hong Kong Convention)
28. Minamata Convention on Mercury, 2013 (Minamata Convention)
29. Nagoya Protocol on Access to Genetic Resources and the Fair and Equitable Sharing of Benefits Arising from their Utilization to the Convention on Biological Diversity, 2010 (Nagoya Protocol)
30. Agreement on Port State Measures to Prevent, Deter and Eliminate Illegal, Unreported and Unregulated Fishing, 2009
31. International Guidelines for the Management of Deep-sea Fisheries in the High Seas, 2008
32. International Guidelines on Bycatch Management and Reduction of Discards, 2011
33. Aichi Biodiversity Targets, 2010

付属書 2

沿岸・海洋環境に関する主な国際的および地域の行動計画

1. Agenda 21, Chapter 17
2. World Summit on Sustainable Development Declaration and Plan of Implementation
3. United Nations Millennium Declaration and Development Goals
4. Global Programme of Action for the Protection of the Marine Environment from Land-based Activities (GPA)
5. Jakarta Mandate on Marine and Coastal Biological Diversity, 1995
6. Association of Southeast Asian Nations (ASEAN) Hanoi Plan of Action, 2000-2004
7. ASEAN Cooperation Plan on Transboundary Pollution, Kuala Lumpur, June 1995
8. ASEAN Agreement on the Conservation of Nature and Natural Resources, 1985
9. Regional Action Programme for Environmentally Sound and Sustainable Development, 2001-2005, Economic and Social Commission for Asia and the Pacific
10. Transboundary Diagnostic Analysis, and Strategic Action Programme, for the South China Sea, 2000, United Nations Environment Programme (UNEP) East Asian Seas Action Plan
11. Overview on Land-based Sources and Activities Affecting the Marine Environment in the East Asian Seas, 2000, UNEP East Asian Seas Action Plan
12. Vision and Plan: A Systematic Approach, 2000, UNEP East Asian Seas Long-term Plan 13. Northwest Pacific Action Plan (NOWPAP)
14. Asia-Pacific Economic Cooperation Action Plan for the Sustainability of the Marine Environment, 1997
15. Tokyo Memorandum of Understanding on Port State Control for the Asia Pacific
16. Awareness and Preparedness for Emergencies at Local Level (APELL)
17. Yellow Sea Large Marine Ecosystem Programme
18. Hyogo Framework for Action, 2005 (HFA)
19. Sendai Framework for Disaster Risk Reduction, 2015-2030
20. Coral Triangle Initiative on Coral Reefs, Fisheries, and Food Security (CTI-CFF) Regional Plan of Action, 2009
21. Strategic Action Programme for the South China Sea, UNEP 2008
22. Strategic Action Plan for the Yellow Sea Large Marine Ecosystem, UNDP 2009
23. Strategic Action Programme for Arafura and Timor Seas, UNDP 2013
24. Strategic Action Programme for the Bay of Bengal, FAO 2012
25. Comprehensive Action Plans of the Sulu-Sulawesi Marine Ecoregion, Asian Development Bank, 2011
26. New Strategic Direction for Coastal Areas of the East Asia Region, COBSEA, 2008

付属書 3

国際条約

国際条約は、海洋環境の管理において極めて重要な役割を果たす。環境に関する国際条約は、海洋環境を保護および管理するための世界基準を定め、問題に対処するための理論的基礎と実践的手段の両方を提供する。さらに、リオ宣言、アジェンダ 21、世界行動計画 (GPA) など、法的拘束力はないが世界的に幅広く受け入れられることで道義的な力を持つ、環境保護に関連する国際合意が数多く含まれている。これらの合意は、リオ宣言、「我々が求める将来 (The Future We Want)」、新しい国連の持続可能な開発目標 (SDG) のフォローアップ文書によって強化された。

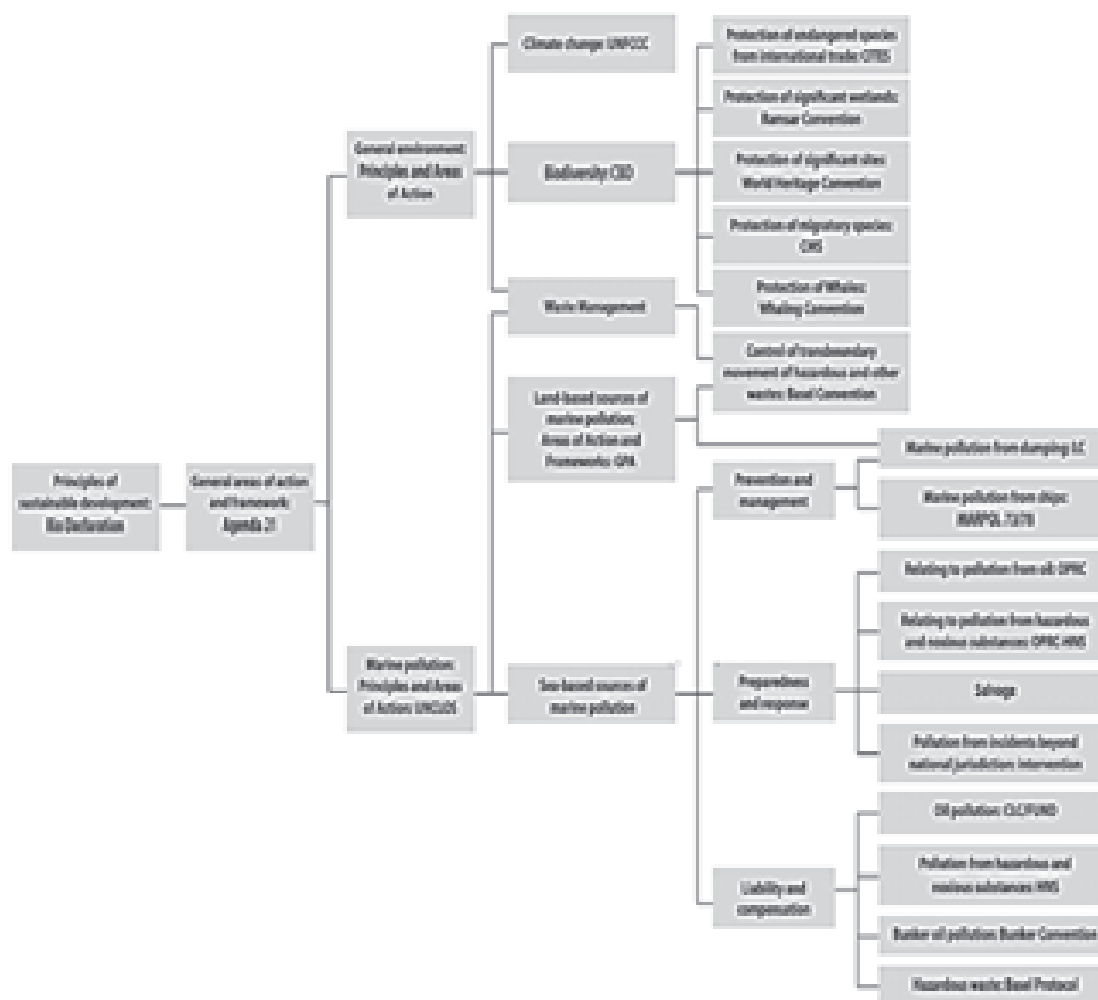
国際条約は、海洋環境を管理するうえで基礎となる原則や枠組みを提供している。例えば、予防原則および汚染者負担原則の適用が、多くの条約 (ロンドン条約、UNFCCC (国連気候変動枠組条約)、OPRC (油汚染に対する準備・対応及び協力に関する国際条約) /HNS (危険物質および有害物質の海上輸送に伴う損害についての責任および補償に関する国際条約) など) で求められ、また、沿岸域総合管理 (ICM) が、アジェンダ 21、UNFCCC (国連気候変動枠組条約)、CBD (生物多様性条約)、GPA (世界行動計画) において「選択の枠組み」となっている。

環境に関する国際条約は、国際法の分野では比較的最近の現象といえる。国際条約が起草された時点で、環境問題は境界についての認識の欠如がすでに把握されていた。環境をつなぐ媒介である「水」の性質から、海洋環境にとっては特にそれが顕著である。よって、国際条約は、特に海洋環境における越境的環境問題を取り上げ、地域的協力の必要性を特別に認識している。このことは、従来型の国際法からの脱却を示している。例えば航海に関して言うと、例えば、数百年にわたり船舶は旗国の領土と見なされてきたため、その旗国の管轄下のみ属する。この 30 年間、国際海事機関の協定により、各国が、(旗国システムを廃止することなく) 自国の港に寄港する船舶に対して環境上の要件を課すことができるよう、船舶安全検査のシステムは進化してきた。

統合的実施の枠組みにおける国際条約

概して国際条約は、海洋環境の保護のための全体的で統合的な枠組みを提供する（以下の図を参照）。とはいえ、まだ完全な枠組みにはなっていない。今後の条約の課題となっている、または、国の法令に限って適用できるといったエリアも多く存在する。国際条約における重要な利点は、国内ベースだけでなく国際的および地域的ベースの越境の問題に対処するための枠組みを提供することに加え、環境上の脅威と解決策を世界的に受け入れることを表明している点である。

統合的実施のネットワークにおける国際条約



国際条約の実施

国際条約およびその他の文書は、大規模な構想に従って採択されるわけではない。必要性が生じた場合に協議が行われて締結され、その時点で受け入れ可能なように詳細が決められ、具体的であったり一般的であったりする。よって、国際条約は同レベルの「実現可能性」を持つわけではない。すぐに施行できるほど詳細な規定が備わっている場合もあれば、国の法令やプロセスのもとでさらなる進展が必要になる場合もある。

条約について協議中の国々の大半が受容可能であるかどうか、条約の規定を左右する。これを理由として条約は、特定の問題に対して取り得る最適な解決策、または最先端技術の適用を反映していない場合もある。よって、条約を実施する際に各国は、国内や多国間において、条約の規定の範囲を超えて行う場合がある。

数々の国際条約の実施要件は交差したり組み合わせられたりして、海洋環境を保護する行動やアプローチのネットワークを形成している。

よって、法律上、管理上、および施設に関するインフラを設計することにより、複数の条約の実施を同時に促進することができる。

例えば多くの条約には、モニタリング、船舶安全検査、保護区、統合的廃棄物管理といった基本的な行動様式が含まれている。以下の表は、共通の実施要素が、さまざまな条約をどのように結び付けているかを示している。特定の行動計画に着手することにより、多数の条約に基づく義務が順守されることになる。

国際文書の統合的実施のための行動計画

A C T I O N	Rio Declaration	Agenda 21	UNCLOS	UNFCCC	WPA	CBD	Bioslar	OTIS	Basel Convention	London Convention	MARPOL	OHSC	CLC/FUND/IMO	Bangkok Convention	Nairobi Convention	Hong Kong Convention
ICM	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓			
Integrated water management	✓	✓	✓		✓				✓	✓	✓	✓				✓
Protected areas	✓	✓	✓		✓	✓	✓			✓	✓					
Risk	✓	✓		✓	✓	✓			✓	✓					✓	✓
Risk assessment		✓		✓	✓	✓				✓		✓	✓			✓
Monitoring		✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓		✓	✓	
Port state control			✓							✓	✓	✓	✓	✓		

海洋汚染に関する国際条約の批准状況

(2015年8月26日現在)

Convention	1970s				1980s				1990s				2000s			
	1970	1971	1972	1973	1974	1975	1976	1977	1978	1979	1980	1981	1982	1983	1984	1985
London Convention																
London Protocol																
Geneva Convention																
Geneva Protocol																
Oslo Convention																
Oslo Protocol																
Barcelona Convention																
Barcelona Protocol																
Geneva Convention on the High Seas																
Geneva Protocol on the High Seas																
London Convention on the Prevention of Pollution from Ships																
London Protocol on the Prevention of Pollution from Ships																
Geneva Convention on the Limitation of the Liability of Shipowners																
Geneva Protocol on the Limitation of the Liability of Shipowners																
Geneva Convention on the Unlawful Acts of Violence at Sea																
Geneva Protocol on the Unlawful Acts of Violence at Sea																
Geneva Convention on the High Seas																
Geneva Protocol on the High Seas																
Geneva Convention on the Unlawful Acts of Violence at Sea																
Geneva Protocol on the Unlawful Acts of Violence at Sea																
Geneva Convention on the High Seas																
Geneva Protocol on the High Seas																

Convention	1970s				1980s				1990s				2000s			
	1970	1971	1972	1973	1974	1975	1976	1977	1978	1979	1980	1981	1982	1983	1984	1985
London Convention																
London Protocol																
Geneva Convention																
Geneva Protocol																
Oslo Convention																
Oslo Protocol																
Barcelona Convention																
Barcelona Protocol																
Geneva Convention on the High Seas																
Geneva Protocol on the High Seas																
London Convention on the Prevention of Pollution from Ships																
London Protocol on the Prevention of Pollution from Ships																
Geneva Convention on the Limitation of the Liability of Shipowners																
Geneva Protocol on the Limitation of the Liability of Shipowners																
Geneva Convention on the Unlawful Acts of Violence at Sea																
Geneva Protocol on the Unlawful Acts of Violence at Sea																
Geneva Convention on the High Seas																
Geneva Protocol on the High Seas																

注記：数字は、批准または加盟の年を示す。

a- 承認 A-受諾 D- 廃棄

海洋環境に関する国際条約や国際合意の批准状況
(2015年8月26日現在)

ACTION	UNFCCC 1992	Biodiversity 1992	Montreal Protocol 1987	Ramsar 1971	CITES 1973	Migratory Species 1979	World Heritage 1972	WTO 1994	Stockholm Declaration 2001	Nagoya Protocol 2010	Minamata Convention 2013	Santa Barbara Framework for Action 2005
Brunei Darussalam	2007	2008			1992							
Cambodia	1993	1993	Y	1993	1993		1993	2006	Y			
China	1992	1992	Y	1992	1992		1992	1999	Y	2012		
DPR Korea	1994	1994	Y				1994					
Indonesia	1994	1994	Y	1992	1976		1992					
Japan	1993	1993	Y	1992	1982		1982	1993	Y			
Laos PDR	1995	1996					1997	2007		2012		
Malaysia	1994	1994	Y	1993	1993		1994		Y	2012		
Myanmar	1994	1994	Y	2002	2002		1994		Y			
Philippines	1994	1993	Y	1994	1994	1994	1993	1993-98	Y			
RO Korea	1993	1994	Y	1993	1997		1993	1979	Y			
Singapore	1997	1995			1996		2012					
Thailand	1994	2004		1993	1994		1987		Y			
Timor-Leste	2006	2006										
Vietnam	1994	1994	Y	1993	1993		1997			2014		

注記：表中の数字は、批准または加盟の年を示す。

Y - 会議に参加

「オーシャンズ・デイ@COP 21」

参加者向け海洋と気候に関する政策提言案の概要

For Participants of Oceans Day at COP 21

Summary of Draft Policy

Recommendations on Oceans and Climate

2015年12月1日

「オーシャンズ・デイ@COP 21」参加者向け

海洋と気候に関する政策提言書の概要

海洋と気候に関する国際作業部会（調整役：グローバル・オーシャン・フォーラム）

はじめに

本概要は、海洋と気候に関する主要課題についての政策概要を作成し、今後5年間における海洋と気候に関する戦略的行動計画を策定するにあたっての枠組みに関する議論のプロセスを開始すべく、グローバル・オーシャン・フォーラム（GOF）が調整し組織した「海洋と気候に関する国際作業部会」による現在実施中の取り組みに基づき考案された一連の政策提言書について説明するものである。

オーシャンズ・デイの連携機関およびその他の関連機関に所属する36名の専門家¹により構成される当作業部会は、海洋と気候に関する5つの主要課題（気候、緩和、適応、資金調達および能力開発（科学的評価および公教育を含む）において海洋が果たす中心的役割）に取り組んでいる。

海洋と気候に関するこれらの主要課題のそれぞれに関し、専門家は1) 課題の現状（また該当する場合には、当該課題に関連した科学知識）、2) 当該課題に対するUNFCCCの枠組みにおける対処の現状、3) 当該課題に対処するための戦略目標および行動、4) 今後5年間において当該課題への対応を進めるにあたり、UNFCCCの枠組み内で活用し得る機会や道筋（例：科学技術助言補助機関（SBSTA）、強化された行動のためのダーバン・プラットフォーム特別作業部会（ADP）、ナイロビ・フレームワーク等のプロセスや機関）、5) 当該課題への対応を進めるにあたり、UNFCCCの枠組みの外で活用し得る機会や道筋、6) 各課題に関する財務面の留意点についての分析を要請されている。

本取り組みを進めるにあたっては、政府、国際機関、NGOおよび民間セクターに属し、今後5年間にわたりUNFCCCの枠組みの内外において海洋と気候に関連する課題への対応を進めるにあたり貢献を希望する全ての人々の参加を受け入れていることにご留意いただきたい（参加をご希望の場合は、*Miriam Balgos* 博士 (miriambalgos@globaloceans.org) までお問い合わせください）。

国際作業部会の参加者は「オーシャンズ・デイ@COP 21」にて、以下のパネル、すなわちパネル2「気候変動が海洋、沿岸および小島嶼開発途上国（SIDS）に暮らす人々にもたらす影響への対応」、パネル3「緩和と海洋（海洋ベースの緩和ならびに適応と緩和に向けた資金調達に関する論文）」およびパネル4「適応」に関し、この共同の取り組みに基づく「準備論文」を提示する：

本書は草案であり、政策概要の完成版は2015年12月末に提出され、検討が行われる予定である点にご留意いただきたい。「オーシャンズ・デイ@COP 21」および以下に記載する海洋関

¹海洋と気候に関する国際作業部会のメンバーは以下の通り：Biliana Cicin-Sain、Miriam Balgos、Erica Wales（グローバル・オーシャン・フォーラム）；Julian Barbieri、Vinicius Lindoso、Kirsten Isensee（IOC）；Carol Turley（プリマス海洋研究所）；Raphael Bille（太平洋共同体事務局）；Dorothee Herr（IUCN）、John Virdin、Tibor Veigh（デューク大学）、寺島紘士、前川美湖（笹川平和財団海洋政策研究所、日本）；Edmund Hughes、Fredrik Haag、Edward Kleverlaan；Glen Wright（IDDRI）；Mike Donoghue、Warren Lee Long（SPREP）；David Osborn（IAEA）、Magdalena Muir（EUCC）；Tundi Agardy（Sound Seas）；Cassandra De Young（FAO）；Kathy McLeod（The Nature Conservancy）；Christophe Lefebvre（フランス海洋保護区庁）；Ujwala Ramakrishna、（グローバル・オーシャン・フォーラム）；Janot Mendler de Suarez（赤十字社）；デラウェア大学 気候変動による移住者に関する作業部会）；Richard Bowers、Julie Steinberg、Meredith Kurz、Meghan Rowe、Michelle Burt；Doug Woodring（Ocean Recovery）；Philippe Vallette、Manuel Ciria（ワールドオーシャンネットワーク）、Kateryna Wowk（Harte Institute）

連のその他のイベントにて本提言案を提示し、意見を募るとともに、UNFCCCにおける枠組みの内外で行動を策定し実施すべく、今後5年間における海洋と気候に関する戦略的行動計画を策定するための「有志連合」の創設に着手する。

当戦略的行動計画には、どのような行動段階が求められるか、それぞれの行動段階を誰が担うか、いつまでに、どの程度の期間をかけてこれらを実施するか、そしてどのようなリソースが必要となるかといった、行動段階に関する提言を含めるものとする。

「オーシャンズ・デイ@COP21」の出席者には、COP21開催期間中に行われる以下の会合にて、海洋と気候の課題に対して今後5年間にわたりUNFCCCの枠組みの内外で講じ得る今後の対応に関する議論にも合わせてご参加いただきたい：

--12月3日 11:15-12:45 レッドゾーン（「海洋と気候フォーラム」開催期間中）「COP21を受けた海洋と気候に関する戦略計画に向けて」ルーム8

--12月7日 16:45-18:15 ブルーゾーン 「UNFCCC COP21の意欲的協定にて海洋と沿岸を盛り込むことの重要性」ルーム2

--12月8日 11:15-12:45 レッドゾーン「UNFCCCの意欲的協定にて海洋と沿岸を取り上げることの重要性：実施に向けての準備」ルーム5

提言案に対する意見および、海洋と気候に関する5ヵ年戦略計画の策定と実施への協力の申し出については、グローバル・オーシャン・フォーラムのBiliana Cicin-Sain博士 (bilianacicin-sain@globaloceans.org)宛にご連絡ください。

海洋と気候に関する提言案²

1. 地球の存続および人間の経済的・社会的福祉において海洋が果たす中心的役割：意思決定者に与えられた選択肢

1.0 沿岸および島のコミュニティ、海洋生態系ならびに海洋化学にもたらされる破滅的影響を回避すべく、温室効果ガスの厳格な排出削減を採択する。

海洋は、気候に対して重要な役割を果たしている。海洋は地球の気候と天候を左右する主たる要素として、大気中に占める酸素の50%を生成し、地球全体における一次生産の50%を担っている。海洋はとりわけ、大気中の二酸化炭素量および熱量の調整を通じ、気候に影響を及ぼしている。現在、海洋は人為起源による二酸化炭素排出量の約30%に加え、ここ数十年の間に地球システムの温暖化により生成された熱量の90%以上、ならびに融氷により生じる全ての水を取り込んでいる³。しかし、温室効果ガスの排出量が十分に削減されなければ、海洋がこれらの重要な機能を今後も果たし続けていくことは不可能である。

²これらの提言は、脚注1に記載した政策概要の著者の個々の作業により作成されたものであり、誤りや脱落については、それぞれの著者が責任を負う。本提言において示された見解は、「オーシャンズ・デイ@COP21」を共催する各機関の見解を必ずしも反映するものではない。

³IPCC (2013年)：「気候変動2013 - 自然科学的根拠」気候変動に関する政府間パネル (IPCC) 第5次評価報告書に対する第1作業部会の寄稿 [Stocker, T.F., D. Qin, G.-K. Plattner, M. Tignor, S.K. Allen, J. Boschung, A. Nauels, Y. Xia, V. BexおよびP.M. Midgley 編集]

ケンブリッジ大学出版局 (英国ケンブリッジおよび米国ニューヨーク州ニューヨーク市：ケンブリッジ大学出版局、1535 pp、doi : 10.1017/CBO9781107415324 ; Gattuso その他 (2015年)

沿岸や島に暮らす人々は気候変動と隣合わせにあり、過度な影響を被ることとなる。海面上昇は、島を完全に飲み込み、そこに暮らす人々の居住地が失われる恐れがあるため、島のコミュニティに深刻なリスクをもたらすものである。漁業は海水の温度やその化学的性質の変化による影響を受け、これにより食糧安全保障や人々の暮らしにリスクが及ぶ。海洋酸性化は海洋の化学的性質を変化させ、漁業、サンゴ、軟体動物ならびに北極圏などの影響を受けやすい地域に影響をもたらすものであり、世界中の沿岸地域や島国の経済や食糧安全保障に深刻な影響を及ぼす。

それ故に、気候変動が海洋にもたらす影響を和らげるとともに、島や沿岸に暮らす人々、そして沿岸と海洋生態系にもたらされるリスクを緩和するために、温室効果ガスの削減が必須となる。

主な知見

海洋および沿岸は、生物地球化学的プロセスおよび物理的プロセスを含めた重要な生態系サービスを提供するものであり、そのため海洋は地球の存続にとって不可欠な存在である。

海洋は、全世界の 40 億を上回る人々に必須タンパク質や栄養素を供給しており、海洋プロセスの攪乱は食糧安全保障や人々の暮らしに影響をもたらす。

高潮の強度や頻度の増加、海面上昇、沿岸洪水の増加や病原体への接触の増加は、沿岸や島のコミュニティにおける安全確保、人々の健康および食糧安全保障に著しい影響を及ぼす。

気候変動により、2050 年までに推定で 5,000 万人から 2 億人の人々が現在の居住地からの移動を余儀なくされる可能性がある。

気候変動のリスクは一定ではなく、排出量の段階的变化に伴い急速にリスクが高まる可能性がある。

排出量をいかに効率的に削減できるかにより、人間にもたらされるリスクの程度は異なってくる。しかし、排出量が最も低い場合であっても、目標である 2°C 以内の気温上昇を上回る可能性は 33% であり、サンゴや双殻類などの海洋生物の生存にとって深刻なリスクをもたらす。

2. 緩和

2.0 「ブルーカーボン」政策の実施、船舶由来の二酸化炭素の排出量削減、海洋ベースの再生可能エネルギー開発、ならびに海洋ベースの二酸化炭素の回収および貯留の検討を含め、海洋を活用した緩和措置の開発と適用を推進する。

2.1 主要な二酸化炭素吸収源としての沿岸生態系（例：マングローブ、海草藻場、塩性湿地）を保全し、持続的に管理するとともに、気候変動に対する主要な緩和措置として、炭素を吸収する沿岸生態系（「ブルーカーボン」）の管理を UNFCCC の政策および資金調達プロセスに組み込む。

-- 「各国が自主的に決定する約束草案」（INDC）にて、温室効果ガスの排出および除去において沿岸生態系が果たす役割を説明する。

2.2 船舶由来の大気排出物への対処に向けた進展をさらに加速させる。

2.3 海洋ベースの再生可能エネルギー（洋上風力、波力、潮力および水生生物燃料等）を持続的に開発し、統合型海洋計画および強化された規制の枠組みを通じてこれらの手法を実施する取り組みを加速させる。

2.4 海洋による二酸化炭素の回収および貯留の可能性について検討し、適切な場合には、海洋隔離および海洋工学に向けた規制体制の開発を進める。

3. 適応

3.0 国、地域および現地レベルにおける沿岸と海洋の統合管理機関を通じて生態系ベースの適応戦略を実施することで、沿岸および海洋の生態系、ならびに人間の定住地の脆弱性を軽減するとともに、沿岸や島のコミュニティにおける管理能力、準備体制、回復力および適応能力を開発する。

気候変動と隣合わせにある 183 の沿岸国や小島嶼開発途上国の沿岸および島のコミュニティにおいて、適応の取り組みを以下の要領にて実施する必要がある：

3.1 1992年の地球サミット以降に世界の全地域において国および現地レベルで創設された沿岸および海洋の統合管理機関や海洋空間計画機関を通じ、災害リスク対策機関および災害の影響を被るセクターやコミュニティとの密な連携のもとで実施する。

3.2 生態系ベース、特にグリーンインフラに関する適応手法を応用し、海面上昇、暴風雨および洪水に対応すべく、自然システムによる防御策を講じる。

3.3 海洋保護区における密着型ネットワークを確立し効果的に管理することにより、海洋生物多様性を保護するとともに、気候変動に対する海洋生態系の回復力を高め、最低でも、2020年までに海域および沿岸域の少なくとも10%を保全するという生物多様性条約の愛知目標を達成する。

3.4 気候変動の結果として、沿岸および島に暮らす人々が現在の居住地を失うことに関連した課題への対応措置を策定し、支援する。これには、気候を要因として生じる難民や移住者の定義、権利および手続きといった観点から国際法を改善することが必要となる。

3.5 「持続可能な小規模漁業を保護するための世界的な自主ガイドライン」を認識した上で、自然災害および人為的災害や気候変動が小規模漁業にもたらす特異的影響を考慮するとともに、社会的弱者や周縁化された集団、ならびに十分な食糧を確保する権利の漸進的実現を支援する必要性に対して特段の注意を払う。

3.6 (持続可能な開発目標の14.7に沿って) 低炭素ソリューションおよび発展途上国や小島嶼開発途上国の経済的便益に重点を置き、「ブルーエコノミー」の手法を推進し応用する。

4. 資金調達

気候変動と隣合わせにある183の沿岸国や小島嶼開発途上国の沿岸および島のコミュニティにおける適応と緩和の取り組みには、以下の事柄が求められる：

4.0 海域および沿岸域、そしてそこに暮らす人々に関連した適応と緩和の取り組みを支援するため、以下の方法を通じて十分な資金を受ける：

1) 既存の気候関連基金のかなりの割合を、沿岸および小島嶼開発途上国の課題への対応に充てる。

2) 沿岸地域における適応のために特別基金の創設を検討する。

3)革新的な手法および連携を通じた適応と緩和の取り組みを支援するために、補足的な資金調達的手段を開発する。

そのためには、以下の取り組みが必要となる：

4.1 適応および緩和プログラムの計画と実施について情報を提供すべく、沿岸国および小島嶼開発途上国における適応と緩和に伴う費用の評価について検討する。

--例えば、沿岸域および小島嶼開発途上国における適応に伴う既存の費用概算は、必要な投資を低く見積もっており、かつ断片的で不完全であることが判明している。例：海面上昇への対応に関する費用概算は、概してインフラ被害に重点を置いているが、沿岸帯水層への塩水侵入や、漁業および水産養殖を支える生息環境の破壊には目を向けていない。

--例えば、海洋ベースの緩和に伴う費用には何が含まれるか？

例：沿岸および海洋管理に「ブルーカーボン」を組み込むための費用、船舶業界による緩和の取り組みに伴い生じる費用、再生可能エネルギーに要する費用、ならびに二酸化炭素の回収および貯留（CCS）に伴う費用

4.2 気候変動の結果として沿岸および島に暮らす人々が現在の居住地を失うことに関連した課題に対処すべく、どのような資金調達措置を開発し支援する必要があるか？

--この主要課題の規模と重大性は、最近になり判明し始めたところである。すなわち、気候変動に伴う人々の移住に対する資金調達の方法を含め、世界レベルおよび国レベルでこの課題に注目していく必要がある。

4.3 沿岸諸国および島国やコミュニティにおける適応と緩和の取り組みを支援するための十分な資金の継続的な提供を確保する手法とは？

追加的な研究、議論および検討の対象となり得る選択肢は以下の通りである：

--沿岸国および小島嶼開発途上国やコミュニティにおける気候変動への対応を支援するための資金の流れを調査し報告する資金追跡メカニズムを開発する。これには例えば、国別適応行動計画（NAP）の枠組み内における海洋適応プロジェクトの追跡とその実施が含まれる場合がある。

--世界的な公共財政メカニズム（「緑の気候基金」等）において、沿岸域や小島嶼開発途上国での適応と緩和の取り組みを支援するための資金を割り当てる。

--沿岸の「グレー」インフラへの投資額の10%を、沿岸生息地の保護と回復に割り当てる。

--自主的メカニズムとして民間セクターによる取り組みを開発し実施することにより、海洋適応のための資金を創出する。

5.能力開発

5.0 緩和および適応措置の実施や、適応管理能力、早期警戒システムおよび防災手段の開発、ならびに UNFCCC の枠組みの内外で全ての国々と知識を共有するための知識管理手法の開発のために、知識、ツールならびに科学的小島嶼開発途上国、発展途上国および経済移行国に対し、技術的および資金的支援を提供する。

気候変動と隣合わせにある 183 の沿岸国や小島嶼開発途上国の沿岸および島のコミュニティにおいて、能力開発に向けた以下の取り組みを行う必要がある：

5.1 個人、組織および体系的レベルで気候変動に対処するための緩和および適応措置を開発し実施するにあたっての能力を構築すべく、技術的および資金的支援を提供する。

海洋と気候に関する能力開発のための行動は、以下の戦略目標に沿って構成される必要がある：

--沿岸および海洋適応（例：統合沿岸域管理および計画、災害対策、土地利用計画、環境保全、ならびに持続可能な開発に向けた国家計画において、気候変動への適応に主眼を置く）、緩和（例：二酸化炭素吸収源の管理）、科学研究および観測システム、ならびに公教育およびアウトリーチのための能力を開発するとともに、これらの分野における能力開発の進捗状況を評価すべく、UNFCCC の枠組みにおける見直しプロセスのための指標を確立する。

--発展途上国および経済移行国向けの UNFCCC による統合的な行動枠組みを通じた能力開発や技術移転の枠組みの実施に際し、海洋と気候の観点を取り入れる（技術訓練や知識共有など、従来の能力開発に該当する純粋な技術移転と活動の両方を効果的に網羅した「海洋技術の移転に関する IOC 基準および指針」にて説明されている通り）。

--「小島嶼開発途上国行動モダリティ推進の道」およびその他の枠組み内で、緩和および適応措置を実施するにあたり必要となる知識、ツール、公的支援、科学的小島嶼開発途上国に関する政治的専門知識に関して不可欠な均衡を備えた小島嶼開発途上国の伝統的知識、技術および技能を含めた既存の適応能力を強化する。

--海洋と気候に関連する管理および政策に関して能力を開発すべく、発展途上国や小島嶼開発途上国における海洋政策センターの強化を推進する。

5.2 UNFCCC のプロセスおよびその枠組みを超えての地球規模の海洋観測、研究ならびに関連する能力開発の進展を促す。

--UNFCCC COP 22 における発表と議論が想定されている全球気候観測システム（GCOS）実施計画を作成するにあたり、海洋科学者および既存の海洋観測ネットワークによる積極的な参加を奨励する。

--海洋に関する IPCC 報告書の作成を支援する。本報告書は、海洋と気候が果たす中心的役割に関する科学的知見、想定されるシナリオおよびこれに伴う結果を用いて IPCC 第 5 次評価報告書（AR5）の評価を統合し更新するとともに、AR6 の準備と作成に役立つためのものである。

--既存のデータ格差、特に、長期的な水面下変動に関し重要な洞察を提供する海洋の物理的挙動に対する理解を、国際協力を通じていかにして速やかに向上させることができるかを例証した海洋フロートに関するアルゴネットワークなどの国際連携に関するデータ格差を補うための観測および科学プログラムを支援する。

--海洋生態系を持続的に管理するための知識を向上させるとともに、気候変動および海洋酸性化の影響を理解する必要性に対応すべく、国を挙げての取り組みの一環として、とりわけ UNFCCC および持続可能な開発のための 2030 ア

ジェンダ／持続可能な開発目標の目標 14 の枠組みにおいて、持続的な海洋観測を取り入れる必要がある。

--（「小島嶼開発途上国行動計画モダリティ推進への道」決定事項 58 項 f に基づき）海洋気候研究および総合的観測に関して国家間の協力体制を強化すべく、地域海洋センターの設立を通じて脆弱諸国の技術的能力開発を推進する。

--現在実施中の、および計画されている海洋酸性化観測計画に関する協力と調整を促すとともに、科学者や政策立案者が適応と緩和に関して最適な戦略を策定できるような成果をもたらすべく、「海洋酸性化に関する地球規模ネットワーク」（GOA-ON）が実施する活動を支援する。

5.3 地球の存続および世界的・国家的福祉において海洋が果たす役割、ならびに気候変動が小島嶼開発途上国や沿岸のコミュニティにもたらすリスクに対する個人の能力を高め、一般的理解を向上させるとともに、緩和や適応の対応のための支援を促進すべく、「教育と啓発に関するリマ宣言」（2014 年の COP20）における教育および意識向上に対する呼びかけに同調する形で、一般向けのアウトリーチや教育の取り組みを拡大する。

--気候変動の影響に対応できる社会を形成し、気候変動に対する回復力を備えた持続可能な開発を推進すべく、正規教育や非公式教育および一般向けの意識向上プログラムを奨励するとともに、子どもや若者、高齢者、女性、障害を持つ人々、先住民、地域社会および非政府組織を含めた全てのステークホルダーをこれらのプログラムの実施に参画させる（リマ閣僚宣言）。

--海洋、沿岸および小島嶼開発途上国に重点を置いた気候変動に関する教育、自然科学および一般の意識向上の関連課題について、UNFCCC の関係者による国連の政府間パネルや専門家グループへの参加を奨励する（リマ閣僚宣言）。

5.4 地球の存続と人間の福祉のために海洋生態系を良好な状態に高めるべく、政策立案者、特に UNFCCC およびその他の高位の意思決定機関に属する政策立案者の、海洋および気候関連の課題の重要性、ならびに今後 5 年間に於いて大胆な政策措置を実施する必要性に対する認識と理解を向上させる。

--気候に関する議論および、UNFCCCのプロセスを通じた COP21 を受けての
気候変動対応体制において、海洋ベースの能力開発課題とその解決策に対す
る全般的な認知度を向上させる。

問い合わせ先：Biliana Cicin-Sain 博士 (bilianacicin-sain@globaloceans.org)、Miriam Balgos 博士
(miriambalgos@globaloceans.org) / グローバル・オーシャン・フォーラムおよびデラウェア 大学

モデルサイト等における沿岸域総合管理の進捗状況

取組内容	モデルサイト					モデルサイト候補		参考			
	志摩市	小浜市	備前市	宿毛市・大月町	宮古市	長崎県	竹富町	瀬戸内海	東京湾	大阪湾	
① 海陸を一体とした状況把握	対象区域	英虞湾、的矢湾、太平洋沿岸及び流域	小浜湾及び流域	日生海域	宿毛湾及び流域	宮古湾及び流域	<大規模海域型> 大村湾及び流域 5市・5町	<離島型> 16の島と9つの有人島からなる島嶼地域	<大規模海域型> 瀬戸内海に面した11府県+京都府、奈良県	<大都市型> 東京湾及び流域	<大都市型> 大阪湾及び流域
	人口・面積	52,913人(2016.1) 179.63km ²	29,613人(2016.2) 232.8km ²	36,350人(2016.2) 258.23km ²	21,727人(2016.2) 5,641人(2016.2) 286.15km ² 103.02km ²	56,436人(2016.2) 1,259.89km ²	流域人口 278,863人 (2013.3) 流域：564km ²	4,249人(2016.1) リーフ: 295.851km ² 陸域: 333.650km ²	約3,000万人 領海法:19,700km ² 瀬戸内法: 21,827km ²	約2,900万人(2004) 湾面積:1,380km ² 9,261km ²	1,745万人(2014) 1,450km ²
	陸域・海域の一体としての問題把握	漁業不振 干潟消失	底質・水質悪化 アマモ場消失 地下水利用	小型定置網不漁 アマモ場減衰	貧酸素化 水域の利用の錯綜	大震災 アマモ場消失 カレイ問題	水質・底質悪化	自然と文化の保全 安全保障	藻場・干潟の減少 赤潮発生 漁業不振	底質・水質悪化 漁業不振 生物生息場の喪失	底質・水質悪化 漁業不振 生物生息場の喪失
	場の評価	2003年：三重県地域結集型共同研究事業開始(JST補助事業) 2011年：海の健康診断(英虞湾)	2012年：海の健康診断実施	2001年：マリノフォーラム21「アマモ場造成技術指針」策定	2008年、2013年に海の健康診断実施 2014年から黒潮ウォッチ(JAMSTEC)のプロジェクトと連携	2012年：海の健康診断実施	2011年：海の健康診断実施		水産・環境・水循環・底質等から多くの研究事例あり	水産・環境・水循環・底質等から多くの研究事例あり	水産・環境・水循環・底質等から多くの研究事例あり
② 地域の関係者による合意形成	関連協議会	2008年：英虞湾自然再生協議会	2015年：地下水利用協議会	2006年：東備地区海洋牧場適正利用協議会設置	2009年：宿毛湾環境保全連絡協議会発足(サコ保)		大村湾をきれいにする会/大村湾沿岸議員連盟	瀬戸内海環境保全知事・市長会議	9都府県首脳会議、湾岸自治体環境保全会議		
	研究会・関連会議	2010年10月：沿岸域総合管理研究会設置	2012年：小浜市沿岸域総合管理研究会設置 2014年3月：研究会による「市民提言」の提出	2010年：備前市沿岸域総合管理研究会発足 (日生町漁業協同組合、岡山県水産課、備前市の共催)	2012年11月：宿毛湾沿岸域総合管理研究会発足 2015年：報告書を市長・町長に提出	2010年12月：宮古市沿岸域総合管理研究会発足 2012年3月：宮古市沿岸域総合管理研究会再開	2013年：大村湾懇話会	瀬戸内海研究会議			
	協議会	2012年8月：志摩市里海創生推進協議会発足	2014年9月：小浜市海のまちづくり協議会発足	現在：ブランド化を中心とするまちづくり協議会設置に向けて協議中		現在：サモンロード宮古まちづくり協議会(仮称)の発足へ向けて協議中			2003年：東京湾再生推進協議会発足 2013年：東京湾再生官民連携フォーラム発足	2003年：大阪湾再生推進協議会	
③ 沿岸域総合管理計画の策定	総合計画ほか	2011年：志摩市総合計画(後期基本計画)策定。 2016年3月：まち・ひと・しごと創生総合戦略：「新しい里海の恵みを市民みんなが生かすまちづくり」	2011年：第5次小浜市総合計画を策定。 2015年10月：まち・ひと・しごと創生総合戦略：「沿岸域総合管理による「海のまちづくり」を推進」	2014年：備前市新総合計画を策定、水産業の振興に「沿岸域の総合管理」を記載 2015年10月：総合戦略に「里海」を柱としたブランド化、豊かな海の再生等	宿毛市：2013年：宿毛市振興計画策定(沿岸域の記載：無) 大月町：21世紀のまちづくりに向けて(観光産業への展開に言及)	2011年：宮古市総合計画(2015年度から後期基本計画)、 2013年：宮古市東日本大震災復興計画策定	2014年3月：第3期大村湾環境保全・活性化行動計画策定 2007年：海洋基本法策定 2011年3月：竹富町海洋基本計画策定	1973年瀬戸内海環境保全臨時措置法(2015年10月改正)	2001年：都市再生本部第3次決定に「海の再生」が記載	2001年：都市再生本部第3次決定に「海の再生」が記載	

モデルサイト等における沿岸域総合管理の進捗状況（つづき）

取組内容		モデルサイト					モデルサイト候補		参考		
		志摩市	小浜市	備前市	宿毛市・大月町	宮古市	長崎県	竹富町	瀬戸内海	東京湾	大阪湾
③	沿岸域総合管理計画	2012年3月：里海創生基本計画策定 2016年3月：第2次里海創生基本計画策定	<u>2015年4月：海のまちづくり計画</u>						2000年：瀬戸内海環境保全基本計画 (2015年大幅改定)	2003年：東京湾再生のための行動計画策定(2013年第2期計画策定)	2004年：大阪湾再生行動計画策定(2014年第2期計画策定)
④	個別事業の実施計画の策定	2012年3月：里海創生基本計画の中に事業計画も記載	小浜市海のまちづくり計画の中で策定中			復興事業計画			瀬戸内海環境保全基本計画に基づき府県計画を策定		
	体制構築	市長 2008年大口秀和市長就任、2012年再選	2008年松崎晃治市長就任、2012年に再選	2013年：吉村武司市長就任	<u>2016年：中平富宏市長就任</u> 2013年：岡田順一町長就任	2009年：山本正徳市長就任、2013年再選	2010年：中村法道知事就任	2012年：川満栄長町長就任	—	—	—
	組織	2011年：里海推進室設置	現在：小浜市産業部農林水産課が主務	2013年：里海づくりの政策監任命 現在：備前市まちづくり部産業振興課水産係が主務	現在：宿毛市産業振興課、大月町役場産業振興課が主務	<u>現在：宮古市総務企画部、いわてマリンフィット(NPO)、閉伊川大</u> <u>学校(NPO)等が窓口</u>	長崎県環境部 長崎県環境政策課 長崎県環境保健研究センター等が窓口		—	—	—
事業実施	実施事業	干潟再生・テキスト化・里海学舎	アマ再生・地下水管理	1985年から漁業者を中心とするアマ再生活動 2014年：備前市によるブランド化事業	漁業振興	復興事業	貧酸素対策(エアレーション) 浅場造成	2014年：サンゴ礁等海域における地方交付税算定面積基礎調査等事業の実施	・瀬戸内海環境保全への支援 ・瀬戸内海環境保全研修の実施 ・海文化事業の実施	再生会議：陸域対策・海域対策・モニタリングの3つの分科会、フォーラム：7つのプロジェクトチーム	大阪湾再生推進一斉調査 大阪湾生き物一斉調査
⑤	沿岸域総合管理計画の評価と見直し	目標設定	新しい里海の恵みを市民みんなが生かすまちづくり 稼げる・学べる・遊べる里海のまちづくり	<u>美しく豊かな自然環境が守られているまち、自然と調和した、持続可能な産業、教育への利活用が図られているまち、市民が愛し、誇りを持つまち</u>	検討中	大震災からの復興	山から海まで一体となった里海づくり	自然と文化安全安心なまち	水質の保全、景観の保全、環境の再生及び創出、水産資源の持続的利用	江戸前を含む多様な生物の生息	「魚庭(なにわ)の海」の回復
	事業評価	2014年：協議会に評価専門部会設置、評価プロセスを開始							2015年：瀬戸内海環境保全特別措置法改正、瀬戸内海環境保全基本計画改定	2012年：第1期行動計画のとりまとめ(評価実施)	2014年：第1期行動計画最終評価実施
⑤	その他	2013年：PEMSEA 地方自治体ネットワーク(PNLG)に参画、フォーラム開催 <u>2016年6月：G7伊勢志摩サミット開催</u>	2012年：全国アマサミット in 若狭開催	<u>2016年：全国アマサミット開催予定(テーマ：備前発！里海・里山ブランドの創生～地域と世代をつなげて～)</u>	2003年：地元漁業者とダイバーが連携し間伐材を使った「海の中の森づくり」開始	2011年10月：「東日本大震災からの復興・岩手県沿岸域の生の声をきく会」開催 2014年 IPMEN 開催	2014年8月：大村湾サミットで大村沿岸10市町の首長が意見交換(大村湾を活かしたまちづくり自治体ネットワーク)	2013年2月：「地方自治体の海洋政策に関するシンポジウムー海域管理のための財源を考える」を開催		2013年より東京湾大感謝祭を開催	ほっといたらあかんやん！大阪湾フォーラム 大阪湾見守りネット

この報告書は、ポートルースの交付金による日本財団の助成金を受けて作成しました。

2015年度 沿岸域総合管理モデルの実施に関する調査研究報告書

2016年3月発行

発行：公益財団法人笹川平和財団 海洋政策研究所

〒105-8524 東京都港区虎ノ門1-15-16 笹川平和財団ビル
TEL 03-5157-5210 FAX 03-5157-5230
<https://www.spf.org/>

本書の無断転載、複写、複製を禁じます。

ISBN 978-4-88404-335-3

